

令和 6 年度 認証評価

松山短期大学

自己点検・評価報告書

令和 6 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	10
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	14
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	14
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	20
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	24
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	28
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	28
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	55
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	68
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	68
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	77
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	80
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	83
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	92
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	92
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	94
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	96
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11-1～20] 基礎データ	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、松山短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 6 年 6 月 21 日

理事長

新井 英夫

学長

松本 直樹

ALO

黒田 明良

1. 自己点検・評価の基礎資料

様式 4－自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

< 学校法人の沿革 >

大正 12 (1923) 年	松山出身の新田長次郎氏の寄付により松山高等商業学校創立 初代校長には旧大阪高等商業学校長加藤彰廉氏を選任
昭和 19 (1944) 年	松山経済専門学校と改称
昭和 24 (1949) 年	学制改革に際し、設立者新田家、同窓会組織である温山会及び 県官民の協力を得て松山商科大学に昇格、商経学部を設置
昭和 27 (1952) 年	地元勤労学生その他の熱烈な要望に応じて短期大学部商科第 2 部を併設
昭和 37 (1962) 年	商経学部を発展的に解消し、経済学部及び経営学部を設置
昭和 47 (1972) 年	大学院経済学研究科（修士課程）を開設
昭和 49 (1974) 年	人文学部（英語英米文学科、社会学科）を開設 大学院経済学研究科（博士課程）を開設
昭和 54 (1979) 年	大学院経営学研究科（修士課程）を開設
昭和 56 (1981) 年	大学院経営学研究科（博士課程）を開設
昭和 63 (1988) 年	法学部法学科を開設
平成元 (1989) 年	松山大学、松山短期大学に改称
平成 18 (2006) 年	薬学部医療薬学科を開設 大学院社会学研究科（修士課程・博士課程）を開設
平成 19 (2007) 年	大学院言語コミュニケーション研究科（修士課程）を開設
平成 26 (2014) 年	大学院医療薬学研究科（博士課程）を開設
令和 2 (2020) 年	大学院法学研究科（修士課程）を開設
令和 5 (2023) 年	松山大学創立 100 周年

< 短期大学の沿革 >

昭和 27 (1952) 年	松山商科大学に短期大学部商科第 2 部を併設
平成元 (1989) 年	松山短期大学に改称
令和 4 (2022) 年	松山短期大学創立 70 周年

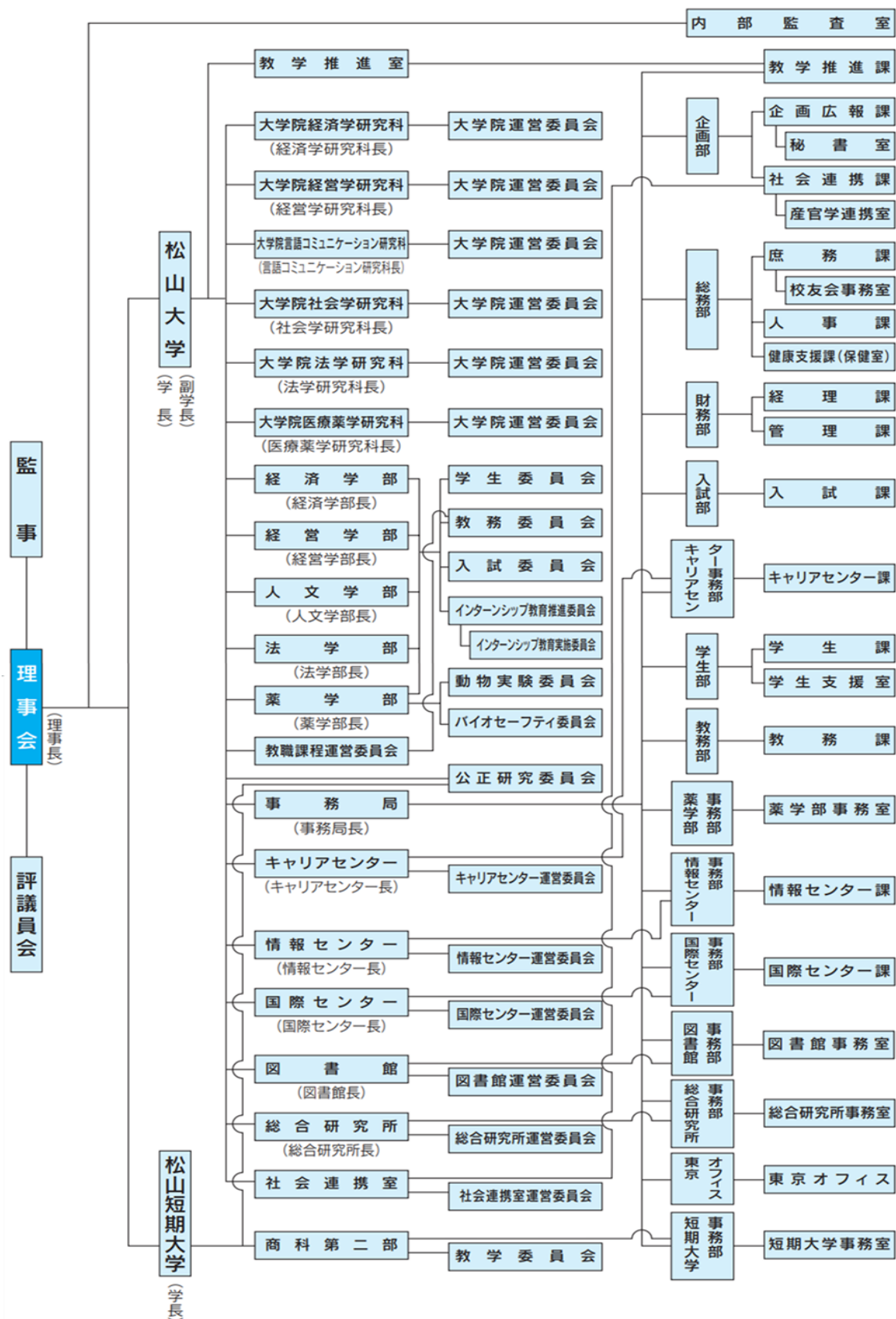
(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 6 (2024) 年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
松山短期大学 商科第 2 部	愛媛県松山市 文京町 4 番地 2	100	200	114
松山大学 経済学部	同上	400	1,600	1,664
経営学部		400	1,600	1,703
人文学部		235	940	935
法学部		215	860	947
薬学部		100	600	407
松山大学大学院 経済学研究科	同上	修士 5	10	1
		博士 2	6	0
経営学研究科		修士 5	10	1
		博士 2	6	0
言語コミュニケーション研究科		修士 3	6	1
社会学研究科		修士 3	6	1
		博士 2	6	2
法学研究科		修士 3	6	5
医療薬学研究科		博士 3	12	7

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和 6（2024）年 5 月 1 日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学は愛媛県の県都である松山市に立地している。松山市の人口は約 50 万人であり、愛媛県全体の 4 割弱を占めている。人口動態をみると、愛媛県が令和 2（2020）年から令和 6（2024）年までの間に 1,336,652 人から 1,288,160 人へと 48,492 人、3.6%減少しているのに対し、松山市は、同期間 508,912 人から 501,670 人へと 7,242 人、1.4%の減少と県全体に比べて減少幅がやや小さい。

松山市と愛媛県の人口動態（各年 1 月 1 日現在の推計人口、単位：人）

	令和 2 (2020) 年	令和 3 (2021) 年	令和 4 (2022) 年	令和 5 (2023) 年	令和 6 (2024) 年
松山市	508,912	510,922	508,650	505,304	501,670
前年比	△0.4%	0.4%	△0.4%	△0.7%	△0.7%
愛媛県	1,336,652	1,332,205	1,317,405	1,303,048	1,288,160
前年比	△0.9%	△0.3%	△1.1%	△1.1%	△1.2%

出所：松山市・愛媛県統計資料

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域 (出身県)	令和元 (2019) 年度		令和 2 (2020) 年度		令和 3 (2021) 年度		令和 4 (2022) 年度		令和 5 (2023) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
愛媛県	100	90.1	89	91.8	73	94.8	79	89.8	61	87.1
香川県	3	2.7	0	—	1	1.3	1	1.1	0	—
高知県	1	0.9	4	4.1	2	2.6	0	—	0	—
徳島県	1	0.9	2	2.1	0	—	0	—	0	—
その他	6	5.4	2	2.1	1	1.3	8	9.1	9	12.9
合計	111		97		77		88		70	

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和 5（2023）年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

開学当初は、近隣地域の社会人（有職者）を主たる対象としており、在學生に占める社会人の割合はほぼ 100%であった。しかし、その後の大学進学率の上昇や少子化の進行等、社会情勢の変化により、社会人の在學生は極端に減少し、現在では、高校新卒者及び有職者ではない高校既卒者が入学者のほとんどを占めている。出身地別にみると、前頁の表のとおり 9 割近くが愛媛県出身者である。これらのことから、地元高校生のニーズが高いことがわかる。

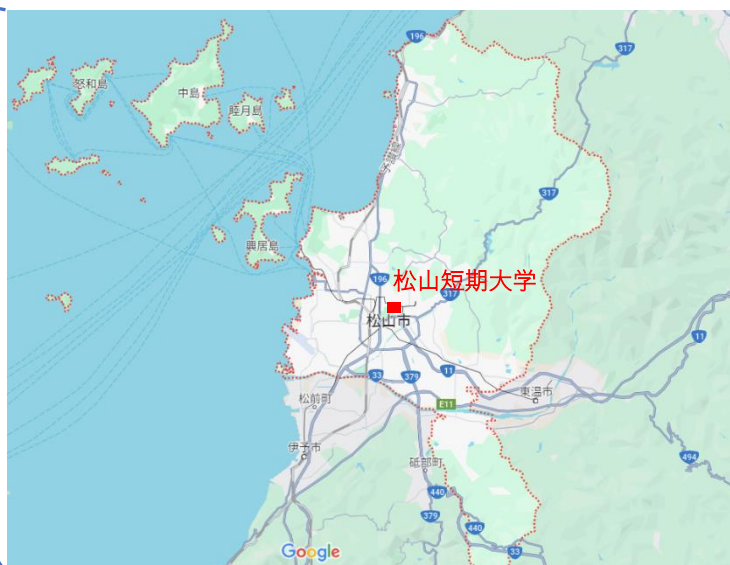
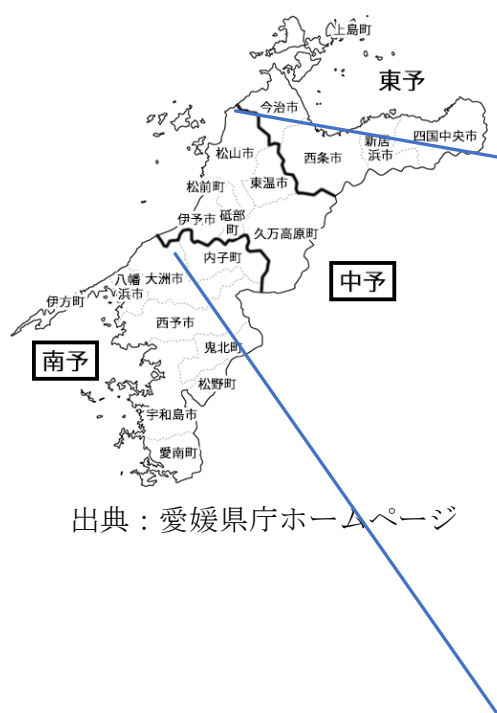
また、近年の特徴として、特に高校新卒者においては、4 年制大学への編入を希望する者が増加傾向にある。なかでも、併設の松山大学への編入を目指す学生が多い。

■ 地域社会の産業の状況

本学が立地している松山市は愛媛県の県都であり、人口約 50 万人を擁する四国最大の都市である。愛媛県を東予（県東部）・中予（県中部）・南予（県南部）の 3 つに区分すると、各地域は「第 2 次産業のウエイトが高い東予」「第 3 次産業が集積している中予」「第 1 次産業が盛んな南予」という特徴がみられる。

松山圏域は中予地方の中心として位置づけられ、道後温泉や松山城を代表とする観光産業、複数の大学を始めとする教育産業、新聞や放送局などの情報サービス業などが数多く立地している。周辺の市町をも商圈とする利便性の高い商業集積もみられる。また、製造業に関しても、ボイラーや農業機械などの一般機械や金属加工、削り節など海産物関連の食品加工業が立地しているほか、臨海部には大手メーカーの工場が集積し、化学製品・化学繊維等の生産を行っている。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
・ 前回の第三者評価時以降、自己点検・評価に関する報告書が作成されていないので、教育の質保証を図るためにも定期的な作成と公表が望まれる。
(b) 対策
・ 従来の「松山短期大学自己点検・評価委員会規程」を全面的に見直し、令和 4 (2022) 年度に新たな「松山短期大学自己点検・評価規程」を定め自己点検・評価を実施するに至っている。
(c) 成果
・ 令和 4 (2022) 年度、令和 5 (2023) 年度に報告書を作成した。

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
・ 提出された自己点検・評価報告書には、記載方法に不備が見られたので、今後より一層の自己点検・評価への組織的な取り組みが望まれる。
(b) 対策
・ 今回の報告書作成時には、各担当者が「自己点検・評価報告書作成マニュアル」を熟読・理解したうえで作業に臨み、マニュアルに沿った報告書を作成し、自己点検・評価委員会等が複数回にわたって点検を行った。
(c) 成果
・ 組織的な取り組みによりマニュアルに沿った報告書が作成できたと認識している。

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
・ 「シラバス作成の手引き」が作成されているが、一部の教員が手引きに沿った書き方をしていない。今後は、教員の意識及びチェック体制のより一層の向上が望まれる。
(b) 対策
・ 「シラバス作成の手引き」の配付時に、シラバスの記載内容の適正性について説明している。また、担当教員以外の第三者（本学の教学委員）がチェックし、趣旨の徹底を図っている。
(c) 成果
・ 改善された。

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
・ 15 週目に定期試験を行う授業科目があり、1 単位あたり 15 時間の授業が確保されていないため、改善が望まれる。また、授業出席を成績評価に含めている授業科目があるので、学生の学習成果を適切に評価するよう改めることが望まれる。

(b) 対策
・短期大学設置基準に従って授業時間を確保するよう徹底するとともに、「シラバス作成の手引き」の記述内容を見直し、記載内容の適正性を図った。また、成績評価については、学習の到達目標を基に評価し、授業の到達度や複数の評価方法で測定した結果を用いて判定するよう非常勤講師を含めた教育職員全員に徹底を図り、成績判定するための基準をシラバスに記述することとした。
(c) 成果
・改善された。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
・SD活動に関して、規程の制定を含めた体制整備及び実施計画を策定されたい。
(b) 対策
・平成30（2018）年3月26日に、学校法人松山大学（以下「本法人」という）全体のSD活動に関する規程として、「学校法人松山大学スタッフ・ディベロップメント委員会規程」が制定された。以来、同規程に基づき学校法人松山大学スタッフ・ディベロップメント委員会が策定した実施計画に沿って、本法人職員が大学等の運営に必要な知識及び技能を身に付け、能力及び資質を向上させるための各種研修会を実施している。
(c) 成果
・令和5（2023）年度は、本法人職員全員を対象とした個人情報保護法に関連した研修や事務職員全員を対象としたDX推進に向けての研修を実施したほか、理事や学部長、事務職員管理職などを対象としたマネジメント研修、係長・課員全員を対象としたチーム・ビルディング研修を実施した。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
・学校法人全体では、防火・防災訓練は実施されているが、夜間に開講している短期大学の学生の参加が望まれる。
(b) 対策
・令和2（2020）年10月、本法人に対して、本学学生が参加できる防火防災訓練を実施するよう、要望した。
(c) 成果
・令和4（2022）年度は10月26日に、令和5（2023）年度は12月13日に、いずれも本学の開講時間帯に、本学学生の参加を得て実施した。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
・単位互換制度の拡充

(b) 対策
・ 学生が昼間の空き時間を利用し広範な学習分野・機会を得られるよう、単位互換制度のさらなる拡充に向け、他大学と相互に情報交換・意向確認等を実施した。
(c) 成果
・ 平成 30（2018）年 2 月に愛媛大学と、また同年 3 月には聖カタリナ大学及び同短期大学部とも単位互換協定を締結した。 これにより、松山市内 7 つの大学・短期大学と単位互換が可能な体制が確立された。

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
・ 評価の過程で、学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について短期大学設置基準の規定どおり学則等に定められていないという問題が認められた。
(b) 改善後の状況等
・ 形式要件が満たされていなかったものであり、機関別評価結果の判定までに改善し、そのことは評価員によって確認された。

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
・ なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和 5（2023）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

公的研究費に関しては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に対応するため、その運営及び管理に関して必要な事項を定めることにより、公的研究費の適正な取扱いを図ることを目的とした「学校法人松山大学における公的研究費の運営及び管理に関する取扱規程」を定めている。公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者として、公正研究委員長をコンプライアンス推進責任者とし、同規程で定める統括管理責任者の指示の下、不正防止の対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告している。「松山大学・松山短期大学公正研究委員会」を置き、公正な研究活動の実施や不正行為の防止に努めている。

また、「学校法人松山大学コンプライアンス教育実施要領」に基づくコンプライアンス教育、「松山大学・松山短期大学公正研究委員会」作成の「公正な研究活動の推進について（教育職員向け研究倫理教育資料）」に基づく研究倫理教育を実施している。

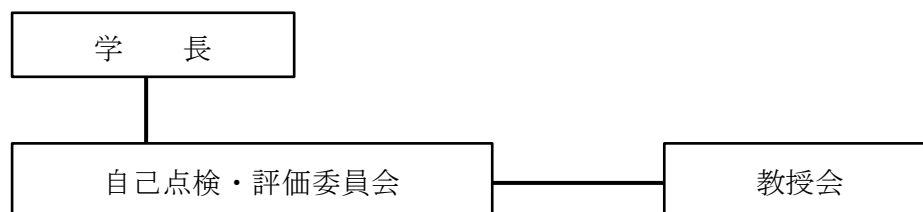
2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

自己点検・評価に関する組織として、「松山短期大学自己点検・評価規程」第2条に基づき「松山短期大学自己点検・評価委員会（以下「自己点検・評価委員会」という）」を設置している。自己点検・評価委員会は、「松山短期大学自己点検・評価規程」第3条に基づき、以下の者により構成される。

- (1) 学長（1名）
- (2) 教学委員（3名）
- (3) 教授会構成員から学長が指名した者1名（教学委員を除く）
- (4) 短期大学事務部の長（1名）

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

自己点検・評価委員会は学長、教学委員（3名）、教授会構成員から学長が指名した者1名（教学委員を除く）及び短期大学事務部の長の計6名で構成されている。その機能は自己点検・評価に関する方針及び計画の策定、自己点検・評価報告書のとりまとめ、認証評価機関への対応、本法人の事務組織との連絡及び調整等となっている。自己点検・評価委員会で策定した方針や計画に基づき、教授会が自己点検・評価を行い、その結果に基づき、教授会は改善が必要と認められる事項について改善策を策定し、改善・強化に努めている。

また、本学においては、松山大学と同じ様式に沿って、当年度の「事業報告書」と次年度の「事業計画書」を作成しており、その過程を通じて年度ごとの事業についての検証と次年度事業の検討も行っている。その内容は本法人の「事業計画書」及び「事業報告書」に組み入れられ、本学ウェブサイトで公開している。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和5（2023）年度を中心に）

令和5（2023）年度は、まず4月から8月の間に自己点検・評価委員会において、前年度の自己点検・評価活動のとりまとめと見直しを実施し、令和4（2022）年度自己点検・評価報告書を作成した。その後、9月8日開催の第6回松山短期大学教授会及び10月27日開催の第8回松山短期大学教授会において報告及び意見聴取を行い、改善策の検討を行った。そして、12月5日開催の第9回松山短期大学教授会において、令和4（2022）年度自己点検・評価報告書を承認した。

次いで、令和 5（2023）年度の自己点検・評価については、4 月から 6 月の間に自己点検・評価委員会において方針や計画を検討・決定し、11 月から自己点検・評価報告書のとりまとめを開始した。本自己点検・評価報告書完成までの主な活動記録は以下のとおりである。

令和5（2023）年度

4 月 28 日	自己点検・評価委員会 令和 4（2022）年度自己点検・評価報告書のとりまとめ 令和 5（2023）年度自己点検・評価の方針、計画等の検討
6 月 2 日	自己点検・評価委員会 令和 4（2022）年度自己点検・評価報告書のとりまとめ 令和 5（2023）年度自己点検・評価の方針、計画等の検討
6 月 9 日	自己点検・評価委員会 令和 4（2022）年度自己点検・評価報告書のとりまとめ 令和 5（2023）年度自己点検・評価の方針、計画等の検討
6 月 27 日	第 6 回松山短期大学教学委員会 令和 6（2024）年度短期大学認証評価申込みを決定
6 月 30 日	第 4 回松山短期大学教授会 令和 6（2024）年度短期大学認証評価の申し込みについての報告とスケジュール等の確認
6 月 30 日	自己点検・評価委員会 令和 4（2022）年度自己点検・評価報告書のとりまとめ
7 月 21 日	自己点検・評価委員会 令和 4（2022）年度自己点検・評価報告書のとりまとめ
8 月 2 日	自己点検・評価委員会 令和 4（2022）年度自己点検・評価報告書のとりまとめ
8 月 24 日	自己点検・評価委員会 令和 4（2022）年度自己点検・評価報告書のとりまとめ
9 月 8 日	第 6 回松山短期大学教授会 令和 4（2022）年度自己点検・評価報告書意見聴取
10 月 27 日	第 8 回松山短期大学教授会 令和 4（2022）年度自己点検・評価報告書意見聴取
11 月 21 日	自己点検・評価委員会 令和 5（2023）年度自己点検・評価報告書のとりまとめとスケジュールの確認
12 月 5 日	第 9 回松山短期大学教授会 令和 4（2022）年度自己点検・評価報告書の承認
12 月 12 日	自己点検・評価委員会 令和 5（2023）年度自己点検・評価報告書のとりまとめ
1 月 16 日	自己点検・評価委員会 令和 5（2023）年度自己点検・評価報告書のとりまとめ

	FD 推進部会 卒業生アンケートの実施
1 月 23 日	自己点検・評価委員会 令和 5（2023）年度自己点検・評価報告書のとりまとめ FD 推進部会 卒業生アンケートの実施
1 月 26 日	第 10 回松山短期大学教授会 令和 5（2023）年度自己点検・評価報告書に関連する依頼と報告
2 月 6 日	自己点検・評価委員会 令和 5（2023）年度自己点検・評価報告書のとりまとめ
2 月 21 日	自己点検・評価委員会 令和 5（2023）年度自己点検・評価報告書の内容点検（基準Ⅲ-A、C）、全体進捗の確認
3 月 6 日	自己点検・評価委員会 令和 5（2023）年度自己点検・評価報告書の内容点検（基礎資料、基準Ⅰ、基準Ⅲ）、全体進捗の確認
3 月 14 日	自己点検・評価委員会 令和 5（2023）年度自己点検・評価報告書の内容点検（基礎資料、基準Ⅰ、基準Ⅱ、基準Ⅲ）、全体進捗の確認
3 月 27 日	自己点検・評価委員会 令和 5（2023）年度自己点検・評価報告書の内容点検（基礎資料、基準Ⅰ、基準Ⅱ、基準Ⅲ）、全体進捗の確認、ループリックを活用した点検

令和6（2024）年度

4 月 11 日	自己点検・評価委員会 令和 5（2023）年度自己点検・評価報告書の内容点検（基礎資料、基準Ⅰ～Ⅳ）、スケジュールの確認
4 月 22 日	自己点検・評価委員会 令和 5（2023）年度自己点検・評価報告書の内容点検（基礎資料、基準Ⅰ～Ⅳ）
5 月 8 日	自己点検・評価委員会 令和 5（2023）年度自己点検・評価報告書の内容点検（基礎資料、基準Ⅰ）
5 月 15 日	自己点検・評価委員会 令和 5（2023）年度自己点検・評価報告書の内容点検（基礎資料、基準Ⅰ、基準Ⅱ）
5 月 20 日	自己点検・評価委員会 令和 5（2023）年度自己点検・評価報告書の内容点検（基礎資料、基準Ⅰ、基準Ⅱ、基準Ⅲ）

5 月 29 日	自己点検・評価委員会 令和 5（2023）年度自己点検・評価報告書の内容点検（基礎資料、基準 I ～IV、様式・書式）、スケジュール確認
5 月 31 日	自己点検・評価委員会 令和 5（2023）年度自己点検・評価報告書の内容点検（基礎資料、基準 I ～IV、様式・書式）、外部評価について
6 月 4 日	自己点検・評価委員会 令和 5（2023）年度自己点検・評価報告書の内容点検（基礎資料、基準 I ～IV、様式・書式）、外部評価について
6 月 7 日	第 3 回松山短期大学教授会 令和 5（2023）年度自己点検・評価報告書の検討・審議
6 月 13 日	学校法人松山大学外部評価委員会 令和 5（2023）年自己点検・評価報告書に基づく外部評価
6 月 19 日	自己点検・評価委員会 学校法人松山大学外部評価委員会による評価結果の報告、令和 5（2023）年度自己点検・評価報告書の最終確認
6 月 21 日	第 4 回松山短期大学教授会 令和 5（2023）年度自己点検・評価報告書の承認

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

様式 5ー基準 I

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

<根拠資料>

提出資料	1-1 学生便覧 2023：目的・沿革・校訓「三実」 2-1 本学ウェブサイト：短期大学>歴史>建学の精神 2-2 本学ウェブサイト：情報公開>自己点検・評価及び認証評価
提出資料－規程集	該当なし
備付資料	1 松山商科大学三十年史 2 松山大学コミュニティ・カレッジ春期・秋期講座のご案内 3-1 本学ウェブサイト：社会連携・生涯学習>生涯学習事業> 松山大学コミュニティ・カレッジ 3-2 本学ウェブサイト：社会連携・生涯学習>連携協定先一覧 3-3 本学ウェブサイト：100 周年プログラム 4 地域連携協定書関係資料：自治体との連携、企業及び各種団体 との連携、就職支援に関する協定 5 えひめベンチャー起業塾募集要項（チラシ） 6 新居浜市生涯学習大学「松山大学公開講座」募集案内 7 OPEN CAMPUS 2023 GUIDE BOOK 8 高大連携プログラム 9 愛媛県立宇和島南中等教育学校・総合的な探究の時間（グローバル・アクティビティ） 10 学生による社会連携活動一覧 11 2020 年度事業報告書 12 2021 年度事業報告書 13 松山短期大学自己点検・評価報告書 2022（令和 4）年度

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I -A-1 の現状>

昭和 27（1952）年に松山商科大学（現松山大学）の短期大学部商科第 2 部としてスタートした本学の建学の精神は、松山大学と同じく、校訓「三実」である。校訓「三実」は、本学の教育の理念・理想を示すものであり、松山商科大学の前身である松山高等商業学校の初

代校長加藤彰廉が創唱し、後に第 3 代校長田中忠夫によりその意義が確認、強調された。

「三実」とは、「真実」、「実用」、「忠実」の 3 つを指し、田中忠夫がそれぞれについて以下のような解釈をまとめている（備付-1 松山商科大学三十年史、pp.174～175）。

校訓「三実」（「真実」「実用」「忠実」）

「**真実**（truthful）」とは「真理に対するまことである。皮相な現象に惑溺しないで進んでその奥に真理を探り、枯死した既成知識に安住しないでたゆまず自から真知を求め、伝統的陋習を一擲して潔よく真理に殉ぜんとする態度のことである。」

「**実用**（useful）」とは「用に対するまことである。広い意味では真理を真理のままに終わらせないで、必ず之を生活の中に生かさんとする積極進取の実践的態度である。」

「**忠実**（faithful）」とは「人に対するまことである。人のために図つては己を虚うし、人と交わりを結んでは終生操を変えずに、自己の言行に対してどこまでも責任をとらんとする重厚な態度のことである。」

昭和 15（1940）年、これを生徒要覧（現在の学生便覧）に掲載し、全学に周知して以来、本学及び松山大学に受け継がれている（提出-1-1 学生便覧 2023、p.1、提出-2-1 本学ウェブサイト：短期大学>歴史>建学の精神）。

「真実」、「実用」は学びの態度、「忠実」は人としての在り方を示すものである（提出-2-1 本学ウェブサイト：短期大学>歴史>建学の精神）。すなわち、「真実」とは、既存の「知」に満足することなく、真理を求めるために自ら学び、究め続けようとする態度である。また、「実用」とは、「知」を単に知識として学ぶだけでなく、自らの生活や仕事の中に活かすべく、常に現実的な問題を念頭に置きながら学ぶ態度を示している。そして、「忠実」は、友人・家族、組織といった、広い意味での社会生活において、他者と誠実に向き合い、嘘偽りのない信頼関係を築くために必要となる態度を示している。教育基本法第 7 条第 1 項は、「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」と定めており、本学の建学の精神は、教育基本法等に基づいた公共性を有するものと言える。

本学の建学の精神は、本学ウェブサイトで紹介すると共に、『自己点検・評価報告書』（冊子及び本学ウェブサイト）（提出-2-1 本学ウェブサイト：短期大学>歴史>建学の精神、提出-2-2 本学ウェブサイト：情報公開>自己点検・評価及び認証評価、備付-14 松山短期大学自己点検・評価報告書 2022（令和 4）年度、p.3）、『学生便覧』（提出-1-1 学生便覧 2023、p.1）にも明記するなど、学内外に表明している。

特に、学内では、校訓「三実」についての深い認識と理解を促すために、入学式や卒業式において学長式辞で校訓「三実」に触れ、周知に努めている。また、新入生のガイダンスにおいても『学生便覧』を参照しつつ、建学の精神である校訓「三実」について説明し、共有している。さらに、建学の精神である校訓「三実」に関わりの深い創立の「三恩人」について、学内に銅像とその業績を記した石碑が設置され、これらは学生・教職員のみならず、来学者への広報にも役立っている。

本学の建学の精神は、松山大学と同一であり、本法人全体の認識として確認されている。建学の精神は、自己点検・評価報告書においても確認されている（備付-11 2020 年度事業報

告書、p.2、備付-12 2021 年度事業報告書、p.2、備付-13 松山短期大学自己点検・評価報告書 2022（令和 4）年度、p.13）。

〔区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

＜区分 基準 I -A-2 の現状＞

本学及び松山大学では、大学の使命の 1 つである地域貢献を果たすため、所有する知的財産・人材を活用し、地域社会と連携しながら以下のような様々な取り組みを行っている。

（公開講座）

・松山大学コミュニティ・カレッジ

春期と秋期に募集・開講しており、本学教員も一部の講座を担当している。令和 5（2023）年度の本学教員の担当講座は、秋期にビジネス講座 2 講座があり、様々な社会人が延べ 36 名受講した（備付-2 松山大学コミュニティ・カレッジ春期・秋期講座のご案内、備付-3-1 本学ウェブサイト：社会連携・生涯学習>生涯学習事業>松山大学コミュニティ・カレッジ）。

担当教員：山邊彰三「財務諸表（決算書）の読み方、分析の仕方」

山邊彰三「社会人として必要な会計リテラシーを身に付けよう！」

・えひめベンチャー起業塾

本法人では、平成 26（2014）年に愛媛県及び公益財団法人えひめ産業振興財団と創業・ベンチャー支援の促進等に関する連携・協力協定の締結を行い、愛媛県内産業の新陳代謝を促し、地域経済の活性化と地域雇用の創出につなげていくことを目的に「えひめベンチャー起業塾」を実施している。

同塾では、「新たな価値を創造し未来を拓く」と題して、起業家を育成する取り組みを行い、これまでの修了生は 200 名を超える。本学では、経営学を担当する専任教員が松山大学の専任教員に協力する形態で運営に携わった実績がある（備付-5 えひめベンチャー起業塾募集案内）。

本学担当教員：西岡久継（令和 4（2022）年度、講師）

・新居浜生涯学習大学「松山大学公開講座」

新居浜市生涯学習センターが運営する新居浜生涯学習大学において、本学及び松山大学の知的人的資源を生かした松山大学公開講座を開講している。令和 5（2023）

年度は「現代社会を学び直す」をテーマとして 10 回の講義を行い、54 名が受講した（備付-6 新居浜市生涯学習大学「松山大学公開講座」募集要項）。

本学参加教員：山邊彰三（講義担当）、黒田明良（コーディネーター）

（オープンキャンパス・出張講義）

松山大学と共に毎年「高大連携プログラム」として、オープンキャンパス、出張講義を行っている。このうちオープンキャンパスは、令和 5（2023）年度は 7 月 29 日、30 日、8 月 5 日、6 日の計 4 日間実施し、施設見学や松山大学教員による模擬授業、在学生による学生生活紹介、大学のサポート体制紹介（奨学金、キャリア支援、大学生協など）のほか、本学では個別相談コーナーにおいて、希望する相談者に対応を行った（備付-7 OPEN CAMPUS 2023 GUIDE BOOK）。

出張講義では、本学及び松山大学の教員が高等学校に出向き、高校内で大学の講義を体験してもらっている。令和 5（2023）年度は愛媛県内外の 8 高校で実施した（備付-8 高大連携プログラム）。

また、令和 5（2023）年度より愛媛県立宇和島南中等教育学校が行っている総合的な探究の時間（グローバル・アクティビティ）において、本学片山哲哉教授が地域の産業や企業をテーマとした課題について研究指導する出張授業を行っている（備付-9 愛媛県立宇和島南中等教育学校 総合的な探究の時間（グローバル・アクティビティ））。

（産官学連携）

本学の垣原登志子教授は、愛媛県や県内企業等と連携して、愛媛県が生産量・作付面積 37 年連続日本一の「はだか麦」を用いた新規用途開発に取り組んでいる。令和 5（2023）年度は担当する科目の「食環境論Ⅰ・Ⅱ」において、同科目の受講生やゼミ生と共に、はだか麦の周知活動、商品開発を行っている。周知活動としては、令和 5（2023）年 8 月に松山市内の小学生 100 名を対象に「味噌玉づくり」の実習を行ったり、味噌と出汁についての講義を行ったりしている。商品開発については、県内の企業等（母恵夢本舗㈱、松山丸三㈱、全農えひめ、㈲ジェイ・ウィングファーム、愛媛大学）と協働ではだか麦 100%の「はだか麦バー」を新たに開発し、そのパッケージを受講生に制作させている。開発した製品は令和 6（2024）年度には学校給食に利用される予定である。

このほか、同教授は道後温泉旅館組合と協働で、宿泊客を対象に、メニューに QR コードを添付し、アレルギーを表示するソフトの開発を行ったり、仙味エキス㈱と新商品に関するレシピを開発したりしている。さらに開発した商品を学生が評価することで、さらに完成度を高めるといった取り組みを行っている。こうした取り組みは本学と企業等との連携を深めるものであり、学生の就職活動にもつながると考えている。

本学では、今後もこうした産官学の連携による取り組みに積極的に参画する意向である。

（自治体との連携）

学校法人松山大学（松山大学、松山短期大学）と愛媛県及び県内市町が緊密に連携協力し、多様化・高度化する地域の課題に迅速かつ適切に対応することにより、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的とする包括連携協定を締結している（備付-3-2 本学ウェブサイト：社会連携・生涯学習>連携協定先一覧、備付-4 地域連携協定書関係資料）。

締結先：愛媛県、松山市、西条市、新居浜市、伊予市、内子町、愛南町、
四国中央市教育委員会

また、本学及び松山大学は、高知県、岡山県、香川県と「松山大学及び松山短期大学との就職支援に関する協定」を締結している。これは、それぞれの県出身学生を中心に U・I ターン就職の促進を図りたい各県と、地元への就職を希望する各県出身学生のニーズに応えたい本学及び松山大学の意向が一致し、協定を締結したものである。今後、高知県、岡山県、香川県の各県との連携を強化し、松山大学とともに各県内企業の情報や各種イベント等を周知したり、保護者に対しても各県への U・I ターン就職に関する情報を発信したりしていくこととしている（備付-3-2 本学ウェブサイト：社会連携・生涯学習>連携協定先一覧、備付-4 域連携協定書関係資料）。

（企業及び各種団体との連携）

本法人（本学及び松山大学）と県内の企業や各種団体が、それぞれが保有する知的・人材資源及び情報等を活用し、地域の発展と産業の振興に寄与することを目的として、相互に連携協力を行う協定を締結している（備付-3-2 学ウェブサイト：社会連携・生涯学習>連携協定先一覧、備付-4 域連携協定書関係資料）。

締結先：愛媛県中小企業家同友会、愛媛県法人会連合会、愛媛経済同友会、
伊予銀行、愛媛銀行、南海放送、レデイ薬局、松山商工会議所、愛媛大学

（ボランティア活動）

ボランティア活動は、本法人の社会連携室が社会連携活動として所管している。社会連携室は、自治体や企業等から依頼のある社会連携（ボランティア）活動に意欲ある学生を募り、それらの活動に学生が参画することで、学生に社会連携活動の機会を広く提供している。また、自発的な社会連携活動の推進やサポートを大学が行ったり、さらに、社会連携活動を通じて、学生が地域社会と直接交流し、事業の計画・実施といった経験を得ることで学生自身の成長を促進したりすることを目指している。

令和 5（2023）年度には「学生による社会連携活動」の表彰基準を定めた。

社会連携室が令和 5(2023)年度に紹介したボランティア事業は 50 に及んでおり、本学の学生も 10 月 28 日に開幕した「第 35 回全国健康福祉祭えひめ大会『ねんりんピック愛顔のえひめ』」（愛媛県運営）に参加している（備付-10 学生による社会連携活動一覧）。

学生ばかりでなく教職員も清掃活動に参加するなどしている。ボランティア活動については、社会連携室と本学教職員から報告のあったものは把握できているが、そ

れ以外の教職員や学生の自主的な参加を把握する制度はない。

＜テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題＞

建学の精神である校訓「三実」については、『学生便覧』に明記しているほか、入学式などの様々な機会に学生に対して説明している。また、本学ウェブサイトで紹介したり、校訓「三実」に関わりの深い創立の「三恩人」については、学内に銅像と業績を紹介する石碑を設置したりするなど、建学の精神に基づく教育理念・理想を学内外に明確に示しており、特に課題はない。

地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等については、本学の基本的な使命・役割と考え、松山大学が行う事業に参加する形態で実施している。本学独自に行う必要性は高くないものの、参加する教員が一部に限られており、参加率を高めることが課題である。

＜テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項＞

令和 4（2022）年は、本学の創立 70 周年に当たり、記念行事を行う中で、建学の精神である校訓「三実」について学長より学生と教職員に説明するなどの機会を持った。また、令和 5（2023）年は松山大学の創立 100 周年に当たり、記念イベントとして、創立に寄与した「三恩人」の新田長次郎、加藤恒忠、加藤彰廉の遺品や功績を紹介する展覧会、講演会等の開催を実施しており、本学関係者のみならず広く県民、市民に知ってもらう機会となった（備付-3-3 本学ウェブサイト：100 周年プログラム）。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料	1-1 学生便覧 2023：目的・沿革・校訓「三実」 1-2 学生便覧 2023：基本的使命・役割と保有する機能 2-1 本学ウェブサイト：短期大学>歴史>建学の精神 2-3 本学ウェブサイト：短期大学>松山短期大学について>教育目的と教育目標 2-4 本学ウェブサイト：短期大学>松山短期大学について>基本的使命・役割と保有する機能
提出資料－規程集	1 松山短期大学学則 2 松山短期大学細則 3 松山短期大学単位認定規程 4 松山短期大学学業及び課外活動成績優秀者表彰（学長賞）規程
備付資料	3-4 本学ウェブサイト：大学案内>情報公開>成績評価基準、学位名称、卒業・修了の要件 - ヒストグラム分布図（GPA 分布図） 3-5 本学ウェブサイト：大学案内>情報公開>教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力 - 開講科目 16 卒業生に関するアンケート（2023 年度実施） 18 編入学した学生に関するアンケート（2023 年度実施）

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

「松山短期大学学則（以下「学則」という）」第 1 条は、「本学は、商業経済の実際的な専門職業に重きを置く大学教育を施し、同時に良き社会人を育成して広く経済文化の発展に寄与することを使命とする。」と定める（提出 - 規程集 1）。この使命を果たすために、「松山短期大学細則（以下「細則」という）」第 1 条において、本学の教育目的・目標を次のとおり定めている（提出 - 規程集 2）。

「商科（2 部）は、その使命を果たすために、合理的かつ能率的事務処理能力の養成及び商業経済に関する専門的知識の研究・教授により実践的職業人を育成し、同時に教養豊かな良識ある社会人を育成するための教育研究活動を行うことを目的とし、校訓「三実」（真実・実用・忠実）を学生と職員が全員で共有することを目標とする」。

これらの教育目的・目標は、建学の精神である校訓「三実」に基づき確立したものである。

すなわち、「真実」と「実用」の観点から「実践的職業人の育成」を、「忠実」の観点から「教養豊かな良識ある社会人」の育成を教育目的とするものである。また、本学学生及び教職員の拠り所であり、社会人としてのあるべき姿を示す校訓「三実」を全員で共有することを教育目標としている。

本学の教育目的・目標は、『学生便覧』に記載したり、本学ウェブサイトで公表したりするなどして、学内外に表明している（提出-1-1 学生便覧 2023、p.1、提出-2-1 本学ウェブサイト：短期大学>歴史>建学の精神）。

本学の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているかについては、卒業生の就職先と松山大学等の編入学先に対して、本学卒業生に対する評価等についてアンケートを実施するなどして、定期的に点検するよう努めている（備付-16 卒業生に関するアンケート（2023 年度実施）、備付-18 編入学した学生に関するアンケート（2023 年度実施））。

〔区分 基準 I-B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

＜区分 基準 I-B-2 の現状＞

前述したように、本学の建学の精神である校訓「三実」に基づき、本学の教育目的・目標を定めており、その教育目的・目標に基づき、科目ごとに学習の目的、到達目標をシラバスに明示することで学習成果として定めている。

科目ごとの学習成果は、「松山短期大学単位認定規程」により、最終試験における成績及び平常の評価等を基に総合的に評価している。評価基準は、100 点満点で 90 点以上を「S」、80 点以上を「A」、70 点以上を「B」、60 点以上を「C」とする段階評価を行い、学生は、成績表を松大 UNIPA で確認することができる（提出 - 規程集 3）。

また、成績評価に基づき入学年度ごとに全員の GPA（Grade Point Average）を算出しグラフ化したヒストグラム分布図（GPA 分布図）を作成し掲示板に掲示している。この GPA は、編入学試験の推薦選考にも利用されるため、これを見ることにより、各学生が同学年内でどのような位置にいるかを知って、より学業へのモチベーションを上げることができるものと考えている。GPA 分布図は本学ウェブサイトにも掲載し、学内外に情報公開している（備付-3-4 本学ウェブサイト：大学案内>情報公開>成績評価基準、学位名称、卒業・修了の要件 - ヒストグラム分布図（GPA 分布図））。

さらに、卒業時点までを通じて、高 GPA を獲得した学生には、「松山短期大学学業及び課外活動成績優秀者表彰（学長賞）規程」に基づいて、卒業式典において優秀な成績を収めた者として、学長賞を授与する制度を設けており、高い学習成果を達成するモチベーションとなっている（提出 - 規程集 4）。

学習成果は、本学の建学の精神に基づき、教育目的・目標の見地から評価が行われ、学校教育法の短期大学の規定に沿うものでもある。しかしながら、評価の指標や到達の目標を具体的に定めていないため、定期的な点検がやや不十分な状況である。評価指標や到達目標を明確にする必要があると認識している。

〔区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

＜区分 基準 I -B-3 の現状＞

本学における卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、いずれも「専門的な観点」と「良い社会人の育成の観点」の2つから構成されている。これは、本学の建学の精神である校訓「三実」において、「真実」と「実用」が学びの態度、「忠実」が人としての在り方を示していることを受けてのものである（提出-2-1 本学ウェブサイト：短期大学>歴史>建学の精神）。すなわち、三つの方針のそれぞれにおいて、「真実」と「実用」という学びの態度にかかわる方針を「専門的な観点」として、「忠実」という人としての在り方にかかわる方針を「良い社会人の育成の観点」として定めている。そして、「専門的な観点」については、「知識・理解」「思考・判断」「技能・表現」という3つの評価軸からその内容を定めている（提出-1-2 学生便覧 2023、pp.76～77）。

本学は、「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」において、「広く社会的問題に関心を持ち、その解決にあたることのできる実践的知識を修得することで、時代の要請に応えられる人材」となりえた者に対して、卒業を認定し、学位を授与することとしている。また、本学のカリキュラムは、「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」に沿って、共通教育科目、言語文化科目、健康文化科目、基礎教育科目、専門教育科目の5つの科目群により体系的に編成されている。

本学における教育の柱となる専門教育科目群については、まず、ディプロマ・ポリシーにある「経営学・経済学・法学関連の基礎知識を理解」するための科目として「商学Ⅰ・Ⅱ」や「経営学総論Ⅰ・Ⅱ」、「会計学通論Ⅰ・Ⅱ」、「経済学（近代経済学入門）Ⅰ・Ⅱ」など12科目（24単位）の専門基礎科目を設け、その24単位の中から、半分に当たる12単位以上の修得を義務付けている。その上で、経営学・経済学・法律学の各関係科目を設け、それぞれ6単位以上、4単位以上、4単位以上を選択、履修することとしている。分野ごとに必修単位数を設けることで「商学分野における専門的な知識を身に付けた、実践的職業人」としての素地を整えている（備付-3-5 本学ウェブサイト：大学案内>情報公開>教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力 - 開講科目）。

三つの方針を踏まえた教育活動を行うために、大学教員経験者に加え、現役の公認会計士、

税理士、弁護士や県内企業の管理職経験者など様々な社会経験を積んできた教員を専任教員として採用し、実践的なカリキュラムを整備している。

三つの方針は、本学ウェブサイトで公表するとともに、入学時に配付する『学生便覧』にも明記しており、新入生ガイダンスなどを通して学生に周知している。現在の三つの方針は、平成 28（2016）年 10 月に教授会で改定を行ったものである（提出・1-2 学生便覧 2023、p.76～77、提出・2-3 本学ウェブサイト：短期大学>松山短期大学について>教育目的と教育目標、提出・2-4 本学ウェブサイト：短期大学>松山短期大学について>基本的使命・役割と保有する機能）。

<テーマ 基準 I -B 教育の効果の課題>

本学では、建学の精神に基づき教育目的・目標を確立し、学内外に表明している。教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているかを、定期的に卒業生の就職先と松山大学等の編入学先に対してアンケートなどを行うなどして把握しているが、回収率を高めるなどさらに充実することが課題である（備付・16 卒業生に関するアンケート（2023 年度実施）、備付・18 編入学した学生に関するアンケート（2023 年度実施））。

学習成果は、本学の建学の精神に基づき、教育目的・目標で定めた見地から評価が行われており、学校教育法の短期大学の規定に沿うものでもある。しかしながら、評価の指標や到達の目標を具体的に定めていないため、定期的な点検が不十分な状況であり、評価指標や到達目標を明確にした学習成果を明確にする必要がある。

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）（三つの方針）を一体的に策定し、公表しており、特に課題はない。

<テーマ 基準 I -B 教育の効果の特記事項>

特になし

[テーマ 基準 I -C 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料	4 松山短期大学自己点検・評価規程
提出資料一規程集	1 松山短期大学学則
	5 松山短期大学自己点検・評価規程
	6 学校法人松山大学外部評価委員会規程
備付資料	3-6 本学ウェブサイト 大学案内>情報公開>授業評価アンケートの集計結果
	11 2020 年度事業報告書
	12 2021 年度事業報告書
	15 学校法人松山大学外部評価委員会による評価結果
	16 卒業生に関するアンケート (2023 年度実施)
	17 卒業時アンケート (2023 年度実施)

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I -C-1 の現状>

学則第 1 条の 2 において自己点検・評価について規定し、「松山短期大学自己点検・評価規程」に基づき、自己点検・評価委員会を組織している（提出 - 規程集 1、5）。自己点検・評価委員会は、学長、教学委員、学長が指名した者及び短期大学事務部の長で構成している（提出-4 松山短期大学自己点検・評価規程）。

自己点検・評価活動は、自己点検・評価委員会が実施方針・計画を策定し、教授会が実施している。改善が必要と認められる事項については教授会において改善策を策定しており、自己点検・評価活動は全教職員が関与している。

自己点検・評価活動に学外の意見を取り入れる機会として、「学校法人松山大学外部評価委員会規程」の定めにより学校法人松山大学外部評価委員会による外部評価を実施しており、直近では令和 6（2024）年 6 月に行っている（提出 - 規程集 6、備付-16 学校法人松山大学外部評価委員会による評価結果）。

認証評価を受けた報告書については印刷・製本し、短期大学事務室（以下「短大事務室」という）で閲覧できるようにするとともに、本学ウェブサイトに掲載し公表している。

自己点検・評価の結果については、本法人の方針の下で毎年度作成している「事業計画書」

及び「事業報告書」にも反映している。本学が作成した「事業計画書」及び「事業報告書」は本法人の「事業計画書」及び「事業報告書」に組み入れられ、本学ウェブサイトで公表している（備付-11 2020 年度事業報告書、備付-12 2021 年度事業報告書）。

[区分 基準 I -C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I -C-2 の現状>

学習成果としての到達目標は、各科目の担当者がシラバスに明記し、その到達度は各教員が成績評価することによって把握している。また、半期ごとに授業評価アンケートを実施し、その結果については、各科目の担当者にフィードバックされ、各科目の担当者はその結果を分析し、教育の質の向上・充実につなげている（備付-3-6 本学ウェブサイト：大学案内>情報公開>授業評価アンケートの集計結果）。

学習成果の到達度については、卒業率や休退学者数、修得単位、GPA などを用いて点検し、その結果を教学委員会及び教授会において確認し、種々の改善につなげるよう努めている。

査定手法については、アセスメント・ポリシーとして体系化しているわけではないが、学生の単位修得状況及び各授業における評価等を用いてカリキュラム・ポリシーで求める科目の構成等の改善のための方策としている。さらに、ディプロマ・ポリシーで求める専門的知識や能力が身につけているかは、卒業時アンケートや本学卒業生の就職先への調査などにより測定している（備付-16 卒業生に関するアンケート（2023 年度実施）、備付-17 卒業時アンケート（2023 年度実施））。

法令遵守については、学長、教学委員及び短期大学事務部の長を中心に、関係法令の変更を常に確認するなどして努めている。また、毎年自己点検・評価、外部評価委員会による評価及び認証評価機関による認証評価の受審により、教育の質保証に努めている。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題>

本学の専任構成員の人員が限られており、また構成員も比較的短期間に入れ替わるため、自己点検・評価活動において、これまでの経験や実績が生かしくい状況があった。そのため、令和 4（2022）年度に「松山短期大学自己点検・評価規程」を改正し、規程に基づき自己点検・評価委員会が主となって毎年度行うこととした。引き続いて、人が交替しても継続できるよう引継ぎを強化していくことが必要と認識している。また、査定の仕組み（アセスメント・ポリシー）や査定の手法等も検討を継続していく。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項>

特になし

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の主な内容は、以下のとおりである。

- (1) 学生に対して校訓を周知徹底することや校訓を教育に反映するための取り組みを継続して行う
- (2) 4 年制大学への編入希望者に対する教育と卒業後に即戦力として活躍できる人材育成のための教育という二方面の教育を効果的に行うため教育方法の改善に取り組む
- (3) 学習成果や教育効果の測定方法について統計的手法を活用して改善を図るとともにそのための現存スタッフの技能向上を図る
- (4) 自己点検・評価報告に取り組む体制の改善を図る

(1)については、学生に対して校訓を周知徹底し、また校訓を教育に反映するために、入学式、卒業式等の式典において、校訓を引用し、解説することを継続して実施している。さらに、令和 4（2022）年は本学創立 70 周年となり、記念事業として実施した講演会において、建学の精神や校訓について、解説を行った。学生便覧へは校訓「三実」を掲載している。シラバス作成時には校訓「三実」を反映した講義を実施するよう教員に依頼し実施している。

(2)については、本学では、4 年制大学への編入希望者に対しては、将来に備えて、職業人となるための基礎知識を教授するとともに、編入学試験突破を目指した教育を実施している。4 年制大学への編入希望者に対しては、令和 4（2022）年度には、専任教員 2 名が小論文の作成等を指導する自主ゼミを開催した。また、令和 5（2023）年度には単位認定科目ではない「基礎講座（小論文対策講座）」を開講し、希望する学生へ対応した。

本学卒業後に活躍できる人材としては、複合的な目的・目標を掲げて、学力の向上と人格の陶冶、そして専門的な知識の教育を行うこととしている。さらに、職業人となるための基礎知識を教授し、実務環境に即応できる人材を育成する点については、本学教員には実務経験者が多いという特性を活かし、指導学生に、社会人としての基礎知識や心構えなど、懇切丁寧な指導を行っている。令和 6（2024）年度からは、これまで前期のみ開講していた一般基礎演習を後期も開講し、主にキャリア教育の充実を図ることとしている。

(3)については、現在、授業評価アンケートの分析結果を本学教員に配布するなどして学習成果や教育効果の測定を行っている。今後さらに、学習成果や教育効果の達成度の測定方法を改善すべく、GPA と各種入学制度との相関について分析するなどの統計的手法を活用していくことの意義について検討していく。そのためのスタッフの技能向上として、

FD 活動や教職員全員を対象とする SD 活動に取り組んでいる。また、本学には IR 担当部署はないものの、教授会、教学委員会で分析結果等を検討するなど、教育の質向上につなげるための取り組みを行っている。

(4)については、自己点検・評価にかかわる規程等を改訂し、新たに自己点検・評価委員会の設立を図り、教学委員のほかに教授会構成員のうち本学専任者を自己点検・評価に加えるなど、自己点検・評価を組織的に毎年度実施していく体制を整えている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

地域交流、地域貢献については、コロナ禍で教職員の地域連携活動や学生ボランティア活動が制限される時期もあったが、本法人の社会連携室との連絡を密にし、市民、企業、自治体などと連携協力して、取り組みを進めてきた。引き続き、本学の持つ知的資源や学生のエネルギーを活かし、教員や学生の参加率向上を図るなど、地域交流、地域貢献を積極的かつ円滑に進めていく。

学習成果については、教育目的・目標及びディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）に基づき、現代社会の変化等に対応した人材育成などの見地から評価指標と到達目標を明確にし、より具体的に定期的な点検ができる仕組みづくりを目指すこととする。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

様式 6ー基準Ⅱ

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

提出資料	1-2 学生便覧 2023：基本的使命・役割と保有する機能 1-3 学生便覧 2023：松山短期大学細則 1-4 学生便覧 2023：松山短期大学単位認定規程 2-4 本学ウェブサイト：短期大学>松山短期大学について> 基本的使命・役割と保有する機能 2-5 本学ウェブサイト：短期大学>松山短期大学について> 卒業（修了）者数推移 2-6 本学ウェブサイト：シラバス検索（2023 年度～） 5 2023 年度 入学案内 6 2024 年度 入学案内 7 2023（令和 5）年度選抜試験要項 8 2024（令和 6）年度選抜試験要項 9 2023 年度授業時間割表及び授業日程
提出資料－規程集	1 松山短期大学学則 2 松山短期大学細則 3 松山短期大学単位認定規程 7 松山短期大学学位規程 8 学校法人松山大学資格・能力取得奨励金規程
備付資料	3-4 本学ウェブサイト：大学案内>情報公開>成績 評価基準、学位名称、卒業・修了の要件 ヒストグラム分布図（GPA 分布図） 3-6 本学ウェブサイト：大学案内>情報公開> 授業評価アンケートの集計結果 3-7 本学ウェブサイト：短期大学>授業>単位互換制度 14 高等学校訪問報告書 16 卒業生に関するアンケート（2023 年度実施） 17 卒業時アンケート（2023 年度実施） 18 編入学した学生に関するアンケート（2023 年度実施） 23 2024（令和 6）年度選抜試験要項

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。

①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の

要件を明確に示している。

- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1の現状＞

本学は、建学の精神及び本学の教育目的・目標に基づき、卒業認定・学位授与の方針「ディプロマ・ポリシー」を次のように定め、本学ウェブサイトや『学生便覧』の「基本的使命・役割と保有する機能」の中で明確に示している（提出-1-2 学生便覧 2023、p.76～77、提出-2-4 本学ウェブサイト：短期大学>松山短期大学について>基本的使命・役割と保有する機能）。

ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

「専門的な観点」

広く社会的問題に関心を持ち、その解決にあたることができる実践的知識を修得することで、時代の要請に応えられる人材となります。具体的には、経営学・経済学・法学関連の基礎知識を理解し、英語を学び利用できる表現力を持つこと、また、IT スキルズなど情報関連科目を履修することで情報技術を利用できる技能と情報を活用した思考力・判断力を身につけます。その結果、今日のグローバル化した情報社会に適応できる人材として、地域社会や企業における有為の存在となります。また、より高度な学修を続けることを目的として4年制大学に編入する際に必要とされる基礎的な知識と技能や思考力を身につけます。このような観点から十分な評価を得た学生を卒業認定し、学位を授与します。

「良い社会人の育成の観点」

社会生活において、他者と誠実に向き合い、嘘偽りのない信頼関係を築くことができる倫理的な姿勢、積極的に人と交わりつつ、自らを謙虚に、そして互いの意見を尊重し共有しようとする姿勢を持った学生を卒業認定し、学位を授与します。

この方針は本学の卒業の要件や成績評価の基準に対応している。学則の第3章（履修方法、単位の認定、課程修了及び短期大学士）第11条第3項によると、「本学を卒業した者には、「松山短期大学学位規程」の定めるところにより「短期大学士（商学）」の学位を授与する」ものであり、さらに同第6条第2項には、次の項目がある（提出 - 規程集 7）。

2 学生は、別に定める「松山短期大学細則」に従い、次の授業科目を履修し、所定の単位数を修得しなければならない。

(1) 共通教育科目

人文科学、社会科学、自然科学、総合関係科目いずれかより 8 単位以上

(2) 言語文化科目

英語より 4 単位以上

(3) 健康文化科目

(4) 基礎教育科目

一般基礎演習 2 単位

(5) 専門教育科目	
専門基礎科目	12 単位以上
経営学関係科目	6 単位以上
経済学関係科目	4 単位以上
法律学関係科目	4 単位以上
合 計	62 単位以上

ディプロマ・ポリシーにある「経営学・経済学・法学関連の基礎知識を理解」するための科目として「商学Ⅰ・Ⅱ」や「経営学総論Ⅰ・Ⅱ」、「会計学通論Ⅰ・Ⅱ」、「経済学（近代経済学入門）Ⅰ・Ⅱ」など 12 科目（24 単位）の専門基礎科目を設け、その 24 単位の中から、半分の 12 単位の修得を義務付けている。その上で、経営学・経済学・法律学の各専門教育関係科目を設け、学生個々人の自主性を尊重し、それぞれ 6 単位以上、4 単位以上、4 単位以上を選択、修得することとしている。

本学は、その目的と使命として学則第 1 章第 1 条において「商業経済の実際的な専門職業に重きを置く大学教育を施し、同時に良き社会人を育成して広く経済文化の発展に寄与することを使命とする」と規定している（提出 - 規程集 1）。さらに、基本的使命・役割と保有する機能として、「経営学、経済学、法学等を軸に実践的カリキュラムを整備して時代に適応できる優れた人材の育成に努める」と規定している。

また、前述のディプロマ・ポリシーの冒頭に掲げた「広く社会的問題に関心」を持った人材を養成するため、共通教育科目に幅広い内容の科目が配置されている。さらに、「今日のグローバル化した情報社会に適応できる人材」を育成するため、「IT スキルズⅠ・Ⅱ」のほかに「情報処理論Ⅰ・Ⅱ」（専門基礎科目）、「情報システム論Ⅰ・Ⅱ」（経営学関係科目）、「統計学総論Ⅰ・Ⅱ」（経済学関係科目）などを設けている。また、本学の教員には社会で活躍してきた実務家教員が多く、「実践的知識を修得する」ためにも望ましい体制となっている。

本学に入学した学生が、ディプロマ・ポリシーにある「社会生活において、他者と誠実に向き合い、嘘偽りのない信頼関係を築くことができる倫理的な姿勢、積極的に人と交わりつつ、自らを謙虚に、そして互いの意見を尊重し共有しようとする姿勢を持った」人材となって卒業していくことは、社会的に価値あることとして認められると考えている。また、前述のディプロマ・ポリシーは社会や学生の変化に合わせて適宜見直しを行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。

- ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
- ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
- ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

(3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

＜区分 基準Ⅱ-A-2の現状＞

本学は、前述のディプロマ・ポリシーを踏まえて、教育課程編成・実施の方針「カリキュラム・ポリシー」を次のように定め、本学ウェブサイトや『学生便覧』の「基本的使命・役割と保有する機能」の中で明確に示している（提出-1-2 学生便覧 2023、pp.76～77、提出-2-4 本学ウェブサイト：短期大学>松山短期大学について>基本的使命・役割と保有する機能）。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

「専門的な観点」

本学のカリキュラムは、教育理念を実現するために、共通教育科目、言語文化科目、健康文化科目、基礎教育科目、専門教育科目の5つの柱から編成されています。

共通教育科目及び言語文化科目、健康文化科目においては、社会的なニーズに応えた多彩な科目の中からそれぞれが自分の目標に合った科目を選び、学ぶことができる選択制となっています。グローバリズムの中で必要とされる英語は言語文化科目の中で学びます。また、日本語での表現力を磨く文章表現の講義は共通教育科目に配置されています。生涯スポーツ論を通して健全な身体の育成を図ります。そのほか共通教育科目では専門科目の学習の上で基礎となる教養を身につけます。

商学分野における専門的な知識を身につけた、実践的職業人を育成するために、専門教育科目として、専門基礎教育科目及び経営学関係科目、経済学関係科目、法律学関係科目を配置し、それぞれが自分の目標に合った科目を選び、体系的に学ぶことができる選択制としています。専門基礎科目では、簿記原理や経営学総論、経済学（近代経済学入門）、会計学通論など、経営学関係科目では、経営分析論や中小企業論、貿易実務などが履修できます。経済学関係科目では、マクロ経済学、国際経済論や財政学、金融論などが履修できます。法律学関係科目では、政治学原論、民法総則、民法物権、会社法、家族法などが履修できます。

「良い社会人の育成の観点」

教養豊かな良識ある社会人の育成のために、共通教育科目に哲学や心理学、デザイン論演習などを配置しています。基礎教育科目において「一般基礎演習」を必修科目として、短期大学での学習に最も基礎となる学力やコミュニケーション能力を身につけることを企図しています。一般基礎演習の履修学生を指導する指導教員制度を採用して、指導教員が学生一人一人のおかれた状況について認識し、講義時間外における指導も含めて、将来の良い社会人が育成されるように教育活動が実施されています。

このカリキュラム・ポリシーを踏まえて、下表のとおり、学科目・年次を一覧性のある表にして細則第7条に掲載している（提出-1-3 学生便覧 2023、pp.72～73、提出 - 規程集 2）。また、この一覧表を踏まえて授業時間割表を作成し、授業を実施している（提出-9 2023 年度授業時間割表及び授業日程）。

第7条 本学授業科目の配当年次及び卒業に必要な単位数は次のとおりである。

松山短期大学授業科目の配当年次及び卒業に必要な単位数 （ ）内の数字は単位数

学科目\年次		1 年次	2 年次	卒業に必要な単位数	
共通教育科目	人文学科関係	哲学Ⅰ(2) 哲学Ⅱ(2) 文学Ⅰ(2) 文学Ⅱ(2) 文化論Ⅰ(2) 文化論Ⅱ(2) 文章表現Ⅰ(2) 文章表現Ⅱ(2)		8 単位以上	
	社会科学関係	法学Ⅰ(2) 法学Ⅱ(2) 社会学Ⅰ(2) 社会学Ⅱ(2) 歴史Ⅰ(2) 歴史Ⅱ(2) 愛媛県史Ⅰ(2) 愛媛県史Ⅱ(2)			
	自然科学関係	心理学Ⅰ(2) 心理学Ⅱ(2) 自然科学概論Ⅰ(2) 自然科学概論Ⅱ(2) 環境科学Ⅰ(2) 環境科学Ⅱ(2)			
	総合関係	IT スキルズⅠ(2) IT スキルズⅡ(2) デザイン論演習Ⅰ(2) デザイン論演習Ⅱ(2) プレゼンテーション論Ⅰ(2) プレゼンテーション論Ⅱ(2) 共通教育特殊講義			
言語文化科目		英語Ⅰ(1) 英語Ⅱ(1) 英語Ⅲ(1) 英語Ⅳ(1) 英会話Ⅰ(2) 英会話Ⅱ(2)	英語Ⅴ(1) 英語Ⅵ(1)	4 単位以上	
健康文化科目		生涯スポーツⅠ(2) 生涯スポーツⅡ(2)			
基礎教育科目		◎一般基礎演習(2)		2 単位	
専門教育科目	専門基礎科目	商学Ⅰ(2) 商学Ⅱ(2) 経営学総論Ⅰ(2) 経営学総論Ⅱ(2) 簿記原理Ⅰ(2) 簿記原理Ⅱ(2) 会計学通論Ⅰ(2) 会計学通論Ⅱ(2) 情報処理論Ⅰ(2) 情報処理論Ⅱ(2) 経済学(近代経済学入門)Ⅰ(2) 経済学(近代経済学入門)Ⅱ(2)		12 単位以上	62 単位以上
	経営学関係科目	経営管理論Ⅰ(2) 経営管理論Ⅱ(2) 中小企業論Ⅰ(2) 中小企業論Ⅱ(2) 地域経営論Ⅰ(2) 地域経営論Ⅱ(2)	貿易論(2) 国際ビジネス論(2) 工業会計論Ⅰ(2) 工業会計論Ⅱ(2) 経営分析論Ⅰ(2) 経営分析論Ⅱ(2) 税務会計論Ⅰ(2) 税務会計論Ⅱ(2) 保険論Ⅰ(2) 保険論Ⅱ(2) 情報システム論Ⅰ(2) 情報システム論Ⅱ(2) 食品マーケティング論Ⅰ(2) 食品マーケティング論Ⅱ(2) 商学特殊講義 経営学特殊講義 会計学特殊講義 経営情報特殊講義	6 単位以上	
	経済学関係科目	経済史Ⅰ(2) 経済史Ⅱ(2) 社会経済学入門(2) 社会経済学(2) 金融論Ⅰ(2) 金融論Ⅱ(2) 地域経済論Ⅰ(2) 地域経済論Ⅱ(2) 地域デザイン論Ⅰ(2) 地域デザイン論Ⅱ(2)	統計学総論Ⅰ(2) 統計学総論Ⅱ(2) 国際経済論Ⅰ(2) 国際経済論Ⅱ(2) 財政学Ⅰ(2) 財政学Ⅱ(2) 現代日本経済論Ⅰ(2) 現代日本経済論Ⅱ(2) 不動産の法と経済Ⅰ(2) 不動産の法と経済Ⅱ(2) 仕事と暮らしの経済学Ⅰ(2) 仕事と暮らしの経済学Ⅱ(2) 企業と経済Ⅰ(2) 企業と経済Ⅱ(2) マクロ経済学Ⅰ(2) マクロ経済学Ⅱ(2) 経済学特殊講義	4 単位以上	
	法学関係科目	憲法Ⅰ(2) 憲法Ⅱ(2) 民法総則Ⅰ(2) 民法総則Ⅱ(2) 政治学原論Ⅰ(2) 政治学原論Ⅱ(2)	行政法Ⅰ(2) 行政法Ⅱ(2) 民法債権Ⅰ(2) 民法債権Ⅱ(2) 商法総則・商行為Ⅰ(2) 商法総則・商行為Ⅱ(2) 会社法Ⅰ(2) 会社法Ⅱ(2) 家族法Ⅰ(2) 家族法Ⅱ(2) 法学特殊講義	4 単位以上	
合 計				62 単位以上	

[注] ◎印のある授業科目は必修科目。

まず、前述のカリキュラム・ポリシーにある「教養豊かな良識ある社会人」を育成するため、基礎教育科目の一般基礎演習を必修としている。10 名程度の少人数で、大学教員経験者に加え、公認会計士、税理士、弁護士や県内企業の管理職経験者など様々な社会経験を積んできた教員に直接教わることで「短期大学での学習の基礎となる学力やコミュニケーション能力を身につける」という目的が達せられる。

また、共通教育科目として人文科学・社会科学・自然科学の主要な科目を設けるとともに、教員として愛媛大学の退官教授、高等学校の校長・教頭などの役職経験者を配置しており、学生は教養を深めることができる。例えば、人文科学関係の文章表現や言語文化科目の英語 1～6 などにより、「実践的職業人」となるのに不可欠な言語能力を育成することができる。

専門教育科目では専門基礎科目の上位に経営学、経済学、法律学の各科目を設けている。教員は大学教員経験者に加え、実務家教員として、公認会計士、税理士、弁護士や県内企業の管理職経験者など様々な社会経験を有した専任教員であり、学生は各分野を実践的、体系的に学ぶことができる。履修は分野ごとに必要単位数を設定することで弾力的に運用されており、学生はより自由に、興味ある分野から選択し、集中的に学ぶことができる。

また、卒業の要件として学生が修得すべき単位数については学則第 6 条第 1 項に定めているが、単位制度の実質化が求められていることなどを踏まえ、細則第 5 条に 1 年間に履修することができる授業科目の単位数を 40 単位以内とすることと定めている。(提出・1-3 学生便覧 2023、pp.72～73)

専任教員の地域社会における永年の実績に基づく社会的信用や経験等に根ざした教育は、「ディプロマ・ポリシー」の最初に掲げる「広く社会的問題に関心を持ち、その解決にあたることのできる実践的知識を修得することで、時代の要請に応えられる人材」の育成に向け、日々の授業を通して多大な効果を発揮していると認識している。

教育課程の見直しについては、教育目標を達成するため、時代や学生層の変化などに対応して毎年のように行ってきた。就労学生が減少し、松山大学や愛媛大学などへの編入を希望する学生が増加していること、各学生の価値観や関心度の多様化などへの対応である。

平成 30 (2018) 年度以降実施した主な見直し・改善として、次のようなものがある。

- ・(共通教育特殊講義) 食環境論 I・II 垣原登志子 令和 2 (2020) 年 4 月から開講
- ・(会計学特殊講義) 財務会計論 I・II 溝上達也 令和 3 (2021) 年 4 月から開講
- ・(法学特殊講義) 刑法 I 明照博章 令和 4 (2022) 年 4 月から開講
- ・(経済学特殊講義) 開発経済論 I・II 谷口裕亮※ 令和 5 (2023) 年 4 月から開講

※当授業は平成 27 (2015)・平成 28 (2016) 年度にも開講されていた。

- ・(経済学特殊講義) ゲーム理論 松本直樹 令和 6 (2024) 年 4 月から開講
- ・(経済学特殊講義) ビジネス・ファイナンス 松本直樹 令和 6 (2024) 年 4 月から開講
- ・(法学特殊講義) 刑法 II 山川秀道 令和 6 (2024) 年 4 月から開講
- ・一般基礎演習は令和 6 (2024) 年度から前期だけではなく後期も開講(前期：一般基礎演習 I、後期：一般基礎演習 II)となる(34 頁から 37 頁に「一般基礎演習 I・II」のシラバスの一例を示す)。

●一般基礎演習 I

授業コード・科目名（クラス）	単位数	年次	開講期	担当者	入学年度
Class Code・Course Title	Credits	year	term	Instructor(s)	start year
3G07007 一般基礎演習I (7)	2単位	1年	2024年度前期	千頭 正一	2024年度
1. サブタイトル Subtitle					
現代社会についての学びを通して社会人としての基礎を身につける。					
2. 関連する教育諸方針 Course-Related Policies: Diploma and Curriculum Policy					
①ディプロマ・ポリシー：「専門的な観点」および「良い社会人の育成の観点」の基礎を修得するための科目である。 ②カリキュラム・ポリシー（基礎教育科目）：大学での学びの姿勢、大学の学修のうえで基礎となる教養、学修に必要な基本的スキル及び現代社会全般の基本的な知識並びにコミュニケーション能力を修得する。					
3. 授業科目のテーマと目的 Theme of the Course					
大学で学ぶために身に付けておくべき知識（一般教養）、学び方、表現・伝え方を学び、在学中や将来の進学、就職した際に役立つ基本的な能力を身に付けることを目的とする。 自分の将来について目標を持ち、その目標実現のための学習計画を考える。					
4. 授業形態 Class format					
面接授業科目					
5. 授業科目の内容・具体的な授業計画及び進度 Course Description and Outline					
第1回：オリエンテーション 詳 細：一般基礎演習の授業内容の説明					
第2回：第1回キャリアガイダンス 詳 細：進路の選択肢、社会と接点を持つ重要性、各種学内就職セミナー・講座について					
第3回：「マジダイ」に従い討議や発表を行う 詳 細：自分について考える 社会について考える 大学生になる心構えと基礎知識					
第4回：図書館見学 詳 細：松山大学の図書館を見学し、蔵書の内容、利用の仕方等についての説明を受ける					
第5回：消費生活出前講座 詳 細：消費生活に関する情報や、消費者被害に遭わないポイントなどについて聴く					
第6回：グループディスカッション① 詳 細：いくつかのグループに分かれて、与えられたテーマで議論をして発表する					
第7回：本学OB・OGによる体験談(編入学・就職) 詳 細：学生にとって身近な社会人であるOB・OGから自らの就業・編入学体験について聴く					
第8回：「マジダイ」に従い討議や発表を行う 詳 細：学びの醍醐味を知る 学びの方法を知る 強みを伸ばす大学生活					
第9回：四国財務局 出前講座 詳 細：将来に備えるためのお金の持ち方・扱い方を若いうちから考え、お金の知識・判断力を身につける					
第10回：グループディスカッション② 詳 細：いくつかのグループに分かれて、与えられたテーマで議論をして発表する					
第11回：ジョブカフェ愛ワーク 出前講座 詳 細：「働く意義」「社会人としての心構え」など社会に求められる力について考える					
第12回：「マジダイ」に従い討議や発表を行う 詳 細：将来をイメージして目標を立てる 社会に出るということについて考える					
第13回：地元銀行による出前授業 詳 細：成年年齢引き下げ、卒業後の生活にかかるお金のシミュレーション、キャッシュレスについて学ぶ					
第14回：「悩む力」について概要説明					
第15回：まとめ					
6. アクティブラーニング要素 Active learning					

事前学習型授業／グループワーク				
7. 利用教科書(入力) Textbook (s)				
書名(Title)	著者(Author)	出版社(Publisher)	ISBN番号(ISBN)	発刊年(pub.year)
悩む力	姜尚中	集英社新書	9784087204445	2008年 第一刷発行
8. 参考書(入力) Reference Book(s)				
書名(Title)	著者(Author)	出版社(Publisher)	ISBN番号(ISBN)	発刊年(pub.year)
※教科書・参考書以外の資料 Materials other than textbooks and Reference Books				
授業で使用する「マジダイ」は貸与する。				
9. 準備学習(予習・復習) Expected Work outside of Class				時間
①予習：テキストの該当箇所の講読を行い、要点の整理とそれに対する自分の考えをまとめる。				2.0 時間
②復習：演習の焦点となった箇所の振り返りを行う。				2.0 時間
合計時間	4.0時間			

10. フィードバック Instructor Feedback	
毎回、前回授業のレビューを行い、最終授業で全体に対するフィードバックを行う。	
11. 評価の方法・基準 Criteria for Evaluation	
最終レポート30%、毎回の演習成果50%、平常点20%を総合して評価する。	
12. 学習の到達目標 The Main Goals of the Course	
①大学生として知っておくべきこと、自覚しておくべきこと、学生生活に関する心構えやルールについて学び考えることについて意欲的に取り組む姿勢を持つことができる。	
②自分の将来について目標を持ち、その目標実現のための学習計画をたてることができる。	
13. その他留意事項について Additional Instructions / Comments to Students	
14. ナンバリング Numbering	
15. 実務家教員 Practitioner-Teacher	
16. 曜日時限 Schedules	火曜6限

●一般基礎演習Ⅱ

授業コード・科目名（クラス）	単位数	年次	開講期	担当者	入学年度
Class Code・Course Title	Credits	year	term	Instructor(s)	start year
3G18007 一般基礎演習Ⅱ(7)	2単位	1年	2024年度後期	千頭 正一	2024年度
1. サブタイトル Subtitle					
現代社会についての学びを通して社会人としての基礎を身につける。					
2. 関連する教育諸方針 Course-Related Policies: Diploma and Curriculum Policy					
①ディプロマ・ポリシー「専門的な観点」および「良い社会人の育成の観点」の基礎を修得するための科目である。 ②カリキュラム・ポリシー（基礎教育科目）として、大学での学びの姿勢、大学の学修のうえで基礎となる教養、学修に必要な基本的スキル及び現代社会全般の基本的な知識並びにコミュニケーション能力を修得する。					
3. 授業科目のテーマと目的 Theme of the Course					
大学で学ぶために身に付けておくべき知識（一般教養）、学び方、表現・伝え方を学び、在学中や将来の進学、就職した際に役立つ基本的な能力を身に付けることを目的とする。 自分の将来について目標を持ち、その目標実現のための学習計画を考える。					
4. 授業形態 Class format					
面接授業科目					
5. 授業科目の内容・具体的な授業計画及び進度 Course Description and Outline					
第1回：「悩む力」に従い討議や発表を行う 詳細：「いまを生きる」悩み「私」とは何者か					
第2回：グループディスカッション③ 詳細：いくつかのグループに分かれて、与えられたテーマで議論をして発表する					
第3回：第2回キャリアガイダンス 詳細：進路（キャリア）選択、自分の強みをどう進路（キャリア）選択に活かすかについて考える					
第4回：「悩む力」に従い討議や発表を行う 詳細：世の中すべて「金」なのか					
第5回：ハタラク×魅力発見講座① 詳細：県内企業の経営者・人事の方から働く魅力を聴くとともに、職業観や主体的に学び、行動する姿勢を身につける。					
第6回：「悩む力」に従い討議や発表を行う 詳細：「知ってるつもり」じゃないか「青春」は美しいか					
第7回：ハタラク×魅力発見講座② 詳細：県内企業の経営者・人事の方から働く魅力を聴くとともに、職業観や主体的に学び、行動する姿勢を身につける。					
第8回：グループディスカッション④ 詳細：いくつかのグループに分かれて、与えられたテーマで議論をして発表する					
第9回：ハタラク×魅力発見講座③ 詳細：県内企業の経営者・人事の方から働く魅力を聴くとともに、職業観や主体的に学び、行動する姿勢を身につける。					
第10回：「悩む力」に従い討議や発表を行う 詳細：「信じる者」は救われるか					
第11回：第3回キャリアガイダンス 詳細：短大卒業後の進路、進路を選ぶこと＋進路選択の方法について学ぶ					
第12回：「悩む力」に従い討議や発表を行う 詳細：何のために「働く」のか					
第13回：「悩む力」に従い討議や発表を行う 詳細：「変わらぬ愛」はあるか					
第14回：「悩む力」に従い討議や発表を行う 詳細：なぜ死んではいけないか 老いて「最強」たれ					
第15回：まとめ					

6. アクティブラーニング要素 Active learning				
事前学習型授業／グループワーク				
7. 利用教科書(入力) Textbook (s)				
書名(Title)	著者(Author)	出版社(Publisher)	ISBN番号(ISBN)	発刊年(pub.year)
悩む力	姜尚中	集英社新書	9784087204445	2008年 第一刷発行
8. 参考書(入力) Reference Book(s)				
書名(Title)	著者(Author)	出版社(Publisher)	ISBN番号(ISBN)	発刊年(pub.year)
※教科書・参考書以外の資料 Materials other than textbooks and Reference Books				
9. 準備学習(予習・復習) Expected Work outside of Class				時間
①予習：テキストの該当箇所の講読を行い、要点の整理とそれに対する自分の考えをまとめる。				2.0 時間
②復習：演習の焦点となった箇所の振り返りを行う。				2.0 時間
合計時間	4.0時間			

10. フィードバック Instructor Feedback	
毎回、前回授業のレビューを行い、最終授業で全体に対するフィードバックを行う。	
11. 評価の方法・基準 Criteria for Evaluation	
最終レポート30%、毎回の演習成果50%、平常点20%を総合して評価する。	
12. 学習の到達目標 The Main Goals of the Course	
①大学生として知っておくべきこと、自覚しておくべきこと、学生生活に関する心構えやルールについて学び考えることについて意欲的に取り組む姿勢を持つことができる。	
②自分の将来について目標を持ち、その目標実現のための学習計画をたてることができる。	
13. その他留意事項について Additional Instructions / Comments to Students	
14. ナンバリング Numbering	
15. 実務家教員 Practitioner-Teacher	
-	
16. 曜日時限 Schedules	火曜6限

シラバスは、全ての授業科目について作成され、本学ウェブサイトで公開している（提出
 ・2-6 本学ウェブサイト：シラバス検索（2023年度～））。その項目として、科目名などに加え、サブタイトル、関連する教育諸方針、授業科目のテーマと目的、授業科目の内容・具体的な授業計画及び進度、利用教科書、参考書、準備学習、フィードバック、評価の方法・基準、学習の到達目標などがある。シラバスの重要性については新入生ガイダンスで説明しているが、多くの教員は初回の授業において、その授業のシラバスを用い、改めて徹底している。シラバスは担当者によって毎年更新され、その適正性については本学のカリキュラム方針に基づいて他の教員がチェックを行い、改善が必要な場合には、それを担当教員に要請している。下に令和 5（2023）年度のシラバスの一例を示す。

授業コード・科目名（クラス）	単位数	年次	開講期	担当者	入学年度
Class Code・Course Title	Credits	year	term	Instructor(s)	start year
3I05000 情報システム論I	2単位	2年	2023年度前期	千頭 正一	2023年度
1. サブタイトル Subtitle					
コンピュータと情報化社会					
2. 関連する教育諸方針 Course-Related Policies: Diploma and Curriculum Policy					
①ディプロマポリシーとして、「専門的な観点」および「良い社会人の育成の観点」を達成するための科目である。 ②カリキュラム・ポリシー（専門教育科目）として、情報システムに関する知識や技能を修得する。					
3. 授業科目のテーマと目的 Theme of the Course					
ICT(情報通信技術)を用いた情報の利活用は学問全体のインフラとなっている。 本講義では、コンピュータに関する基本的な知識を習得するとともに、高度情報化社会の進展を考察し、社会人として「情報システム」とうまく付き合っていくための能力を養うことを目的とする。					
4. 授業形態 Class format					
面接授業科目					
5. 授業科目の内容・具体的な授業計画及び進度 Course Description and Outline					
第1回目 インTRODクション 詳細：情報システム論の授業内容の説明					
第2回目 コンピュータについて 詳細：コンピュータとは（ハードウェア・ソフトウェアを中心に基本的なことを解説する）					
第3回目 コンピュータ構成要素（1） 詳細：情報の表現 コンピュータの構成 CPU CPUの動作原理 CPUの高速化技術					
第4回目 コンピュータ構成要素（2） 詳細：半導体メモリ 補助記憶装置					
第5回目 コンピュータ構成要素（3） 詳細：入出力装置 入出力インタフェース					
第6回目 ソフトウェアとマルチメディア（1） 詳細：ソフトウェア ジョブ管理とタスク管理					
第7回目 ソフトウェアとマルチメディア（2） 詳細：記憶管理 ファイル管理 マルチメディア					
第8回目 基礎理論（1） 詳細：基数変換 補数と固定小数点 浮動小数点					
第9回目 基礎理論（2） 詳細：誤差 シフト演算 論理演算					
第10回目 基礎理論（3） 詳細：半加算器と全加算器 計測と制御 オートマトン					
第11回目 基礎理論（4） 詳細：AI 線形代数 確率・統計					
第12回目 アルゴリズムとプログラミング（1） 詳細：アルゴリズム 配列 リスト キューとスタック					
第13回目 アルゴリズムとプログラミング（2） 詳細：木構造 データの整列 データの探索 計算量					
第14回目 アルゴリズムとプログラミング（3） 詳細：プログラムの属性 プログラム言語とマークアップ言語					
第15回目 まとめ					
6. アクティブラーニング要素 Active learning					

事前学習型授業				
7. 利用教科書 Textbook (s)				
書名(Title)	著者(Author)	出版社(Publisher)	ISBN番号(ISBN)	発刊年(pub.year)
令和05年 栢木先生の基本情報技術者教室	栢木 厚 (かやのき あつし)	技術評論社	9784297131302	2022年
8. 参考書 Reference Book(s)				
書名(Title)	著者(Author)	出版社(Publisher)	ISBN番号(ISBN)	発刊年(pub.year)
※教科書・参考書以外の資料 Materials other than textbooks and Reference Books				
必要に応じてプリントを配布する。				
9. 準備学習(予習・復習) Expected Work outside of Class				時間
講義前にテキストの該当部分を読んでおくこと。 その他、授業時に適宜指示する。				2.0 時間
授業の該当箇所の振り返りを行う。 テキスト以外の文献や新聞・雑誌など様々な資料を収集し学習すること。 その他授業時に適宜指示する。				2.0 時間
合計時間				4.0時間

10. フィードバック Instructor Feedback	
最終授業で全体に対するフィードバックを行う。	
11. 評価の方法・基準 Criteria for Evaluation	
最終試験80%、平常点20%で評価する。	
12. 学習の到達目標 The Main Goals of the Course	
(1) コンピュータに関する一定の知識を修得することができる。 (2) 「情報システム」とうまく付き合っている能力を身につけることができる。	
13. その他留意事項について Additional Instructions / Comments to Students	
14. ナンバリング Numbering	
15. 実務家教員 Practitioner-Teacher	
【実務経験のある教員による授業科目】	
16. 曜日時限 Schedules	水曜7限

本学では、教育課程の多様化・深化を図るため、松山大学との単位互換制度を設けて運用している。多くの学生が松山大学への編入を希望しており、編入後に認定されうる単位を修得できることは彼らの学習意欲を高めるための側面からの支援として有効に機能している。なお、単位互換制度は1年次生から利用可能である。編入を希望しない学生にとっても、良き社会人として成長する一助として利用することができる。

次に、放送大学との単位互換制度である。平成28(2016)年に放送大学と単位互換協定を締結した。これにより、学生は本学や松山大学で開講されていない幅広い分野の学習ができ、進路の選択肢が広がることになる。

平成29(2017)年3月には、松山市内にある松山東雲女子大学・松山東雲短期大学と単位互換協定を締結し、平成29(2017)年度の後期から受講が可能となった。

さらに、平成30(2018)年2月には愛媛大学、3月には聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部との単位互換協定を締結した。これにより、近隣の主要な短期大学や大学で多様な授業を受講する環境が整った(備付-3-7 本学ウェブサイト:短期大学>授業>単位互換

制度)。本学の学生は、各大学が優位性を持つ分野の授業を受講することができ、良き社会人として成長することが見込まれる。なお、単位互換制度の利用実績は以下のとおりであり、利用増加に向けて、学生の積極的な受講を働きかけていくこととしている。

■単位互換制度の利用実績

年度	区分	学期	松山大学	愛媛大学	松山東雲女子大学	松山東雲短期大学	聖カタリナ大学	聖カタリナ大学短期大学部	放送大学
令和3 (2021)	派遣	前期	43						
		後期	43						
	受入	前期				2			
		後期				1			
令和4 (2022)	派遣	前期	65	2					
		後期	63						
	受入	前期		2					
		後期		1					
令和5 (2023)	派遣	前期	59						
		後期	37						
	受入	前期		1					
		後期		1					

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

本学には教養科目として39科目（基礎教育科目を含む）が設けられている。それらは基礎教育科目1科目（必修科目）、共通教育科目28科目（人文科学関係科目8科目、社会科学関係科目8科目、自然科学関係科目6科目、総合関係科目6科目）、言語文化科目8科目、健康文化科目2科目からなっている。このほか、年度によっては、共通教育特殊講義が総合関係科目として開講される。

また、本学では松山大学との単位互換制度により、1年間に15単位以内、在学中に30単位以内で松山大学の授業科目が無料で履修可能であり、そのなかには数多くの共通教育科目も含まれている（ただし、単位互換制度により修得した単位は、卒業に必要な単位には含まれない）。この松山大学との単位互換制度は、本学が松山大学の併設短期大学であるメリットであり、幅広い授業が受けられ、広く教養を身に付けることができる。

本学卒業には62単位の修得が必要であり、そのうちの14単位は教養科目で修得が必要である（提出-1-3 学生便覧2023、pp.72～73）。

このように教養科目には十分な科目数と多岐にわたる分野があり、14単位以上の修得を義務付けていることから、本学においては教養教育の内容と実施体制が確立している。

教養科目と専門教育との関連については、専門教育に携わっている教員が教養教育（共通教育科目）にも参加しており、教養教育と専門教育が有機的に連動するように配慮している。

教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいるかについては、本学では教養科目に限らず、全ての科目について授業評価アンケート（年 2 回）を実施している。授業評価アンケートの結果は松大 UNIPA 及び本学ウェブサイトで公開するとともに、担当教員にも直接フィードバックされ、授業の改善充実を図っている（備付 3-6 本学ウェブサイト：大学案内>情報公開>授業評価アンケートの集計結果）。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-4 の現状＞

本学の教育課程は、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づいて、共通教育科目、言語文化科目、専門教育科目の種別ごとに授業科目を設定している（提出-1-3 学生便覧 2023、pp.72～73）。

本学において開講されている各科目は、学則第 1 条にある「本学は、商業経済の实际的な専門職業に重きをおく大学教育を施し、同時に良き社会人を育成して広く経済文化の発展に寄与することを使命とする。」に基づいて構成され、共通教育科目、言語文化科目、専門教育科目を履修することを通して、ディプロマ・ポリシーで示された内容を修得できるような教育課程となっている。

また、各科目のシラバスにおいて、「授業科目のテーマと目的」、「学習の到達目標」を示し、本学の建学の精神、カリキュラム・ポリシーを踏まえた授業の目的を明示し、各科目を履修することで期待できる学習効果を具体的に示している。「学習の到達目標」で掲げられているものとして、「実社会に出て即戦力となる」、「社会人として必要な基礎知識を身につける」等、職業人としての実学教育を念頭に置いた内容のものが数多くある。また、公認会計士、税理士、弁護士や県内企業の管理職経験者などによる実学的な科目が開講されている。このように、本学では、商業、経営、経済、法律などの専門科目と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制は明確であるといえる。

教育効果については、本学では教養科目に限らず、全ての科目について授業評価アンケート（前期、後期各 1 回。年 2 回）を実施して把握するとともに、改善等の必要性を見極めている（備付-3-6 本学ウェブサイト：大学案内>情報公開>授業評価アンケートの集計結果）。

なお、「令和 5（2023）年度後期 授業評価アンケート集計」では、評価項目である設問 3～11 において、多くの設問で 5 段階評価の上位評価である「1.そう思う」、「2.だいたいそう思う」の評価を得ており、この結果から、本学の教員が行っている授業は一定の水準に達していると同時に、受講した学生の満足度が高いことがうかがわれる。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5 の現状>

本学のアドミッション・ポリシーは、以下のとおりである（提出-1-2 学生便覧 2023、p.76～77）。

アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）

「専門的な観点」及び「良い社会人の育成の観点」

本学は、建学の精神である「真実・実用・忠実」の校訓「三実」に基づき、商業経済の実践的な専門職業に重きを置く大学教育を施し、実社会において有為の人材養成を目指しています。この教育活動を通して「知識・理解」「思考・判断」「技能・表現」の観点から十分な評価を得られるに足る素質を持った人材、そして、良い社会人として本学を卒業していくことができる素質を持った人材を求めます。

そのために、本学では2年間の教育指導を行うにあたり、具体的には、次のような人物を求めています。

- ① 短期大学で学ぶにあたり必要となる基礎的な学力とコミュニケーション能力を有している者。
- ② 明確な目的意識を持ち、チャレンジ精神を発揮して自己の目標の実現のために努力する者。
- ③ 知的好奇心に富み、得た知識を仕事に活かして良い社会人として社会に貢献したいとの意欲を有する者。

本学が短期大学士（商学）の学士を授与することを考えると、アドミッション・ポリシーに書かれた基礎的な学力、能力を入学時に求めることは当然のことと考えられ、本学の入学者受入れの方針は学習成果に対応している。

このアドミッション・ポリシーは、本学ウェブサイトのほか、入学案内や選抜試験要項の中で明示しており、受験生、保護者や高校の進路指導者にも、これらを通じて周知されている（提出-2-4 本学ウェブサイト：短期大学>松山短期大学について>基本的使命・役割と保

有する機能、提出-5～6 2023 年度・2024 年度入学案内、提出-7～8 2023（令和 5）年度・2024（令和 6）年度選抜試験要項、p.1）。

入学者受入れの方針は、受験生が入学前にどのような学習成果を獲得していることを本学が求めているのかを明確に示している。本学は、将来「実社会において有為の人材」となるような、「基礎的な学力とコミュニケーション能力」を有し、「自己の目標の実現のために努力」し、「社会に貢献したいとの意欲」を有する者を求めているのである。そのような学生を受け入れるため、本学では以下のように入試を行っている。

- ・12 月上旬に推薦型選抜試験（一般公募・社会人・指定校）を実施
- ・3 月に一般選抜試験を実施

100 名の募集人員のうち、30 名を推薦型選抜に、70 名を一般選抜にあてている。推薦型選抜試験では、筆記試験や調査書で受験生の「基礎的な学力」を検査すると同時に、面接で学生が「コミュニケーション能力」や「明確な目的意識」を持っているかどうかを試験している。また、一般選抜試験でも前述の受入れ方針に沿った出題としている（提出-7～8 2023（令和 5）年度・2024（令和 6）年度選抜試験要項、p.4、p.7、備付-23 2024（令和 6）年度選抜試験要項、pp.1～2）。

この方針を高等学校等とも共有し、本学にふさわしい生徒に対して本学への入学を促してもらえるように、教学委員や短大事務室の事務職員（以下「短大職員」という）による高校訪問を従来から行ってきた。入学実績をもとに訪問する高等学校等を選択し、その進路指導担当教諭に対してアドミッション・ポリシーをはじめとする本学の情報（学科の特徴、編入学の実績、就職状況、学費など）を提供し、生徒に対する本学の紹介を依頼してきた。

従来は 3 月の一般選抜に向けて、2 月に愛媛県、香川県、高知県の高校を、教学委員と短大職員が分担して訪問し説明を行ってきたが、令和 4（2022）年度からは、推薦型選抜による学生の受け入れ増加を目的に、高校生の進路がほぼ固まる夏休み前に高校訪問の時期を前倒しすることとした。この取り組みは継続して行うことで効果が出てくるものと考えている。

授業料、その他入学に必要な経費については、本学ウェブサイトや入学案内、選抜試験要項などの印刷物において明記している。

現時点でアドミッション・オフィスは設置していない。今後、少子化の進行により、将来的には導入検討する可能性もある。

本学の受験の問い合わせなどについては、短大事務室が、主に電話・電子メールにより行っている。また、毎年 6 月に開催される入試説明会には松山大学とともに本学も教学委員と短大職員が出席し、相談ブースを構えて、各高校の進学指導の先生からの質問、相談に対応している。

高等学校関係者の意見は、前述の高校訪問、入試説明会等で入手している（備付-14 高等学校訪問報告書）。それらの情報を受けて、本学では入学者受入れの方針を定期的に点検している。

【区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

本学は夜間開講の総合短期大学であり、専攻・コース等は設けていない。本学では、人文科学・社会科学・自然科学などの共通教育科目に加え、専門教育科目として経営学、経済学、法律学の各科目が配置され、学生は幅広い分野を学ぶことができる。学習成果に関しては、それぞれの科目が設定しているシラバスの学習の到達目標において、どのような知識・知見等が修得できるかが具体的に示されており、それらの到達状況は最終試験や最終レポート等で測定可能である。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

本学では学習成果の獲得状況を以下のデータで測定している。

1. 単位認定による学習成果の査定

本学の単位認定は、「松山短期大学単位認定規程」に基づいている（提出-1-4 学生便覧 2023、pp.78～79、提出 - 規程集 3）。成績評価は厳格に行われており、令和 5（2023）年度の学位授与率は 84.1%であった（提出-2-5 本学ウェブサイト：短期大学>松山短期大学について>卒業（修了）者数推移）。また、科目毎の単位認定の状況については 45 頁から 47 頁のとおりである。なお、各科目は後で詳述する各教員の実務経験や教育実績、専門分野に鑑み、最もふさわしい教員によって担当されている。非常勤講師については、たとえ前年度と同じ教員であっても、毎年その適格性が教授会において審査されている。

単位認定の状況

(令和 5 (2023) 年度在学生)

種別		授業科目名	履修者数 (名)	履修率 (%)	単位 取得率 (%)	最終の評価 (%) ※再試験を含み、入学前認定単位を除く				
						S	A	B	C	XとF
共通教育科目	人文科学関係	哲学Ⅰ	23	15	78	9	35	17	17	22
		哲学Ⅱ	24	16	75	8	33	17	17	25
		文化論Ⅰ	9	6	78	44	22	11	0	22
		文化論Ⅱ	9	6	78	44	33	0	0	22
		文章表現Ⅰ	28	18	93	21	36	36	0	7
		文章表現Ⅱ	30	20	83	30	47	7	0	17
	社会科学関係	法学Ⅰ	32	21	97	88	9	0	0	3
		法学Ⅱ	32	22	97	94	3	0	0	3
		社会学Ⅰ	8	5	63	25	25	13	0	38
		社会学Ⅱ	7	5	71	29	29	0	14	29
		歴史Ⅰ	22	14	95	41	18	5	32	5
		歴史Ⅱ	24	16	96	29	4	42	21	4
		愛媛県史Ⅰ	24	16	100	29	25	29	17	0
		愛媛県史Ⅱ	24	16	88	17	29	17	25	13
	自然科学関係	心理学Ⅰ	22	14	100	14	50	36	0	0
		心理学Ⅱ	23	16	91	22	48	13	9	9
		自然科学概論Ⅰ	12	8	100	33	33	25	8	0
		自然科学概論Ⅱ	12	8	75	42	25	8	0	25
		環境科学Ⅰ	12	8	83	42	42	0	0	17
		環境科学Ⅱ	12	8	67	42	17	8	0	33
	総合関係	ITスキルズⅠ	42	27	95	10	33	43	10	5
		ITスキルズⅡ	43	28	98	37	30	26	5	2
		(共通教育特殊講義)「生(ライフ)」を支える in Ehime	12	8	42	0	0	33	8	58
		(共通教育特殊講義)デザイン・思考	19	12	79	42	32	5	0	21
		(共通教育特殊講義)食環境論Ⅰ	18	12	100	17	44	39	0	0
		(共通教育特殊講義)食環境論Ⅱ	18	12	78	17	33	28	0	22
言語文化科目	英語 1	64	100	73	13	9	16	36	27	
	英語 2	65	100	85	31	15	20	18	15	
	英語 3	63	100	92	13	37	24	19	8	
	英語 4	66	100	89	20	33	17	20	11	
	英語 5	28	33	86	21	29	29	7	14	
	英語 6	29	36	66	14	21	24	7	34	
	英会話 1	13	8	100	54	46	0	0	0	
	英会話 2	13	9	69	46	23	0	0	31	

種別		授業科目名	履修者数 (名)	履修率 (%)	単位 取得率 (%)	最終の評価 (%) ※再試験を含み、入学前認定単位を除く				
						S	A	B	C	XとF
健康文化科目		生涯スポーツⅠ	9	6	100	11	67	22	0	0
		生涯スポーツⅡ	9	6	100	67	0	33	0	0
基礎教育科目		一般基礎演習	65	100	97	62	25	3	8	3
専門教育科目	専門基礎科目	商学Ⅰ	47	31	100	21	32	36	11	0
		商学Ⅱ	46	31	91	17	33	30	11	9
		経営学総論Ⅰ	64	42	91	5	41	39	6	9
		経営学総論Ⅱ	65	44	82	9	32	28	12	18
		簿記原理Ⅰ	40	26	85	73	5	3	5	15
		簿記原理Ⅱ	40	27	75	38	18	18	3	25
		会計学通論Ⅰ	42	27	98	33	36	19	10	2
		会計学通論Ⅱ	44	30	84	39	18	23	5	16
		情報処理論Ⅰ	30	19	97	67	20	10	0	3
		情報処理論Ⅱ	30	20	90	43	27	10	10	10
		経済学（近代経済学入門）Ⅰ	67	44	84	15	18	30	21	16
		経済学（近代経済学入門）Ⅱ	69	47	77	3	25	25	25	23
	経営学関係科目	経営管理論Ⅰ	39	25	72	5	5	0	62	28
		経営管理論Ⅱ	39	27	72	18	23	13	18	28
		中小企業論Ⅰ	47	31	96	9	60	26	2	4
		中小企業論Ⅱ	48	33	94	25	42	21	6	6
		地域経営論Ⅰ	32	21	84	28	47	9	0	16
		地域経営論Ⅱ	30	20	80	37	33	10	0	20
		貿易論	18	21	83	17	17	17	33	17
		国際ビジネス論	23	28	52	4	4	9	35	48
		工業会計論Ⅰ	17	20	100	35	24	12	29	0
		工業会計論Ⅱ	17	21	82	41	12	6	24	18
		経営分析論Ⅰ	14	17	93	43	43	0	7	7
		経営分析論Ⅱ	13	16	100	54	23	8	15	0
		税務会計論Ⅰ	6	7	100	83	17	0	0	0
		税務会計論Ⅱ	6	7	100	100	0	0	0	0
		情報システム論Ⅰ	12	14	100	58	17	17	8	0
		情報システム論Ⅱ	12	15	83	33	17	17	17	17
		食品マーケティング論Ⅰ	48	57	92	25	19	38	10	8
		食品マーケティング論Ⅱ	47	58	91	38	23	19	11	9
		(会計学特殊講義)財務会計論Ⅰ	10	12	90	50	20	10	10	10
		(会計学特殊講義)財務会計論Ⅱ	9	11	89	33	33	22	0	11

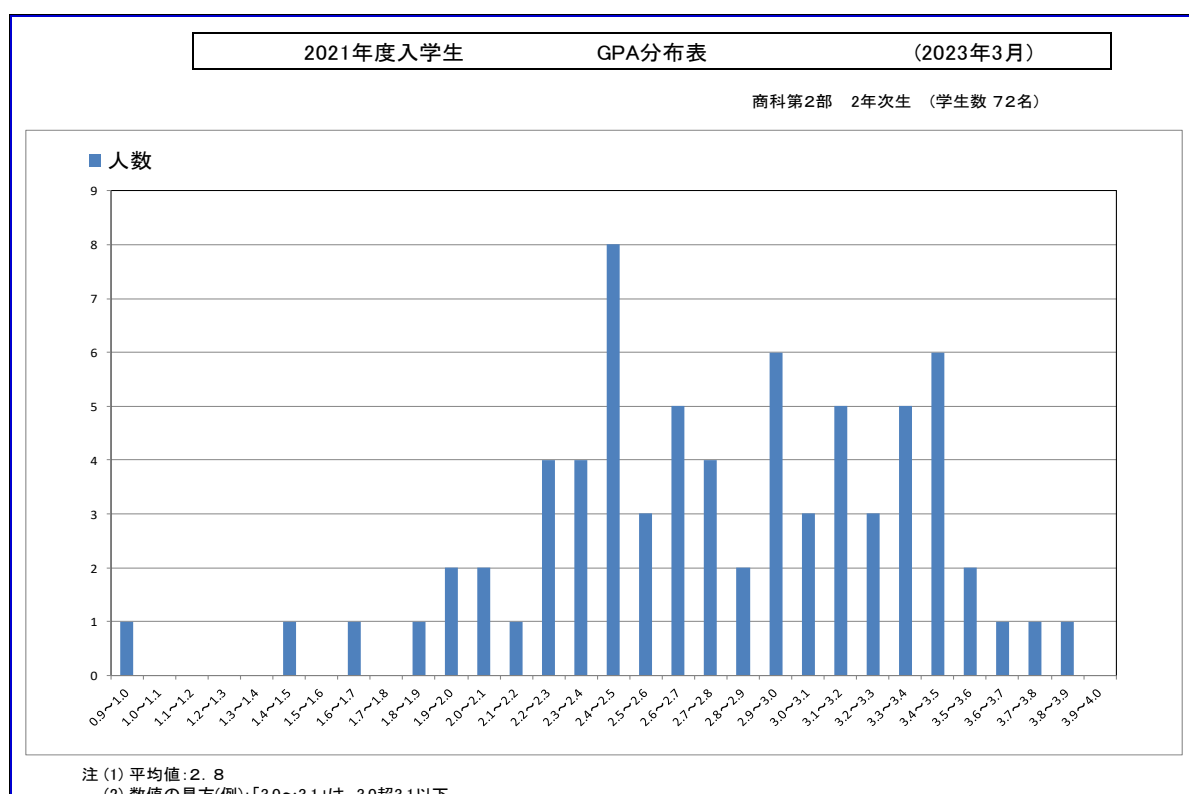
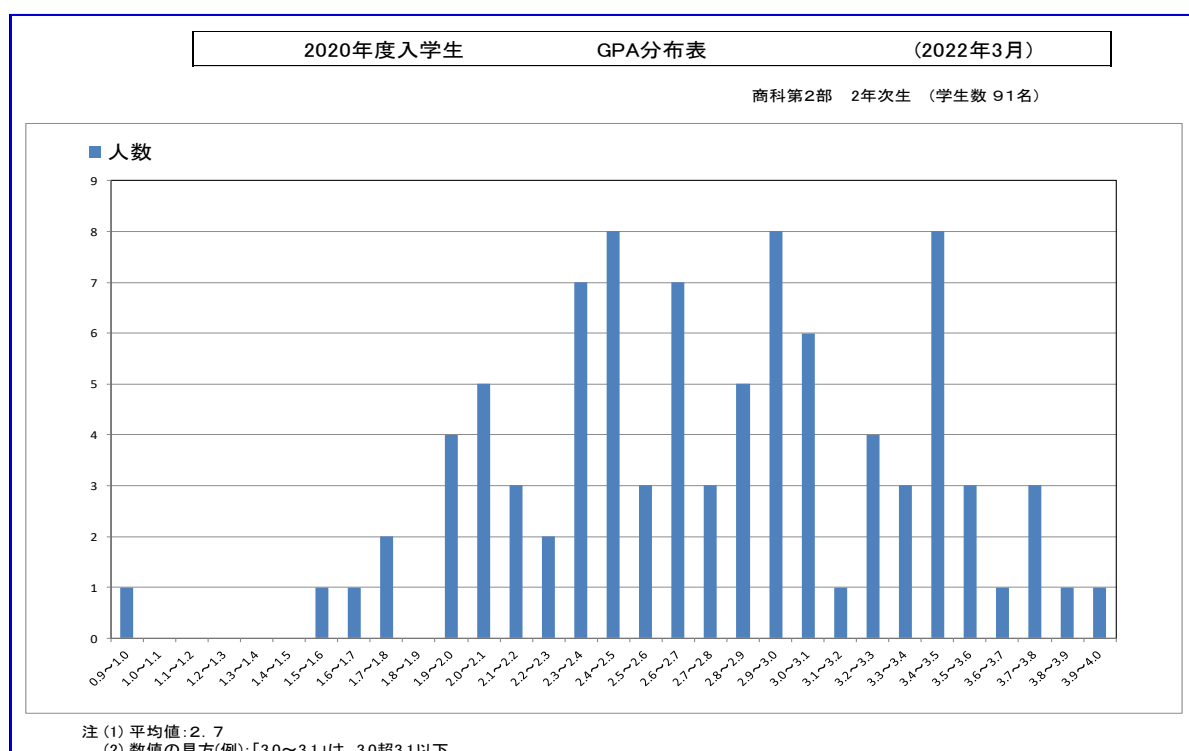
種別		授業科目名	履修者数 (名)	履修率 (%)	単位 取得率 (%)	最終の評価 (%)				
						※再試験を含み、入学前認定単位を除く				
					S	A	B	C	XとF	
専門教育科目	経済学関係科目	経済史Ⅰ	24	16	67	13	25	21	8	33
		経済史Ⅱ	29	20	76	14	24	21	17	24
		社会経済学入門	25	16	92	12	72	4	4	8
		社会経済学	48	33	85	10	60	13	2	15
		金融論Ⅰ	32	21	94	16	19	34	25	6
		金融論Ⅱ	33	22	76	3	21	27	24	24
		地域経済論Ⅰ	32	21	81	31	25	6	19	19
		地域経済論Ⅱ	33	22	64	6	15	18	24	36
		統計学総論Ⅰ	8	10	75	13	13	50	0	25
		統計学総論Ⅱ	8	10	63	0	50	13	0	38
		国際経済論Ⅰ	7	8	86	14	29	43	0	14
		国際経済論Ⅱ	8	10	63	13	38	13	0	38
		現代日本経済論Ⅰ	29	35	97	14	62	21	0	3
		現代日本経済論Ⅱ	28	35	96	25	64	7	0	4
		仕事と暮らしの経済学Ⅰ	29	35	93	38	17	24	14	7
		仕事と暮らしの経済学Ⅱ	29	36	72	10	7	31	24	28
		企業と経済Ⅰ	5	6	100	0	60	40	0	0
		企業と経済Ⅱ	4	5	100	0	0	75	25	0
		マクロ経済学Ⅰ	14	17	71	7	14	21	29	29
		マクロ経済学Ⅱ	14	17	79	7	14	21	36	21
	(経済学特殊講義)開発経済論Ⅰ	10	12	100	20	30	30	20	0	
	(経済学特殊講義)開発経済論Ⅱ	7	9	71	0	29	29	14	29	
	法学関係科目	憲法Ⅰ	17	11	100	29	59	12	0	0
		憲法Ⅱ	18	12	100	28	22	50	0	0
		民法総則Ⅰ	36	23	94	56	36	0	3	6
		民法総則Ⅱ	47	32	89	72	13	2	2	11
		政治学原論Ⅰ	25	16	84	4	24	24	32	16
		政治学原論Ⅱ	25	17	88	16	40	32	0	12
		民法債権Ⅰ	10	12	100	70	30	0	0	0
		民法債権Ⅱ	11	14	100	64	36	0	0	0
		会社法Ⅰ	15	18	93	13	27	33	20	7
		会社法Ⅱ	15	19	80	20	13	27	20	20
		家族法Ⅰ	12	14	83	17	33	25	8	17
		家族法Ⅱ	13	16	77	54	8	0	15	23
		(法学特殊講義)刑法Ⅰ	5	6	100	80	0	0	20	0

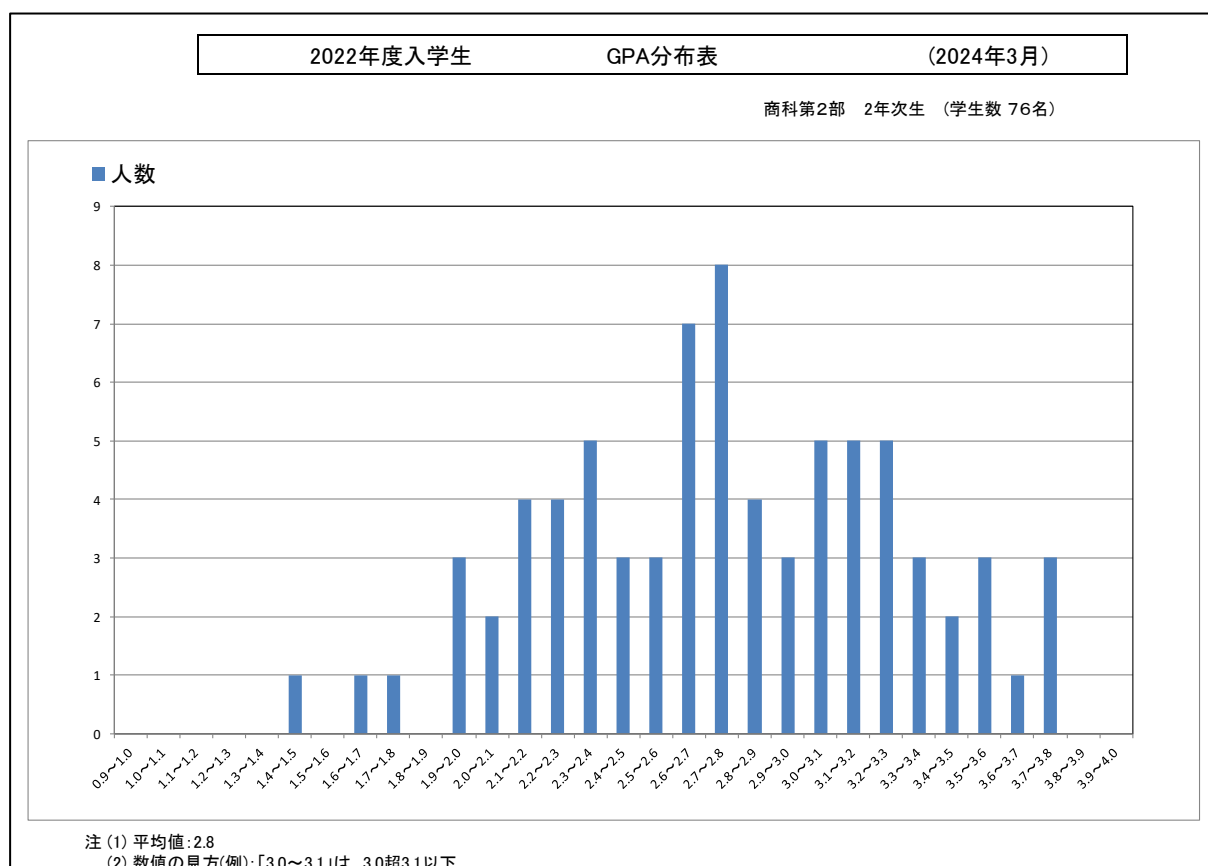
2. GPA による学習成果の査定

各学生の総合的な成績を示す指標として、平成 24（2012）年度から GPA による成績評価を導入した。GPA は、1～4 の重みを付けた評価の加重平均値であり、計算式は以下のとおりである（備付-3-4 本学ウェブサイト：大学案内>情報公開>成績評価基準、学位名称、卒業・修了の要件 - ヒストグラム分布図（GPA 分布図））。

$(S \text{ の単位数} \times 4 + A \text{ の単位数} \times 3 + B \text{ の単位数} \times 2 + C \text{ の単位数} \times 1) \div \text{総修得単位数}$

※したがって、 $1 \leq \text{GPA} \leq 4$ の値となる。





令和 2 (2020) 年度入学生、令和 3 (2021) 年度入学生、令和 4 (2022) 年度入学生の GPA 平均値はそれぞれ 2.7、2.8、2.8 でほぼ同水準であり、成績の分布も大差はないことが読み取れる。

各学生は、自分の GPA を成績表から知ることができ、上のような分布図から、自分が全体の中でどの位置にいるのかも知ることができる。GPA はまた、卒業証書・学位記授与式での学長賞、編入学（松山大学及び他大学）、各種奨学金などの推薦順位の基準としても用いられている。

3. 免許や資格による学習成果の査定

本学は、その基本的使命として、「幅広い教養を習得できる教学体制を整備し、地域の社会貢献に寄与できる能力の涵養に努める」ことを掲げており、教育課程を履修することにより取得できるような免許や資格は存在しない。しかし、それらを取得する機会として、「情報処理論 I・II」は、MOS (Microsoft Office Specialist) 検定試験合格、IT パスポート試験合格、「情報システム論 I・II」は、基本情報技術者試験合格、IT パスポート試験合格、「IT スキルズ I・II」は情報処理活用能力検定試験合格、英語は各種の英語検定試験での合格や高得点を目指している。さらに、資格試験や能力検定試験に合格することを目指す学生を支援するため、「資格・能力取得奨励金制度」(学校法人松山大学資格・能力取得奨励金規程) を設けている(提出 - 規程集 8)。これまでに本学では、MOS 試験、IT パスポート試験、司法書士試験、通関士試験、基本情報技術者試験などの合格者を出してきた。

4. 授業評価アンケートによる学習成果の査定

各授業に対する学生の満足度を調査するため、前期、後期の各学期末に授業評価アンケートを実施してきた。項目ごとに授業評価を 5 段階に分け、各学生が受講した授業に対する評価を行っている。提出資料からわかるように、通常の質問事項（1～11）のほかに、自由記述欄も設けられている。アンケートの結果は、全ての科目について担当者にフィードバックされ、また松大 UNIPA 及び本学ウェブサイトでも公開している。各科目の担当者はその結果を分析し、新学期の授業の改善に役立てている。

令和 5（2023）年度後期における本学の全科目を集計した結果は、きわめて良好なものであった。例えば、「第 10 問 この授業によって知識が増えたり、当該テーマについての興味・関心が高まったりしましたか」という設問に対して「そう思う」「だいたいそう思う」が 84.3%、「第 11 問 授業は全体として満足できるものでしたか」という設問に対して「そう思う」「だいたいそう思う」が 86.4%であった。

5. 卒業時アンケートによる学習成果の査定

令和 6（2024）年 3 月卒業式出席者を対象に、卒業生から本学での学びについて調査を実施したが、結果はおおむね高評価であった（備付-17 卒業時アンケート（2023 年度実施））。

例えば、「在学中の学びを振り返っての成長実感について」は、95%以上が「実感している」「どちらかといえば実感している」と回答しており、在学中に確実に成長していることがうかがえる。

「本学の学びを通して成長したと思う能力」として、「傾聴力」「一般的な教養」「専門的な知識」「状況判断力」「課題発見力」が、「身についた」「ある程度身についた」と回答している。

「卒業時の進路の満足度」については、「満足」「どちらかといえば満足」が 87.5%になっており、多くの学生が満足して卒業している。また、「あなたは本学に興味を持っている人に入学を勧めたいですか」という問いには、79.2%が「勧めたい」「どちらかといえば勧めたい」と回答しており、「勧めたくない」との回答はわずか 4.2%である。

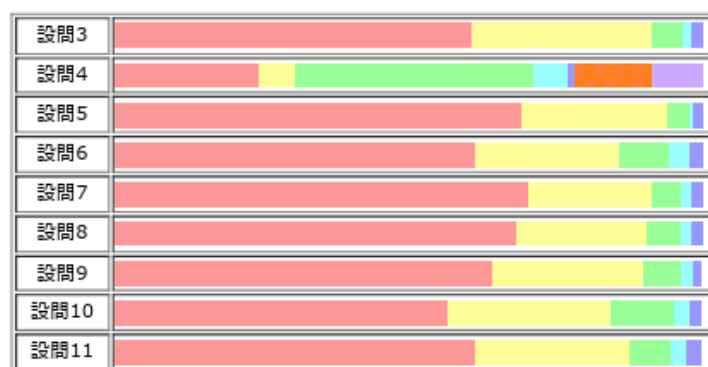
「あなたは本学に入学してよかったと思いますか」という問いには、ほとんどの卒業生が「よかった」との回答であり、本学の存在をもっとアピールして欲しいとの意見、要望があった。

調査結果は、今後の授業の改善に役立てていきたい。

2023年度 前期 授業評価アンケート集計

全科目集計

	設問内容	回答1	回答2	回答3	回答4	回答5	回答6	回答7	回答数
設問3	あなたはこの科目の授業にまじめに取り組みましたか。	474	238	42	13	14	0	0	781
設問4	あなたがこの科目を履修した理由を選んでください。	192	47	317	46	11	102	66	781
設問5	授業内容は、教員が当初示していたテーマや目的に沿っていましたか。	539	192	33	5	12	0	0	781
設問6	授業内容は、体系的に理解できるように構成されていましたか。	477	193	66	26	19	0	0	781
設問7	教材（教科書、配布物、視聴覚資料を含む）は授業に適切なものでしたか。	548	165	40	14	14	0	0	781
設問8	課題等の指示は適切でしたか。	532	173	47	14	15	0	0	781
設問9	授業の進度は適切でしたか。	501	200	52	17	11	0	0	781
設問10	この授業によって知識が増えたり、当該テーマについての興味・関心が高まったりしましたか。	444	216	84	20	17	0	0	781
設問11	授業は、全体として満足できるものでしたか。	479	206	56	20	20	0	0	781



設問 4 以外

回答1	そう思う
回答2	だいたいそう思う
回答3	どちらとも言えない
回答4	あまりそう思わない
回答5	そう思わない
回答6	
回答7	

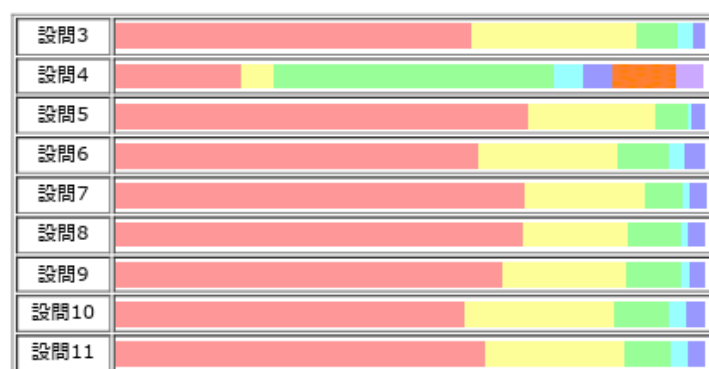
設問 4 のみ

回答1	必修科目だから
回答2	単位が取りやすそうだから
回答3	興味があったから
回答4	知人に勧められたから
回答5	先生の人格に惹かれたから
回答6	将来に役に立ちそうだから
回答7	その他

2023年度 後期 授業評価アンケート集計

全科目集計

	設問内容	回答1	回答2	回答3	回答4	回答5	回答6	回答7	回答数
設問3	あなたはこの科目の授業にまじめに取り組みましたか。	346	160	40	16	11	0	0	573
設問4	あなたがこの科目を履修した理由を選んでください。	122	32	273	28	29	62	27	573
設問5	授業内容は、教員が当初示していたテーマや目的に沿っていましたか。	401	123	32	4	13	0	0	573
設問6	授業内容は、体系的に理解できるように構成されていましたか。	352	135	51	16	19	0	0	573
設問7	教材（教科書、配布物、視聴覚資料を含む）は授業に適切なものでしたか。	397	117	37	6	16	0	0	573
設問8	課題等の指示は適切でしたか。	395	104	52	6	16	0	0	573
設問9	授業の進度は適切でしたか。	376	119	54	9	15	0	0	573
設問10	この授業によって知識が増えたり、当該テーマについての興味・関心が高まったりしましたか。	338	145	54	18	18	0	0	573
設問11	授業は、全体として満足できるものでしたか。	359	136	46	16	16	0	0	573



設問4以外

回答1	そう思う
回答2	だいたいそう思う
回答3	どちらとも言えない
回答4	あまりそう思わない
回答5	そう思わない
回答6	
回答7	

設問4のみ

回答1	必修科目だから
回答2	単位が取りやすそうだから
回答3	興味があったから
回答4	知人に勧められたから
回答5	先生の人柄に惹かれたから
回答6	将来に役に立ちそうだから
回答7	その他

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

令和 6（2024）年 1～2 月にかけて、本学卒業生（卒業後 5 年、10 年及び 15 年）が就職した企業（団体）87 社に「卒業生に関するアンケート」を実施した（備付-16 卒業生に関するアンケート（2023 年度実施））。

■卒業生に関するアンケート（卒業生就職企業）実施概要

- (1)調査内容：本学教育活動の質向上を目的とし、卒業生に関するアンケートを実施し、卒業生就職企業（団体）に当該卒業生の評価等について調査した。
- (2)調査対象：卒業後 5 年、10 年及び 15 年の卒業生の就職企業及び団体（87 社）
- (3)調査方法：アンケートの郵送とウェブアンケート（Google フォーム）の併用
- (4)調査期間：2024 年 1 月 19 日（金）～2024 年 2 月 9 日（金）
- (5)有効回答：30 件（回答率：34.5%）

就職した本学の卒業生の印象について、「規律性」「柔軟性」「主体性」については高い評価が得られたが、「創造力」「専門的な知識」「計画力」は低い評価であった。

また、本学に対する教育の要望については、圧倒的に「コミュニケーション能力を身につける教育」であり、続いて「社会活動を通じて人間性を養う教育」「幅広い教養を身につける教育」「企画力・問題解決能力を身につける教育」となっている。

全般的には、本学に対しては期待も大きく、おおむね高評価な印象であった。

また、令和 6（2024）年 3 月、本学卒業生（2021 年 3 月、2022 年 3 月、2023 年 3 月卒業）が進学した 4 年制大学（松山大学、京都産業大学）に「編入学した学生に関するアンケート」を実施した（備付-18 編入学した学生に関するアンケート（2023 年度実施））。

■編入学した学生に関するアンケート実施概要

- (1)調査内容：本学教育活動の質向上を目的とし、編入学した学生に関するアンケートを実施し、卒業生の評価等を調査した。
- (2)調査対象：本学卒業生が編入学した松山大学（依頼 33 件）、京都産業大学（依頼 3 件）（2020 年度、2021 年度、2022 年度卒業生）
- (3)調査方法：ウェブアンケート（Google フォーム）
- (4)調査期間：2024 年 3 月 12 日（火）～2024 年 3 月 31 日（日）
- (5)有効回答：松山大学 27 件（回答率：81.8%）
京都産業大学 3 件（回答率：100%）

回答が多かった松山大学では、「意欲・積極性」の評価が最も高く、続いて「コミュニケーション能力」「基礎的な知識」であった。不足している能力としては、「専門的な知識」「論理的思考力」「語学力」であった。また、編入学した学生個々の能力差はあるものの、編入学でない学生と変わりはないとの回答があった。

本学の大きな特徴の一つは、編入学する学生が多いことにあるが、これらアンケート結果を十分分析して教育に活かしていく必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

(1) 授業科目の時代に応じた見直し

これまでも、時代の要請に応えた新しい科目の開講を行ってきたが、これを今後も積極的に進めていく必要がある。また、同時にいくつかの科目は時期をみて整理する必要がある。

(2) 一般選抜試験における試験科目の充実

本学に入学を希望する受験生は普通科、商業科、農業科等、多岐にわたっており、多様な受験生を取り入れるための試験科目の設定が検討課題である。

(3) 編入学先に対するアンケート調査結果の活用

卒業生の最大の進学先である松山大学等に対し、アンケート調査は実施しているが、アンケート結果を十分活用するには至っていない。

(4) 卒業生の就職先に対するアンケート調査結果の分析、活用

卒業生の就職先に対するアンケートについても、本学が今後の学生教育にいかに取り組むべきかについての指針や、学生の学習や生活の動機付けに用いることができると考えられ、結果を分析し、活用していく必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

提出資料	1-5 学生便覧 2023：保健室・カウンセリングルーム・学生支援室、 ハラスメント
	1-6 学生便覧 2023：奨学金等
	1-7 学生便覧 2023：資格・能力取得奨励金
提出資料－規程集	1 松山短期大学学則
	2 松山短期大学細則
	3 松山短期大学単位認定規程
	8 学校法人松山大学資格・能力取得奨励金規程
	9 松山短期大学奨学金規程
	10 松山短期大学特別奨学金規程
	11 松山大学温山会奨学金規程
	12 学校法人松山大学学費延納規程
備付資料	3-8 本学ウェブサイト>図書館
	16 卒業生に関するアンケート（2023 年度実施）
	18 編入学した学生に関するアンケート（2023 年度実施）
	19 2023（令和 5）年度入学手続きのご案内
	20 履修の手引き、オリエンテーション等資料
	21 進路（就職）登録票
	22 卒業生 就職状況・進学状況及び編入学(専門学校含む)（令和 3 （2021）年度～令和 5（2023）年度）
	33 学内無線 LAN の敷設状況、教室別座席数・備品一覧

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。

る。

- ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

＜区分 基準Ⅱ-B-1 の現状＞

【人的資源の活用について】

各授業科目の成績評価は、あらかじめ公開しているシラバスに記載された方法・基準に沿って適正に行われている。各科目のシラバスには「関連する教育諸方針」や「授業科目のテーマと目的」、「学習の到達目標」が記載されており、これらとの関連で適切な評価方法を各教員が選択することにより（最終試験や最終レポートを実施するほか、普段の授業における取組を評価対象とする教員も多い）、学習成果の獲得状況を適切に把握している。なお、本学における成績評価は、S・A・B・C・Xの5段階であり、Sは90点以上、Aは80点以上90点未満、Bは70点以上80点未満、Cは60点以上70点未満、Xは60点未満である。また、単位認定の対象としない場合にはF、入学前に履修した授業科目に係るものはNとしている。S・A・B・Cを合格とし、その授業科目所定の単位を与える。Xを不合格とし、XとFは単位を与えない（提出 - 規程集 3、第4条）。学生が授業回数の3分の1を超えて欠席した場合、当該科目の担当教員は単位認定を行わないことができる（提出 - 規程集 3、第5条第1項）。

本学では毎期、開講される全科目を対象として、全11項目からなる「授業評価アンケート」を実施している（令和5(2023)年度からは、学生が約1か月の回答期間内に松大UNIPAから履修している全科目について随時回答する方式となった）。回答の集計後、各科目の担当教員は、松大UNIPAから、アンケートの回答数・回答率とともに、回答結果を確認することができる。このアンケート結果を受けて、各教員は、自らの授業の教育目的・目標がどの程度達成されているかを確認し、爾後の授業の改善に取り組んでいる。

言語文化科目のうち、英語1～4については、習熟度に応じたクラス編成を行っているため、複数のクラスが開講されており、担当教員間で意思の疎通、協力・調整を図っている。また、教学委員が全授業科目のシラバスチェックを行い、改善点を各教員に伝えることにより、授業内容や成績評価の客観性・公平性を担保するよう努めている。

本学は、指導教授制度を設け、学生1人ひとりに本学専任教員を「指導教授」として割り当てている（各教員は、1学年につき10名前後の学生を担当する）。入学から卒業に至るま

で、修学上の問題はもとより、学生生活上の諸問題について、各指導教授が指導・アドバイスを与え、大学生活を有意義なものとする手助けを行っている。

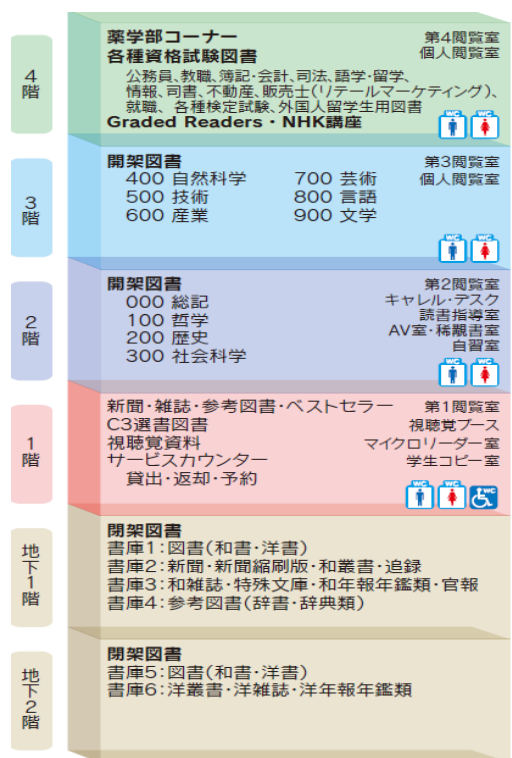
学生生活全般に関する相談窓口は、短大事務室である。短大事務室には 3 人の事務職員が配置されており、各学生の指導教授と連携して、次のような事項の指導・相談に対応している。

- ・履修に関すること
- ・成績に関すること
- ・就職及び進学（編入学）に関すること
- ・卒業に関すること
- ・奨学金に関すること 等

短大職員は、授業への出席状況や単位の取得状況を随時チェックしたり、教学委員会や教授会の資料を作成したりすることによって、学生の学習状況や学習成果を把握しており、勉強意欲の低下がみられる学生に対しては、指導教授と相談して対応方法を検討し、個々に指導を行っている。また、授業評価アンケートの結果を各授業担当者に開示する業務を通じて、各科目における教育目的・目標の達成状況を把握している。なお、学生の成績記録は短大事務室において適切に保管している。

【物的資源の活用について】

本学学生は、松山大学学生と同様に、松山大学図書館（以下「図書館」という）を利用できる（備付-3-8 本学ウェブサイト>図書館）。図書館は、旧松山高等商業学校図書課を発祥とし、松山経済専門学校、松山商科大学の時代を経て、現在に至っている。現在の建物は、昭和 51（1976）年 4 月に松山商科大学創立 50 周年記念館として建設され、平成 8（1996）年 3 月に地上 4 階、地下 2 階の建物を増設し、延床面積は 7,283 ㎡に及んでいる。その概要は次のとおりである。



図書館は、授業期間中の月～金曜日は8時30分から21時30分まで、土曜日は8時30分から20時まで開館しており、本学学生にも利便性が高く、利用に問題はない。また、図書館には、松山大学に設置された経済・経営・人文・法・薬の5学部に係る専門書・専門雑誌が所蔵されており、蔵書数は100万冊を超えている。本学学生もそれらを利用できることから、学習成果の獲得に有益な環境にある。

松大UNIPAからアクセスする図書館のページでは、図書館の概要、開館日程のほか、以下の項目に関する情報等を提供しており、学生の利便性を向上させ、学習成果の獲得に向けた支援を行っている。

▼ 図書館情報検索ガイダンス

- ・基本編「情報の集め方、OPACの使い方」（動画）
- ・学術情報検索「応用編」（動画）

▼ 図書館利用案内

- ・新入生ガイダンス資料（PDF）
- ・「図書館NAVI」（動画）
- ・契約データベース・電子ジャーナル・電子ブックの利用方法（PDF）
- ・ILL(文献複写・現物借用)の申込方法（PDF）
- ・国立国会図書館 図書館向け デジタル化資料送信サービス利用方法（PDF）

▼ 蔵書検索システム（OPAC）・マイライブラリへのリンク

▼ データベース・電子ブック検索（学内専用）

▼ 電子ジャーナル・電子ブック検索（学内専用）

▼ 松山大学機関リポジトリ

▼ 他の機関へのリンク

学生に対する初年次教育の一環として、入学直後に図書館が行う「図書館利用ガイダンス」を実施し、蔵書検索システム（OPAC）やレファレンスサービスの利用方法等を説明している。また、松山大学の学生に比べて本学学生の図書館利用は控え目であることから、本学学生が積極的に利用することを企図して、必修科目である一般基礎演習の授業時に、普段は非公開となっている収蔵書庫を含む「図書館見学ツアー」を実施し、利用促進に向けた取り組みを行っている。ちなみに、本学学生の図書館延べ入館者数は、令和2（2020）年度が203名、令和3（2021）年度1,249名、令和4（2022）年度1,338名、令和5（2023）年度1,288名であった。令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症対策で図書館の開館時間が短縮されたこともあり、本学学生の利用者数が大きく減少したが、現在ではコロナ禍以前の水準に回復しつつある。

図書館の開架図書については、毎期の最終試験期間（第16週）前に一斉返却期間が設けられており、試験勉強を行う学生の利便性を向上させている。

図書館以外に、総合研究所にも文献資料が収蔵されている。文献資料は、産業・経済に関する一般図書のほか、地域資料（愛媛県・中国四国など）、年鑑、年報、白書、各種統計書、一般雑誌、学術雑誌、各大学・研究機関紀要、新聞バックナンバー、学内の学術刊行物等、12万余冊に及び、図書館の蔵書と同様にOPACで検索できる。本学学生の利用も可能であ

る。

情報処理室（PC 教室、8 号館 6 階）には、120 台のパソコンが設置されており、1 学年全員を一堂に集めて授業やガイダンス等を実施することが可能となっている。この環境を活かして、年度初めの履修登録は、学年ごとに全員を情報処理室に集め、これらのパソコンを利用して実施することとしている。また、「IT スキルズ I・II」や「情報処理論 I・II」の授業はこの情報処理室で実施している。このように、教職員は、学内のコンピュータを授業や学校運営に積極的に活用している。

本法人は、学生による学内 LAN 及びパソコン利用の促進を図るため、教育研究活動に資する情報ネットワークの構築を積極的に行っている。平成 28（2016）年度には全面的な再構築が実施され、セキュリティの強化も図った。また、無線ネットワークについては平成 30（2018）年度に全館整備済みであり、学生が快適にアクセスできるようになっている（備付-34 学内無線 LAN の敷設状況、教室別座席数・備品一覧）。

〔区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

＜区分 基準Ⅱ-B-2 の現状＞

入学予定者に対しては、冊子「入学手続きのご案内」にて、授業や学生生活についての情報を提供している（備付-19 2023（令和 5）年度入学手続きのご案内）。

新入生に対しては、下表のとおり、4 月 1 日以降に様々なガイダンスを実施し、修学面・生活面に関する情報を提供している。2 年次生以上に対しても、同様に、前期の授業が開講される前に新年度ガイダンスを実施している。

新年度ガイダンス（主に 4 月に実施）

対象学生	修 学 支 援	生 活 支 援
全学生	履修ガイダンス 編入学・松山大学単位互換ガイダンス Web 履修登録のサポート 遠隔（オンライン）授業のための Zoom ミーティング接続テスト 指導教授との懇談会	健康診断 各種奨学金説明会 指導教授との懇談会
新入生 のみ	英語クラス分けテスト PC ガイダンス 図書館利用ガイダンス 適性診断「MATCH plus」実施	生協ガイダンス 「交通事故防止」及び「防犯 対策」講習会

本学の卒業要件は、「本学に 2 年以上在学し、学則第 6 条第 2 項及び細則第 2 項に定める各分野所定の単位数及び合計 62 単位を取得する」ことであるが（提出 - 規程集 1～2）、特に、分野ごとの必要単位数（共通教育科目 8 単位以上、言語文化科目 4 単位以上、基礎教育科目 2 単位、専門基礎科目 12 単位以上、経営学関係科目 6 単位以上、経済学関係科目 4 単位以上、法学関係科目 4 単位以上）の不足により卒業不可とならないように指導している。具体的には、履修ガイダンスにおいて、細則第 7 条の「松山短期大学授業科目の配当年次及び卒業に必要な単位数」を示しながら、上に記した分野ごとの必要単位数を取得する必要があることを念頭において登録を行うよう指導するとともに、履修登録前に開かれる指導教授との懇談会において履修登録についての助言を得るよう促している。

松山大学への編入学を希望する学生に対しては、希望する学部に関係する科目を体系的に履修するよう指導している。なお、本学は、松山大学をはじめ松山市内にある 7 つの大学・短期大学と単位互換協定を結んでおり、向学心のある学生に対しては、これら他大学の授業を履修するよう勧めている（備付・20 履修の手引き、オリエンテーション等資料）。

シラバスは、全授業科目において作成され、本学ウェブサイトで公開している。シラバスには、授業コード・科目名（クラス分けされている場合には、クラス番号を含む）、単位数、配置年次、開講期及び担当者名の基礎情報に続けて、1. サブタイトル、2. 関連する教育諸方針、3. 授業科目のテーマと目的、4. 授業形態、5. 授業科目の内容・具体的な授業計画及び進度、6. アクティブラーニング要素、7. 利用教科書、8. 参考書、9. 準備学習（予習・復習）、10. フィードバックの方法、11. 評価の方法・基準、12. 学習の到達目標、13. その他の留意事項、14. ナンバリング（未実施）、15. 実務家教員（該当する場合のみ）、16. 開講曜日・時限の 16 項目について記載されており、学生の履修登録時及び登録後の学習過程における便宜を図っている。

前述のとおり、履修登録は、学年ごとに全員を情報処理室に集め、既設のパソコンにより行うこととしている。短大職員の事前の説明に従って学生本人が登録し、短大職員は、学生から提出された時間割用紙と照会して登録ミス等がないかをチェックしている。また、松山大学の情報センター事務部職員がログインや機器操作についてサポートを行っており、履

修登録はスムーズに行われている。

本学は、指導教授制度を設けており、学生1人ひとりに本学専任教員を「指導教授」として割り当てている。指導教授は、指導学生全員が参加する懇談会を、前期と後期の各1回、授業期間前に実施し、修学面・生活面でアドバイス等を行っている。また、適宜実施する個人面談を通じて、指導助言を行うとともに、学生の意見や要望を聴取している。短大職員も、学生への指導助言を親身に行っている。授業担当者が個々の学生の出席状況を把握し、欠席が続く学生に対しては、短大事務室を通じて、授業への出席を促している。授業担当者が把握した学生に関する情報は、短大事務室経由で当該指導教授へも伝達される仕組みとなっており、本学全体としての支援体制が確立している。

学費未納によって除籍の恐れがある学生に対しては、短大事務室及び指導教授が面談して事情を聴取し、本人の意向を確認している。経済的事情等で、修学継続が困難な学生に対しては、退学と除籍の違い（納付金を納入して退学した場合には在籍履歴の証明ができ再入学できるが、除籍になると再入学できない）を説明するなどして、本人の判断に必要な情報を提供している。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3 の現状>

履修、単位互換、編入学、奨学金、就職、学友会活動などについては、学長と3人の教学委員からなる教学委員会及び指導教授が短大事務室の協力を得ながら学生を支援する体制

となっている。学生の健康管理やカウンセリングの面では、松山大学の総務部健康支援課（保健室）と学生部学生支援室が短大事務室と協力・連携しながら業務にあたっている。

保健室は、学生の健康診断、健康相談、救急措置その他の健康管理業務を担当している。保健室事務職員の中には、看護師、保健師、養護教諭などの資格を有する者もいる。本学の授業時間に合わせて 21 時 30 分まで 2 人以上の職員が常駐している。

学生支援室は、大学生のなんでも相談窓口として、学生一人ひとりに充実した学生生活を送ってもらえるよう、勉強に関する相談や、学生生活を送る上での疑問、質問、悩み等の相談に応える部署として、学外から臨床心理士の協力も得ながら、学生の相談対応・カウンセリングにあたっている。また、ハラスメント相談窓口を、短大事務室のほか、松山大学の学生部、教務部、総務部に設置し、ハラスメント相談に対応するための体制を整えている（提出-1-5 学生便覧 2023、p.25、pp.50～51）。

本学では、在学生全員が参画する学友会が組織されており、教学委員会と短大事務室がその活動をサポートしている。サークル活動は、サッカー部、バレーボール部、バスケットボール部などがあり、教学委員がこれらの部長等を務めている。令和 2（2020）年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、活動が大幅に縮小しており、令和 5（2023）年度には、サッカー部のみが活動を行っている。

学生のキャンパスライフを快適でゆとりあるものにするために、本法人全体として、快適さと安全性には万全の配慮をしている。キャンパスの各所に休息用ベンチを設けるとともに、エレベーター、段差解消スロープ、自動扉、ユニバーサルトイレの設置など、ユニバーサルデザインに基づくキャンパス整備を進めている。また土地、建物の維持管理については、清掃、警備、ボイラー操作などは専門業者と委託契約を結び、より専門的な立場・見地から環境保全と安全性確保に努めている。

本学のメインキャンパスである文京キャンパスには、パブリックスペースである myu terrace が設けられており、授業時間の前後に利用している学生が多い。また、短大事務室に隣接する談話室は、本学の授業時間中は本学学生のみが利用できるようになっており、身近な“ゆとりスペース”が確保されている。

文京キャンパスには、第一体育館とグラウンドがあり、学生のサークル活動やレクリエーションの際に利用可能である。また、文京キャンパス内の厚生施設であるカルフルには、1 階に学生食堂（600 席）、2 階に生協ショップと談話室がある。

文京キャンパスに隣接する樋又キャンパスの 1 階には、プレゼンテーションの準備・練習やディスカッションを行うためのアカデミック・ソーシャル・コモンズ、大学生協が運営するレストランなどが設けられており、来学者との交流の場としても活用されている。また、2～4 階は教室及び研究室となっており、本学専任教員全員の研究室が配置されている。樋又キャンパスにある教室は本学の授業教室として使用されることが多いため、授業の前後に各指導教授を訪問しやすい環境にある。

本学では、通学手段として自転車やバイクを利用する学生が多いため、駐輪場を多数設けている。また、警察の協力を得て「交通事故防止」及び「防犯対策」講演会を 4 月のガイダンス期間に実施し、事故防止の徹底を図っている。社会人学生で公共交通機関による通学が困難な場合には、車による通学及び学内駐車場の利用を認めている（現在は該当者なし）。

奨学金の利用状況をみると、令和 5（2023）年度は日本学生支援機構の奨学金の給付又は

貸与を実人数で79名が受けている。また、本学独自の奨学金等及び利用状況は、以下のとおりである（提出-1-6 学生便覧2023、pp.23～24、提出 - 規程集 9～11）。

- ・松山短期大学奨学金 給付月額 20,000 円 採用者 1 年次生 2 名、2 年次生申請者 0 名
（応募資格）学業、人物共に優れ、かつ経済的な事由で学費の支弁が困難な者
（募集人員）1 年次生 2 名、2 年次生 2 名
- ・松山大学温山会奨学金 給付月額 10,000 円 採用者 1 年次生 2 名、2 年次生申請者 0 名
（応募資格）成績優良、身体強健であって、経済的理由により修学困難な者
（募集人員）全学年より 2 名
- ・松山短期大学特別奨学金 学費免除（全額又は半額） 該当者なし
（応募資格）入学後、家計支持者の死亡等又は火災等による災害により家計の支出が著しく増大もしくは収入が激減した者
（採用予定人員）制限なし

これらのほか、公益財団法人三浦教育振興財団の奨学生については、令和 5（2023）年度から本学に 1 名の採用枠が与えられ、令和 5（2023）年度には 1 年次生 1 名が採用された。

また、前記以外の経済的な支援として、学費を予定の期日までに支弁することが著しく困難な学生に対しては、学費を延納できる制度を設けており、令和 5（2023）年度は 1 年次生 2 名、2 年次生 1 名に学費延納を許可した（提出 - 規程集 12）。

心身に障がいのある学生に対しては、学生支援室の助力を受けて、支援活動を実施している。心身の障がいによって短大生活になじめない学生には、個別に短大生活を支援する仕組みが必要であり、短大事務室と指導教授、授業担当者が意思疎通を密にして対処している。また、聴覚に障がいを持つ学生への支援のひとつとして、平成 27（2015）年度から松山大学障がい学生支援団体「POP」の学生スタッフによるパソコンノートテイク制度が設けられている。

心身の障がい以外にも精神的な疾患により特別な配慮が必要な学生に向けて、学生支援室等と連携して学習支援を行うとともに、申し出のあった学生については、各授業担当者に対して、学長名の文書により授業時間中の配慮と支援を要請する体制をとっている。さらに、授業担当者が感じた学生の様子を短大事務室が聞き取って、関係する部署等と共有することで、支障が生じないようにしている。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

就職支援については、松山大学のキャリアセンター事務部の協力を得て就職ガイダンス

を随時実施している。また、指導教授による進路相談では、キャリアセンター事務部だけでなく、愛媛県若年者就職支援センター（ジョブカフェ愛 work）へ出向いて就職指導を受けるようにアドバイスしている。短大事務室においても、キャリアセンター事務部が実施している就職セミナーや企業説明会への積極的な参加を呼びかけている。

学生に対する求人案内及び企業情報等の資料は、キャリアセンター事務部（平日 8:30～17:00）にて保管・開示している。時間的制約もあり、学生の利用度は十分とは言えない。そこで、短大事務室及び隣接する談話室において本学学生対象の求人票を掲示・保管し、短大職員が相談を受けながら助言したり、就職関連の資料を示したりするなどの支援を行っている。

入学する学生の多くは、4年制大学への編入学を漠然と志望しているが、将来への人生設計は十分でないことが多い。指導教授が一人ひとりに寄り添い語りかけることにより、少しずつ将来をイメージさせるようにしている。そこから、将来の進むべき分野が明らかになり、具体的に学ぶべき「学部、コース」を自覚し始める。早い時期での自覚は、松山大学の単位互換科目の受講等にもつながり、編入後の学生生活を円滑に進めるために有効なことは明らかである。一般基礎演習を通した指導教授と学生との信頼関係づくりが、編入学支援の根幹として定着している（備付-21 進路（就職）登録票、備付-22 卒業生 就職状況・進学状況及び編入学（専門学校含む）（令和 3（2021）年度～令和 5（2023）年度））。

具体的な編入学支援としては、短大事務室が編入学ガイダンスを行い、松山大学との単位互換制度の積極的な利用を勧めている。また、指導教授は、個別面談の機会を多く持つように努め、将来の進路に関わる選択肢を用意して学生本人の意思を確認するとともに、志望理由書の添削指導を重ねながら、当該学生の将来の進路決定に資するようなアドバイスを行っている。

入学直後の学長講話に加えて、1年次前期に開講される一般基礎演習においても、校訓「三実」や本学の三恩人など、本学の伝統と歴史に関する講義を行っている。あわせて、「3つのポリシー」の概要を説明したり、社会人基礎力（職場や地域社会で多様な人々と関わりながら、仕事をするために必要な力）を身につけるための実践的なアドバイスを行ったりしている。

「学校法人松山大学資格・能力取得奨励金規程」に基づき、在学生については司法書士試験、公認会計士試験、中小企業診断士試験など 61 種類、卒業生については司法試験、公認会計士試験、税理士試験（全科目合格）など 8 種類の資格・能力を取得した者に対して奨励金を給付している（令和 5（2023）年度は該当者なし）（提出-1-7 学生便覧 2023、p.26、提出 - 規程集 8）。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題＞

(1) 学生による授業評価アンケートの改善

令和元（2019）年度までは授業終了後にマークシートで回答を得る方式で実施していたが、令和 2（2020）年度からは学生各自が随時 Web 入力する方式で実施している。これにより、入力が学生任せになったため、回答率が大幅に低下した。

また、アンケート項目の大半が「そう思う」、「だいたいそう思う」、「どちらとも言えない」、「あまりそう思わない」、「そう思わない」の中から選ぶこととなっており、回答結果

を受けて具体的に授業の改善につなげられていない。

(2) 授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図るための仕組みの構築

教学委員が全授業科目のシラバスチェックを行うことにより、短期大学設置基準等が定める事項の遵守は担保されているが、2年間という短い修業年限において教育目標を達成するには、授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図るための仕組みを構築することが不可欠であると考えられる。

(3) 基礎学力の向上

令和3(2021)年度入学者選抜から、一般公募推薦選抜と一般選抜の双方において受験者のほぼ全員を合格とする状況が続いていることもあり、入学者の基礎学力を本学において向上させることが喫緊の課題となっている。

(4) ガイダンス等を実施する時間の確保

本学は夜間開講で1日2時限という制約があり、授業期間中にガイダンス等を実施するための時間の確保は教職員、学生共に容易ではない。現状は、学年初めの授業開始前に集中して各種ガイダンスを実施できているにとどまる。また、指導学生を集めた懇談会は年2回と限られている。学生からの修学面・生活面での相談には個別に対応しているものの、指導教授や短大職員と疎遠になりがちな学生への対応が十分とはいえない。

(5) 進路未定者の解消

4年制大学への編入学を志望していたものの、試験結果が芳しくなく、編入学を断念しなければならない学生がいる。このようなケースにおいては就職への進路切り替えが遅くなるため、卒業時に進路未定の学生が一定数発生している。編入学試験は10月以降に実施される反面、秋以降の求人件数が少なく卒業までに就職先が決まりにくいのが現状である。

また、就職希望の学生の中には、エントリーシートの書き方や提出方法などで戸惑っている者も多く、就職支援活動をより手厚く丁寧に実施する必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

特になし。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の主な内容は、以下のとおりである。

(1) 単位互換制度の拡充

(2) 入試制度の充実を図る

- (3) 授業評価アンケートの見直しと有効活用
- (4) 松山大学への編入生に関するアンケート、就職先企業に対するアンケートの実施
- (5) 一般基礎演習の改善

(1)については、平成 28（2016）年に放送大学と単位互換協定を締結、平成 29（2017）年 3 月には、松山市内にある松山東雲女子大学・松山東雲短期大学と単位互換協定を締結し、平成 29（2017）年度の後期から受講が可能となった。

さらに、平成 30（2018）年 2 月には愛媛大学、3 月には聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部との単位互換協定を締結した。これにより、近隣の主要な短期大学や大学で多様な授業を受講する環境が整った。

(2)については、一般選抜試験において、「国語」のみを試験科目としていたが、検討の結果、商業科で学んだ受験生をターゲットに、令和 7（2025）年度入試から「簿記・会計」を追加することを予定している。

(3)については、松山大学・松山短期大学ファカルティ・ディベロップメント委員会において検討中であり、積極的に議論に参加し、松山大学と歩調を合わせて改善を図っていききたい。

(4)については、Ⅱ-A-8 で述べたとおり実施しているが、今後も継続して実施するとともに、アンケート内容の見直し、アンケート結果の教育への反映に努めていく。

(5)については、令和 6（2024）年度から前期だけではなく後期も開講し（前期：一般基礎演習Ⅰ、後期：一般基礎演習Ⅱ）、キャリア教育を中心に充実を図ることとした。また、集合授業（全員が同じ内容の授業を受ける）を多く取り入れ、指導教員に任せきりにするのではなく、教育レベルの平準化も図った。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

- (1) 授業科目の時代に応じた見直しを行う

時代の要請に応えた新しい科目の開講、併せて履修が少ない科目を中心に整理することを検討する。その中で、キャリア教育、進路支援の強化の観点から、前述のとおり現在、1 年次前期のみ開講している一般基礎演習を後期も開講し、各種ガイダンスの組入れも含め、より手厚い学生支援を実施していきたい。また、就業支援の強化のため、インターンシップなど就業体験をさせる制度を構築することを検討していきたい。

- (2) 試験科目の検討を行う

多様な受験生を受け入れるため、一般選抜試験における試験科目の検討をさらに行っていくきたい。

- (3) 授業担当者間でのさらなる意思の疎通、協力・調整を図る

2年間の修業年数で教育目標を達成するためには、授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図ることは重要であり、継続して取り組んできたところであるが、さらに強化していきたい。

(4) 授業評価アンケートの内容拡充とアンケート結果の活用を検討する

授業評価アンケートについては、松山大学・松山短期大学ファカルティ・ディベロップメント委員会において検討中であり、積極的に議論に参加し、松山大学と歩調を合わせて改善を図っていききたい。また、松山短期大学ファカルティ・ディベロップメント推進部会が主体となって回答率の向上についても対策を講じることとしたい。

(5) 編入学先へのアンケート結果の有効活用

卒業生の最大の進学先である松山大学及び毎年複数名が編入している京都産業大学等に対して実施しているアンケートについて、逐次改善し、結果を十分に分析し、今後の教育に活かしていきたい(備付-18 編入学した学生に関するアンケート(2023年度実施))。

(6) 卒業生の就職先に対してのアンケート結果の有効活用

アンケート結果を十分に分析し、卒業生に対する評価をさらに高めるために、本学として今後どのような教育を実践するべきかについても検討していきたい(備付-16 卒業生に関するアンケート (2023年度実施))。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

様式 7ー基準Ⅲ

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

提出資料	該当なし
提出資料ー規程集	13 松山大学・松山短期大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程 14 松山短期大学教員選考基準 15 松山短期大学教員選考基準内規 16 学校法人松山大学非常勤講師採用選考規程 17 学校法人松山大学就業規則 18 松山短期大学教授会規則 19 松山短期大学教授会規則施行細則 20 学校法人松山大学研究活動行動規範 21 松山大学教員研究費規程 22 松山大学・松山短期大学における研究活動の不正行為に関する取扱規程 23 教員研究費運用に関する申合せ 24 学校法人松山大学旅費規程 25 学校法人松山大学組織規程 26 学校法人松山大学職務権限規程 27 学校法人松山大学稟議規程 28 学校法人松山大学文書規程 29 学校法人松山大学文書保存細則 30 学校法人松山大学校用印章取扱規則 31 学校法人松山大学情報センター規程 32 学校法人松山大学教育学術情報ネットワーク利用規程 33 学校法人松山大学スタッフ・ディベロップメント委員会規程 34 学校法人松山大学給与規程 35 学校法人松山大学育児休業等に関する規程 36 学校法人松山大学介護休養等に関する規程
備付資料	24 専任教員の個人調書 [様式 21] 25 専任教員の教員研究業績書 [様式 22] 26 非常勤教員一覧表 [様式 23] 27 専任教員の年齢構成表 28 松山大学機関リポジトリ 29 教員以外の専任職員の一覧表 30 FD 活動の記録 31 SD 活動の記録 33 学内無線 LAN の敷設状況、教室別座席数・備品一覧

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学は商科（2部）のみの短期大学として、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき、教員組織を編成している。専任教員は、下表のとおり 11 人で構成しており、短期大学設置基準に定められている「学科の種類及び規模に応じ定める専任教員数（短期大学設置基準別表第一のイ）」7 人、「短期大学全体の入学定員に応じ定める専任教員数（短期大学設置基準別表第一のロ）」3 人の合計 10 人を充足している（備付-27 専任教員の年齢構成表）。

令和 5（2023）年度専任教員構成

	入 学 定 員 数	専 任 教 員 数			短期大学設置基準 専任教員数	
		教 授	准教授	合 計		
商科	100 人	10 人	1 人	11 人	7 人	3 人

専任教員の職位は、「松山短期大学教員選考基準」及び「松山短期大学教員選考基準内規」に基づいて決定されており、真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している（提出 - 規程集 14～15、備付-24 専任教員の個人調書[様式 21]）。

カリキュラム・ポリシーに基づき、主要科目を専任教員が担当する一方、より専門性の高い教育を学生に提供するために、併設の松山大学から兼任教員を、また学外からは非常勤講師を配置している。非常勤講師の採用に当たっては、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用しているほか、「学校法人松山大学非常勤講師採用選考規程」に基づき採用を行っている（提出 - 規程集 16、備付-26 非常勤教員一覧表[様式 23]）。

令和 5（2023）年度教員数と担当科目数

専任教員		兼任教員		非常勤講師	
教員数	担当科目数	教員数	担当科目数	教員数	担当科目数
11 人	65 科目	10 人	17 科目	20 人	41 科目

専任教員の採用・昇任は、「学校法人松山大学就業規則」及び「松山短期大学教授会規則」「松山短期大学教授会規則施行細則」「松山短期大学教員選考基準」「松山短期大学教員選考基準内規」等に基づき実施されている。なお、専任教員の新規採用については、校訓「三実」のうち特に「実用」を重視して臨み、経営、経済、法律関係の専門科目担当者として、実務家教員（公認会計士、税理士、弁護士や県内企業の管理職経験者）を中心に行ってきた。このような実務家教員の優れた専門知識や経験による教育効果は大きいと考えており、本学の特徴の一つであると認識している（提出 - 規程集 14～15、17～19）。

〔区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。〕

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

1. 専任教員の研究活動について

研究活動に関しては、「学校法人松山大学研究活動行動規範」において、「本法人において研究活動を行う者」に対して、「研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する」と明示している（提出 - 規程集 20）。

専任教員の研究費に関しては、「松山大学教員研究費規程」に基づき、定額部分の「教員研究費Ⅰ」として、年間 50 万円、著書や論文などの研究成果に応じた成果連動部分の「教員研究費Ⅱ」として、年間 30 万円を限度に支給している（提出 - 規程集 21）。

科学研究費補助金や外部研究費等の獲得については、本法人として外部競争的資金の獲得に向けた研修会の開催や過年度に採択された科研費の研究計画書の閲覧等ができる環境の整備など支援体制の強化に努めている。本学の専任教員の外部研究費の獲得については、令和 5（2023）年度に文化庁の補助事業に採択されるなど、実績をあげている。また、本法人として公的研究費の適正な運営・管理の基盤となる環境及び体制を見直し、令和 5（2023）年度には「学校法人松山大学における不正防止に関する基本方針」を改正し、不正を発生させる要因の把握とその検証を進め、公的研究費の適正な使用の推進を図っている。専任教員の研究倫理を遵守するための取組みとしては「松山大学・松山短期大学における研究活動の不正行為に関する取扱規程」に規定する、研究者に求められる倫理規範を修得させるための研究倫理教育を定期的に実施し、教授会で報告している（提出 - 規程集 22）。

専任教員の研究成果の発表機会については、総合研究所発行の松山大学紀要「松山大学論集」（年 6 回発行）、「言語文化研究」（年 2 回発行）に論文等の研究成果を投稿することができる。これらは希望する教員に配布するとともに、他大学や図書館等に送付している。また、機関リポジトリにおいて公開している（備付-28 松山大学機関リポジトリ）。学術的研究成果の書籍出版については、「松山大学研究叢書」の発行や各種研究助成等による支援体制を整えている。

専任教員の研究室については樋又キャンパスに設けており（各室 25 m²）、研究環境は十分に整っている。

専任教員の研究・研修時間については、特に期間や日時が定められているわけではない。専任教員一人あたりの授業担当数は、週 3～4 コマとなっており、また随時学生の指導にもあたっている。それ以外の時間、さらには前期・後期の授業終了後の期間を利用することができ、研究・研修時間は十分確保されている。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等については、「松山大学教員研究費規程」、「教員研究費運用に関する申合せ」及び「学校法人松山大学旅費規程」に基づき実施されるが、令和 5（2023）年度の申請実績はない（提出 - 規程集 21、23～24）。

専任教員の研究活動の概要は、様式 16、17 のとおりであるが、令和 5（2023）年度における主要業績について例示する（備付-25 専任教員の教員研究業績書[様式 22]）。

[外部研究費獲得事業業績]

氏名	種類	事業名	補助額
垣原登志子	文化庁令和 5 年度文化芸術振興費補助金 「食文化ストーリー」創出・発信モデル事業	伊予の食文化物語ーはだか麦と小魚が紡ぐ食文化の継承と利用方法探求ー	4,826 千円
垣原登志子	全国中小企業団体中央会 令和 5 年度中小企業組合等課題対応支援事業	アレルギー・宗教に対応した「食」の選択システムの基本計画策定 （道後温泉旅館協同組合が事業申請）	1,320 千円

垣原登志子	えひめ産業振興財団 令和 5 年度「ものづくり 産業支援事業」	「はだか麦新加工技術確立、商品 開発」研究部会 (企業と研究者で研究会を組織 し申請・事業実施)	1,000 千円
-------	---------------------------------------	---	----------

[研究業績一覧]

氏名	種類	題名	発表年月	掲載誌・発行所
垣原登志子	学会報告	基調講演「松山から世界へは だか麦で紡ぐ健康の輪」	令和 5 (2023) 年 11 月	日本食物繊維学 会
垣原登志子	共著	災害食の事典	令和 5 (2023) 年 9 月	朝倉書店
溝上達也	論文	大学簿記教育における帳簿 組織	令和 5 (2023) 年 10 月	松山大学創立百 周年記念論文集
溝上達也	共著	全経簿記上級商業簿記財務 会計テキスト第 9 版	令和 5 (2023) 年 11 月	中央経済社
溝上達也	共著	学部生のための企業分析テ キスト [改訂版] - 業界・経 営・財務分析の基本 -	令和 6 (2024) 年 2 月	創成社

2. 専任教員の教育活動について

教授技術や教育方法などについては、FD 活動を通して研鑽を図っている(備付・30 FD 活動の記録)。FD 活動は、平成 20 (2008) 年 4 月 1 日に制定された「松山大学・松山短期大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」に基づき、実施する組織体として、本法人全体で松山大学・松山短期大学ファカルティ・ディベロップメント委員会(以下「FD 委員会」という)が設置されており、全学的な FD 活動及び各学部・短期大学の FD 活動を統括している。その目的は「各教員が授業内容や方法を改善し、向上させることを支援するために行う、各学部・各学科等及び短期大学の組織的な取り組み」を推進することとしており、構成員は松山短期大学長、本学から選出された教員、松山大学の副学長、各学部長、教務委員長、各学部・各学科から選出された教員、「教務委員会」が設置する各部会(共通教育、言語文化、健康文化、教職課程)から選出された教員である(提出 - 規程集 13)。

FD 委員会は、FD 研修会の開催や授業評価アンケートの実施等の責任を負っており、FD 研修会については、年度ごとに、各学部・各学科等及び本学がそれぞれの教育活動を改善させていくよう、学習成果の評価や教育活動の評価にかかる内容についての取り組みを支援するための方針を策定し、全学的又は学部ごとに取り組みを行っている。今後の方針の決め方として、各年度 2 月末までに当該年度に実施された教育活動等の検証結果を持ち寄り、大学全体としての総括を行うこと、また、各年度 3 月には、その総括に基づいて次年度の方針及びテーマを決めることとしている。FD 研修会の近年の開催実績としては、令和 3 (2021) 年度に前年度に引き続いてコロナ禍に対応するためのハイフレックス授業等の研修を行っているが、令和 4 (2022) 年度、令和 5 (2023) 年度は特に行っていない。FD 委員会主催

の研修は行われていないものの、専任教員はFD活動に関する全国研修や、愛媛大学を中心とした四国地区大学教職員能力開発ネットワーク（以下「SPOD」という）が実施する研修等に参加しており、その成果を授業改善に活かしている。

また、本学の教授会においては、授業評価アンケートや卒業生アンケートの分析結果に基づいた問題点や改善点等について討議を行い、教員の授業・教育方法の改善につなげる活動を行っており、教授会がFD活動の場ともなっている。さらに、本学には松山短期大学FD推進部会を設け、FDに関する学内外の情報を収集し、得られた知見を教員に提供するなどのFDを推進する活動を行っている。

令和5（2023）年度に教授会で実施した主なFD活動

	実施期日	テーマ	内容
1	7月28日（金） 第6回教授会	次年度に開講する「一般基礎演習Ⅰ・Ⅱ」について	新たに開講する演習内容（キャリア教育等）の充実を図るための企業経営者等の外部講師依頼について意見聴取及び討議
2	9月8日（金） 第7回教授会	次年度に開講する「一般基礎演習Ⅰ・Ⅱ」について	第6回教授会に引き続いて討議
3	3月6日（水） 第12回教授会	2023年度後学期授業評価アンケート結果について	問題点や改善点等について討議

令和5（2023）年度に本学専任教員が参加した研修（SPOD）

	実施期日・時間	研修テーマ	講師
1	5月12日（金） 13：00～15：00	ARCS 動機づけモデルを活用した学習意欲を高める授業設計	仲道雅輝 （愛媛大学）
2	5月17日（水） 10：00～12：00	学生の学びやすさと学習意欲を高める授業設計－課題分析図の活用－	仲道雅輝 （愛媛大学）

本学の専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう図書館や学生支援室などの関係部署と連携している。図書館との連携については、図書館が行うガイダンスのほか、専任教員が担当する一般基礎演習の時間内において図書館を利用した情報収集や情報整理・活用を図書館専門員が説明するなど、学生の学習スキルを高めるための演習を行っている。

また、専任教員は松山大学においても講義を担当しており、本学学生の学習成果を高めるための教育スキルの向上につながっている。令和5（2023）年度に本学から松山大学に出講している講義内容は以下のとおりである。

令和 5（2023）年度出講状況

氏名	開講学部等	講義科目名
泉 龍之祐	経営学部	簿記原理
楠 禎裕	共通教育	歴史学Ⅰ、歴史学Ⅱ
黒田明良	経済学部	愛媛経済論Ⅰ、愛媛経済論Ⅱ
千頭正一	経営学部	（情報コース特殊講義）情報システム構築論
兵頭繁嗣	経営学部	銀行論
溝上達也	経営学部	財務会計論Ⅰ、演習第一、演習第二、演習第三、卒業論文

〔区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。〕

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-3 の現状＞

事務職員については、本法人全体の人事計画・方針に従い、短期大学の特殊性も踏まえたうえで短期大学事務部に配置されている。人員は、本法人の設置する本学及び松山大学の学生数の比率をもとに、事務職員 5 人が配置されている。このうち 3 人（事務部次長 1 人、課員 1 人、嘱託職員 1 人）が短期大学事務部配属であり、あとの 2 人は併設の保健室（嘱託職員 2 人）に配置されている（備付-29 教員以外の専任職員の一覧表）。また図書館は業務委託を行い、授業日程に合わせて夜間（21 時 30 分まで）開館を行っている。

短期大学事務部に配属されている次長と課員の 2 人については、それぞれ法人部門、教学部門を経験している職員である。

事務組織に関する規定としては、「学校法人松山大学組織規程」、「学校法人松山大学職務権限規程」があり、事務組織の責任体制を明確化している（提出 - 規程集 25～26）。また事務の運用に関しては、「学校法人松山大学稟議規程」、「学校法人松山大学文書規程」、「学校法人松山大学文書保存細則」、「学校法人松山大学校用印章取扱規則」に則って、運用されている（提出 - 規程集 27～30）。

事務室には、職員一人あたり一台の情報機器が配備され、「学校法人松山大学情報センタ

一規程」、「学校法人松山大学教育学術情報ネットワーク利用規程」等に則って業務を行っている（提出 - 規程集 31～32）。

また、本法人内のネットワークは松山大学の情報センター事務部が管理しており、教員と学生が利用する教育系と事務系の LAN が仮想 LAN で論理的に別々に構成され、セキュリティが強化されている（備付-34 学内無線 LAN の敷設状況、教室別座席数・備品一覧）。

SD 活動については、「学校法人松山大学スタッフ・ディベロップメント委員会規程」に基づき、委員会が計画的に、本法人職員が大学等の運営に必要な知識及び技能を身に付け、能力及び資質を向上させるための研修会を策定・実施している。令和 4（2022）年には、「学校法人松山大学におけるスタッフ・ディベロップメントの実施方針」を定め、全教職員を対象に、組織的かつ体系的に SD を実施している。令和 5（2023）年度は、マネジメント研修、事務職員階層別研修、事務職員全体研修及び教職員全体研修を実施した。教職員全体研修では、「教育・研究等における個人情報保護について」をテーマに実施し、12 月には、職場におけるハラスメントに関する正しい知識を身につけ、ハラスメントが起らない職場環境を目指し、「ハラスメント研修」を実施した。

学外機関等による研修として、日本私立大学連盟及び SPOD 主催の長期・短期の研修に、自己推薦あるいは指名で毎年度継続して参加させている（提出 - 規程集 33、備付-31 SD 活動の記録）。

SD 研修については、本法人全体での実施の場合、スケジュールによっては、授業等により教職員全員が参加しにくいケースもあるため、当日出席できない教職員に対しては、後日オンデマンド配信を行い、一人でも多くの教職員の参加を促している。

令和 5（2023）年度に本学教職員が参加した研修

	実施期日	研修テーマ	主催者等
1	8 月 23 日（水）	事務職員全体研修 「DX 推進に向けた取組について」	学校法人松山大学 SD 委員会 （講師：柏木紘一（情報センター一課））
2	9 月 5 日（火）	事務職員階層別研修 「チーム・ビルディング」	学校法人松山大学 SD 委員会 （講師：村田晋也（愛媛大学））
3	9 月 7 日（木） ～9 月 8 日（金）	令和 5 年度心の問題と成長支援ワークショップ	独立行政法人日本学生支援機構 （会場：東京）
4	9 月 14 日（木）	マネジメント研修 「組織運営における管理職の役割」	学校法人松山大学 SD 委員会 （講師：山田雅史、上田典史（株式会社えがおワークラボ））
5	11 月 29 日（水）	教職員全体研修 「教育・研究等における個人情報保護について」	学校法人松山大学 SD 委員会 （講師：板谷直樹（弁護士））
6	12 月 15 日（金）	教職員全体研修 「ハラスメント研修」	学校法人松山大学 SD 委員会 （講師：植村礼大（弁護士））

事務職員は、専任 3 人が日常的に業務の見直しや事務処理の改善に努めている。また、事務職員は専任教員や兼任教員、非常勤講師のほか法人各部署とも連絡を密にとるなど、学生の学習成果が向上するよう努めている。さらに、専任教員や松山大学のキャリアセンター事務部、学生支援室と協力し、学生の就職や編入学への相談・指導（面接）などのキャリア支援を行ったり、何らかの障がいを抱えた学生への支援を行ったりしている。従来の本学の運営に加えた学生支援や学生対応の業務が急増している。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業に関する規定として、「学校法人松山大学就業規則」、「学校法人松山大学給与規程」のほか、「学校法人松山大学育児休業等に関する規程」、「学校法人松山大学介護休業等に関する規程」等を整備しており、松大 UNIPA を通じて例規データベース「Super Reiki-Base」より、いつでも閲覧できる環境を整備している。加えて、改正が行われた場合には、松大 UNIPA 掲示板や教員控室掲示板へ掲示するなどして、周知を図っている（提出 - 規程集 17、34～36）。

就業管理は、松山大学の総務部人事課が行っている。令和元（2019）年度までは出勤簿によって管理を行っていたが、令和 2（2020）年度より勤怠管理システムに切り替えて管理を行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

- (1) SD 活動への教職員の参加率を高める

SD 研修は事務職員のみならず、教育職員も対象とするなど対象を拡大しているが、スケジュールによっては参加率が低い研修も見受けられるため、引き続いて、SD 活動に対する参加率を高めることが課題である。

- (2) 事務職員を増員する

現在 11 人の専任教員と 3 人の事務職員で本学の運営にあたっている。教職員が連携して運営業務の効率化を図っているものの、キャリア支援や障がいを抱えた学生への支援など、事務職員の業務が急増しているため、事務職員の増員が課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

提出資料	該当なし
提出資料一規程集	37 松山大学図書館資料収集の基本方針と選択基準 38 松山大学図書館資料除籍規程 39 学校法人松山大学固定資産及び物品管理規程 40 学校法人松山大学経理規程 41 学校法人松山大学防火・防災管理規程 42 学校法人松山大学における防犯カメラの管理及び運用に関する規程 43 学校法人松山大学情報セキュリティ対策基準 44 学校法人松山大学エネルギー合理化及び省エネルギー推進に関する規程
備付資料	3-8 本学ウェブサイト>図書館 32 校地、校舎に関する図面 34 コンピュータ教室の配置図

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

＜区分 基準Ⅲ-B-1 の現状＞

本学は、本法人が有する校地及び校舎の大部分を、松山大学と共用している（備付-32 校地、校舎に関する図面）。本学及び松山大学は授業時間が異なるため（松山大学は 8 時 30 分から 17 時 30 分まで、本学は 18 時 00 分から 21 時 10 分まで）、校地及び校舎の共用に伴う不都合は生じていない。短期大学設置基準によると、収容定員 200 名で商学系の本学については、校地の面積として 2,000 m²以上が、校舎の面積として 1,900 m²以上がそれぞれ必要であるところ、本法人全体で 200,911 m²の校地及び 98,587 m²の校舎を有している。それゆえ、校地及び校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

運動場用地は、御幸キャンパスと久万ノ台グラウンドを合わせて 81,422 m²あり、適切な面積である。

学生が主に利用する文京キャンパス及び樋又キャンパスは平坦で、地面はアスファルト等で舗装されている。また、校舎には、エレベーター、スロープ、昇降機などのバリアフリー設備が整備されるなど、身体障がいをもつ学生にも支障のない学修環境を提供するように努めている。

文京キャンパス及び樋又キャンパスには、講義室が 52 室、演習室が 42 室、実験実習室が 6 室、情報処理学習施設が 9 室、語学学習施設が 9 室ある。これらの教室を松山大学と共用しているが、本学の授業は、大学の授業がない時間帯に行っているため、不都合は生じていない。本学が授業開始前にこれらの講義室等を利用する際には、大学の教務課において、空き状況を確認しており、補講や教室変更の際にも、短大事務室と松山大学の教務課で情報を共有している。

授業を行うために必要なマルチメディア機器や情報関連機器、備品等については、短大事務室が管理し、授業前に貸し出しを行っている他、併設する松山大学から借り受けたり、情報処理室（PC 教室、8 号館 6 階）に設置されたパソコンを使用したりしている（備付-34 コンピュータ教室の配置図）。

松山大学と共用する図書館（地上 4 階・地下 2 階）の延床面積は 7,283 m²で、適切な面積がある。図書館には、2024 年 3 月 31 日現在で、101 万 2,626 冊の蔵書、549 種類の学術雑誌、9,731 種類の電子ジャーナルのほか、多くの視聴覚資料（BD・DVD・CD 等）が収められている。これらは、松山大学に設置された経済・経営・人文・法・薬の 5 学部に係るものが中心となっており、商学系の本学にとって適切な参考図書・関連資料が揃っている（備付-3-8 本学ウェブサイト>図書館）。図書の選書・除籍は、「松山大学図書館資料収集の基本方針と選択基準」及び「松山大学図書館資料除籍規程」に則り行われている（提出 - 規程集 37～38）。図書館の地上各階には、合計で 811 席の閲覧座席と 17 台の蔵書検索用パソコンが設置されている。

文京キャンパスには RC 造及 S 造 4 階建ての第一体育館があり、延床面積は 3,419 m²である。また、御幸キャンパスには SRC 造 10 階建ての体育館があり、延床面積は 6,918 m²である。

〔区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

＜区分 基準Ⅲ-B-2 の現状＞

「学校法人松山大学固定資産及び物品管理規程」、「学校法人松山大学経理規程」、「学校法人松山大学防火・防災管理規程」、「学校法人松山大学における防犯カメラの管理及び運用に関する規程」、「学校法人松山大学情報セキュリティ対策基準」、「学校法人松山大学エネルギー合理化及び省エネルギー推進に関する規程」等に基づき、施設設備の維持管理を行っている（提出 - 規程集 39～44）。

キャンパスには築後 30 年以上経過している建物・設備が複数あるため、中長期計画を立て改修・更新工事を行っている。令和 5（2023）年度は教育研究・事務の運営に支障を来す様な大きなトラブルも無く維持管理をすることができた。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

特になし。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

提出資料	該当なし
提出資料 - 規程集	該当なし
備付資料	33 学内]無線 LAN の敷設状況、教室別座席数・備品一覧 34 コンピュータ教室の配置図 35 学校法人松山大学情報システム整備に関する基本方針

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

本学は校地、校舎、システムなど教育施設の全般について松山大学と共用しており、本学が夜間授業に使用し、松山大学が主として昼間授業に使用することから、教育研究全般に亘り競合することなく適切に使い分けている。

本法人では、平成 26 (2014) 年 7 月に「学校法人松山大学情報システム整備に関する基本方針」(以下「基本方針」という)を策定し、それに基づき情報システムの各種整備事業を進めている。施設・設備の状況や教学部門からの要求の状況を調整しながら事業の優先順位を決め、細部の計画を立てて実施している(備付-35 学校法人松山大学情報システム整備に関する基本方針)。

平成 28 (2016) 年 4 月から運用を開始した樋又キャンパスは、教室、研究室、事務室のみならず、アカデミック・ソーシャル・コモンズ、レストラン等を備え、本学学生の自主的な学修活動や地域連携の拠点として活用されている。また、松山大学創立 100 周年事業の一環として、令和 2 (2020) 年 11 月、御幸キャンパスに課外活動の新たな拠点となる「クラブ・アクティビティ・エリア」を建設した。この「クラブ・アクティビティ・エリア」には建設当初から無線ネットワークが整備されており、学びの場の一端を担う施設として活

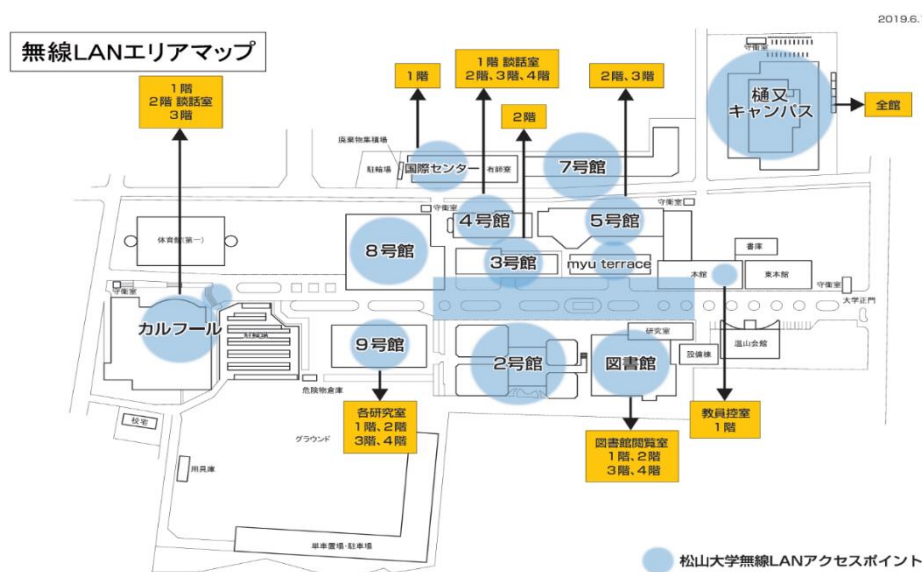
用されている（備付-33 学内無線 LAN の敷設状況、教室別座席数・備品一覧）。

情報関連授業に対応する設備は 8 号館に集約されており、6 階の情報処理室には令和 5（2023）年 3 月に新機種に更新した 120 台のパソコンが整備されている（備付-34 コンピュータ教室の配置図）。これらの教室は、履修者数の状況により間仕切りパーティションによってその規模を変更でき、最小ユニットではパソコン 20 台の教室を 6 教室にして運用することが可能で、講義担当者の授業の進め方や履修者数に柔軟に対応できる形態を用意している。また、6 階にはこれらの教室の他に、プリンタ常設の自習室を 1 室、持込パソコン対応の自習室を 1 室開放しており、学生はパソコンを利用して各種研究・課題に取り組んでいる。教室パソコンのソフトウェア構成については、OS（Windows11）と Office ツール（Office2019）、ブラウザ（Google Chrome）のほか、一部他社製のブラウザ等も必要性に応じて標準搭載している。また、最新の Microsoft Office を教育研究活動に提供するために、学生、教職員全員が Microsoft Office の最新版を利用できるようライセンス契約を締結している。

教室の視聴覚設備については、一部のゼミ教室（5 教室）を除き、ほぼ全ての教室において整備し、教育環境の充実と教育効果の向上に活用されており、状況に応じて随時、プロジェクター設備の更新等を行っている。

e-Learning 支援の学習管理システム（LMS）は、本学では Moodle2 で運用していたが、新型コロナウイルス感染症を契機としたオンライン授業、ハイブリッド授業の開始等で使用頻度が急増し、負荷に耐えきれない状況となったため、令和 3（2021）年 4 月、Moodle3 にバージョンアップし大幅な性能強化を図った。さらに、令和 6（2024）年 3 月には Moodle4 にバージョンアップを行った。なお、LMS については、令和 5（2023）年 4 月に導入した松大 UNIPA にも Moodle4 と同様の機能が備わっており、併用している。

教育研究活動に資する情報ネットワークは、平成 28（2016）年度に全面的な再構築を実施し、セキュリティの強化を図った。無線ネットワークについては、平成 30（2018）年度に全館整備済みであり、基本方針にある BYOD（Bring Your Own Device）に対応できるエリアをキャンパス内に更に拡張する計画を進めており、直近では令和 4（2022）年 3 月に大幅な増強を行った。



学生・教育職員を対象としたメールサービスについては、平成 29（2017）年 10 月から全面的に「松山大学公式クラウドメールサービス（Gmail）」の利用を開始した。

さらに、令和 5（2023）年 4 月には、学内ポータルシステムを全面刷新し松大 UNIPA を導入、スマートフォン対応等、より使い易いサービスとするとともに、情報提供等において大幅な強化を図った。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

情報通信及びマルチメディア機器を活用した教育環境と事務システムを安定して提供するために、基本方針に基づき施設・設備の更新を行っていく。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料	2-7 本学ウェブサイト：大学案内>情報公開>財務情報
	10 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）[書式1]
	11 事業活動収支計算書の概要[書式2]
	12 貸借対照表の概要（学校法人全体）[書式3]
	13 財務状況調べ[書式4]
	14 資金収支計算書・資金収支内訳表（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）
	15 活動区分資金収支計算書（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）
	16 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）
	17 貸借対照表（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）
	18 事業報告書（令和5（2023）年度）
	19 事業計画書（令和6（2024）年度）
提出資料－規程集	45 資金の運用に関する取扱規程
	46 学校法人松山大学資金運用・管理委員会規程
備付資料	3-9 本学ウェブサイト：学校法人松山大学寄附金事業
	3-10 本学ウェブサイト：大学案内>広報> 松山大学学園報 CREATION
	3-11 本学ウェブサイト：情報公開>財務情報
	36 財産目録及び計算書類
	37 学校法人松山大学長期ビジョン

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切

である。

- ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

＜区分 基準Ⅲ-D-1 の現状＞

社会・経済環境が大きく変化する中で、本法人として適正な事業を遂行するとともに、建学の精神に基づく教育研究活動を将来にわたり発展させるためには財務内容の健全性を維持することが不可欠である。本学は、財務上、学校法人松山大学の一部門として位置付けられている。本法人全体における財政状況は堅調に推移しており、今後も本学の存続は十分可能である（備付-36 財産目録及び計算書類）。

法人全体の資金収支は、令和 3（2021）年度は 1 億 8,680 万円、令和 4（2022）年度は 4 億 5,984 万円、令和 5（2023）年度は 1 億 8,951 万円の支出超過となった（提出-10 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）[書式 1]、提出-14 資金収支計算書・資金収支内訳表（令和 3（2021）年度～令和 5（2023）年度））。

本法人は事業活動収支における基本金組入前当年度収支差額の収入超過を維持すべく、「教育活動資金支出のうち教育研究経費支出及び管理経費支出の合計を 21 億円までとする（ただし、高等教育の修学支援新制度に係る費用については、含まない）」ことを目標とし、部門ごとに、過去 5 年度分の予算額と決算額、執行率を確認のうえ、予想される決算額からの乖離が生じることのないよう、実行可能な事業計画及び予算編成を行った結果、基本金組入前当年度収支差額は、令和 3（2021）年度 1 億 1,204 万円、令和 4（2022）年度 1,929 万円の収入超過となった。しかし、令和 5（2023）年度は松山大学創立 100 周年の関連事業を行ったこともあり、619 万円の支出超過となった（提出-10 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）[書式 1]、提出-11 事業活動収支計算書の概要[書式 2]、提出-15 活動区分資金収支計算書（令和 3（2021）年度～令和 5（2023）年度）、提出-16 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表（令和 3（2021）年度～令和 5（2023）年度））。

本学の過去 3 年間の収支差額は支出超過となっている。その主要因は、本学の学生数

の減少に伴う納付金や手数料、経常費補助金の減少と本学が使用する教室、図書館及び厚生補導施設等のほとんどの施設を大学と共用しており、それに係る経費を学生数等で按分しているためである（提出・10 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）〔書式 1〕、提出・11 事業活動収支計算書の概要〔書式 2〕、提出・15 活動区分資金収支計算書（令和 3（2021）年度～令和 5（2023）年度）、提出・16 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表（令和 3（2021）年度～令和 5（2023）年度））。

事業活動収支の状況

法人全体

（単位：千円）

	令和 3（2021）年度	令和 4（2022）年度	令和 5（2023）年度
事業活動収入	6,771,414	6,582,620	6,823,414
事業活動支出	6,659,368	6,563,321	6,829,606
収支	112,045	19,298	△6,192

＊事業活動収入は、提出・11 事業活動収支計算書の概要〔書式 2〕の教育活動収入計、教育外活動収入計、特別収入計の合計額

＊事業活動支出は、提出・11 事業活動収支計算書の概要〔書式 2〕の教育活動支出計、教育外活動支出計、特別支出計の合計額

短期大学

（単位：千円）

	令和 3（2021）年度	令和 4（2022）年度	令和 5（2023）年度
事業活動収入	134,446	122,981	113,527
事業活動支出	208,519	201,395	197,498
収支	△74,073	△78,414	△83,971

＊事業活動収入は、提出・11 事業活動収支計算書の概要〔書式 2〕の教育活動収入計、教育外活動収入計、特別収入計の合計額

＊事業活動支出は、提出・11 事業活動収支計算書の概要〔書式 2〕の教育活動支出計、教育外活動支出計、特別支出計の合計額

貸借対照表の状況については、資産総額は、令和 3（2021）年度は 465 億 3,498 万円、令和 4（2022）年度は 460 億 1,019 万円、令和 5（2023）年度は 455 億 7,594 万円である。一方負債総額は、令和 3（2021）年度は 57 億 1,429 万円、令和 4（2022）年度は 51 億 7,021 万円、令和 5（2023）年度は 47 億 4,214 万円である（提出・12 貸借対照表の概要（学校法人全体）〔書式 3〕、提出・17 貸借対照表（令和 3（2021）年度～令和 5（2023）年度））。

純資産のうち「基本金」は、令和 3（2021）年度末では 460 億 7,355 万円、令和 4（2022）年度末では 467 億 709 万円、令和 5（2023）年度末は 470 億 9,775 万円となった。

「第 1 号基本金」は、土地、校舎、設備及び図書等教育上基本的に必要とされるものであり、建物については、8 号館 1 階 2 階トイレ改修工事、LED 照明化、カルフル舞台機構設備等に係る組み入れを行ったなどにより、令和 3（2021）年度は 4 億 330 万円、令和 4

(2022) 年度は 6 億 3,333 万円、令和 5 (2023) 年度は 3 億 9,045 万円の増加となっている。「繰越収支差額」の支出超過は、令和 3 (2021) 年度は 52 億 5,286 万円、令和 4 (2022) 年度は 58 億 6,711 万円、令和 5 (2023) 年度は 62 億 6,396 万円となった。純資産の部全体としては、令和 3 (2021) 年度は 408 億 2,068 万円、令和 4 (2022) 年度は 408 億 3,998 万円、令和 5 (2023) 年度は 408 億 3,379 万円と、本法人の財政状況は安定している。

退職給与引当金等については、退職金の支給に備えるため、期末要支給額の 100%を基礎として、私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入調整額を加減した金額を計上している。

資産運用については、「資金の運用に関する取扱規程」及び「学校法人松山大学資金運用・管理委員会規程」に基づき、財務担当理事等で構成する「学校法人松山大学資金運用・管理委員会」を設置し、安全かつ効率的な資金の運用・管理に取り組むこととしている。有価証券、特定資産などについては、「資金運用ガイドライン」に沿って、元本回収・分散投資・満期償還を基本とする安定した資金運用を目標とし、常に経済状況を把握しながら、債券の管理を行っている（提出 - 規程集 45～46）。

教育研究経費の経常収入に対する比率は、本法人全体で令和 3 (2021) 年度 39.8%、令和 4 (2022) 年度 41.6%、令和 5 (2023) 年度 42.0%、本学で令和 3 (2021) 年度 57.8%、令和 4 (2022) 年度 58.2%、令和 5 (2023) 年度 61.6%といずれも 20%を大幅に超えており、学生等の教育に必要な経費は十分に支出している（提出-13 財務状況調べ[書式 4]）。

教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）については、令和 5 (2023) 年度における本法人全体の教育研究用機器備品支出は 4,245 万円、図書支出は 3,003 万円であり、資金収支支出に占める割合は、それぞれ 0.4%、0.3%となっている。

公認会計士（監査法人）による監査は、本法人として受けており、指摘事項があった場合には、その都度対応し、必要に応じて修正等を行っている（提出-10 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）[書式 1]、提出-15 活動区分資金収支計算書（令和 3 (2021) 年度～令和 5 (2023) 年度））。

寄付金の募集は本法人で行っており、学校債は発行していない。寄付金については、本法人が平成 30 (2018) 年 4 月に「学校法人松山大学寄附金事業」を創設し、松山大学創立 100 周年記念事業募金、松山大学募金、松山大学古本募金を行っている（備付-3-9 本学ウェブサイト：学校法人松山大学寄附金事業）。

本学の収容定員充足率は、令和 3 (2021) 年度は 92%、令和 4 (2022) 年度は 84%、令和 5 (2023) 年度は 76%と 100%を割り、低下を続けている。また、入学者数は、令和 3 (2021) 年度 77 人、令和 4 (2022) 年度 88 人、令和 5 (2023) 年度 70 人で、入学定員充足率は、令和 3 (2021) 年度 77%、令和 4 (2022) 年度 88%、令和 5 (2023) 年度 70%となっている。この背景には、大きくは国内の大学等における新入学生の多くを占める 18 歳人口が減少する中で、4 年制大学への進学率が上昇する一方、短期大学への進学率が低下していることがあり、短期大学は定員確保が厳しい局面に置かれている。

定員充足率の状況

(単位：人、%)

	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
入学者数	77	88	70
入学定員	100	100	100
入学定員充足率	77%	88%	70%
在籍者数	183	167	152
収容定員	200	200	200
収容定員充足率	92%	84%	76%

* 在籍者数は各年度 5 月 1 日時点

本学は入学定員充足率と収容定員充足率が 100%を下回っている状況ではあるが、前述のように、本法人全体の財務状況は、資金収支及び事業活動収支の観点からは堅調であること、純資金についても蓄積されていることから、当面経営が困難になるような状況ではない。

学校法人松山大学中期プラン『次代を切り拓く「知」の拠点』（2019 年度～2023 年度）では、令和 6 (2024) 年度末までに予想される施設建替費を試算し、財源確保のため、経費削減、寄附金事業の実施、補助金獲得、学生生徒等納付金収入増加等を図ることとしている。さらに各年度の事業計画書においては、財務目標を事業活動収支における基本金組入前当年度収支差額の収入超過を維持すべく、「教育活動資金支出のうち教育研究経費支出及び管理経費支出の合計を 21 億円までとする」とし、部門ごとに過去 5 年度分の予算額と決算額、執行率を確認のうえ、予想される決算額からの乖離が生じないように、実行可能な事業計画及び予算編成を行い、その執行に努めている（提出-19 事業計画書（令和 6 (2024) 年度））。

また、令和 5 (2023) 年度には、『学校法人松山大学長期ビジョン（2024～2033）』（以下「長期ビジョン」という）及び中期計画を策定し、時代に対応した経営体制の確立と安定的な財政基盤の構築を図るため、「収入の構造的強化を図り、収支構造の適正化を推し進めます」という重点項目を定め、これに対応する中期目標を「収入の多様化」、「収支構造の適正化」、「資金計画の策定」とし、諸施策に取り組むこととしている。なお、本学では、長期ビジョンに基づいた中期計画（実施計画）において、入学志願者の増加に向けた入試科目設定を検討し、令和 7 (2025) 年度一般選抜試験で導入を目指すほか、将来を見据えた定員の設定を検討することとしている（備付-37 学校法人松山大学長期ビジョン）。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。

- ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
- ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

〔注意〕

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

＜区分 基準Ⅲ-D-2 の現状＞

本学は、昭和 27（1952）年に、地元勤労学生その他の熱烈な要望に応じて、建学の精神である、校訓「三実」（「真実」「実用」「忠実」）を教育理念に掲げる松山大学に併設する第 2 部（夜間開講）の「商科」として設立された。爾来、経営学、経済学、法学等を軸に実践的なカリキュラムを整備して、時代に適応できる優れた人材の育成に努め、7,300 名を超える卒業生を輩出している。全国的にみた短期大学を取り巻く環境は、入学定員割れの短期大学が 83.6%（日本私立学校振興・共済事業団「令和 3（2021）年度私立大学・短期大学等入学志願動向」）に達するなど大変厳しい。これは 18 歳人口の減少、4 年制大学への指向性などの諸要因が重なっていると考えられる。

本学の強みは、経営学、経済学、法学等について実務家教員などから実践的な教育を受けられること、松山大学と施設を共用しているため、中四国屈指の蔵書数を誇る図書館など充実した施設設備を利用できること、夜間開講の短期大学であるため時間の活用幅が広いこと、学費が比較的安価であることなどである。弱みは、資格取得のためのカリキュラムがないことがあげられる。4 年制大学・短期大学や専門学校への進学者数の増加の中で、働きながら学ぶというニーズが減っている一方で、リスクリング（学び直し）のニーズの高まりといった社会情勢の変化があり、本学はそうしたニーズに応え得るともいえる。

こうした本学の特性はあるが、前述のように 18 歳人口の減少、4 年制大学への指向の高まりなどのため、入学定員充足率は、令和 3（2021）年度 77%、令和 4（2022）年度 88%、令和 5（2023）年度 70%で、収容定員充足率は、令和 3（2021）年度は 92%、令和 4（2022）年度は 84%、令和 5（2023）年度は 76%となり、充足率はいずれも低下を続けている。こうした現状をうけ、近年は、幅広い教養を修得できる教学体制を整備し、地域の社会貢献に寄与できる能力の涵養に努めている。

本法人の中長期の財務計画は、学校法人松山大学中期プラン『次代を切り拓く「知」の拠点』（2019 年度～2023 年度）において、令和 6（2024）年度末までに予想される施設建替費を試算し、財源の確保のため、経費削減、寄附金事業の実施、補助金獲得、学生生徒等納

付金収入の増加等を図ることとしている。また、前述のように、令和 5（2023）年度に長期ビジョンを策定し、校訓「三実」の精神に基づく合理的精神と独立の精神を育み、専門教育及び研究を行うと共に社会のため有為な人材を育成することを使命として、「地域が誇れる大学へ」と進化し続けることを長期ビジョンとして掲げている。

本学においても、本法人全体の長期ビジョンに基づいて、教育、学生支援、研究、社会貢献、大学運営のそれぞれのビジョンの達成を図るため、本法人、松山大学と連携した中期計画を策定している。

中期計画において、本法人が取り組もうとしている「収入の構造的強化を図り、収支構造の適正化を推し進める」ため、学生募集対策や学納金計画を明確にし、また、「高度専門化の進む大学業務に対応する専任職員の人材育成、人材活用を推進する」、「組織の合理化や業務内容の効率化に努め、教育に注力できる有機的な体制を整える」ことを重点項目としている。また、財務の中期的な目標水準を設定して実効性のある事業計画を策定し、それらは本学ウェブサイトにも掲載され、広く情報公開されている。

本法人及び本学は、経営実態や財政状況に基づいて単年度の事業計画及び予算を策定している。事業計画の作成にあたっては、本法人から、あらかじめ、財政状況と事業目標が示され、本学及び短大事務部、松山大学の各学部、各部署は、その意向に沿った形で計画書等を作成する。本法人全体の事業計画及び予算については、3月に理事会で決定している（提出-19 事業計画書（令和 6（2024）年度））。

財務状況や目標等は、長期ビジョン、中期計画やこれらに基づく年度ごとの事業計画と共に、学内では松大 UNIPA に公開され、教育職員は経営情報を共有している。

また、学生や保護者等のステークホルダーに向けては、本学ウェブサイト及び松山大学学園報 CREATION 等で公開している（提出-2-7 本学ウェブサイト：大学案内>情報公開>財務情報、備付-3-10 本学ウェブサイト：大学案内>広報>松山大学学園報 CREATION、備付-3-11 本学ウェブサイト：情報公開>財務情報）。

本法人の単年度の事業計画における財務目標

項目	中期的な目標水準
人件費比率	52.0%以下
教育研究経費比率	34.5%～40.0%
管理経費比率	8.5%以下
補助金比率	13.5%以上
寄付金比率	2.1%以上

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

本法人として適正な事業を遂行するとともに、「建学の精神」に基づく教育研究活動を将来にわたり発展させるためには財務内容の健全性を維持することが不可欠である。そのためには、令和 5（2023）年度に策定した長期ビジョンや中期計画を確実に実現していくことが最も大きな課題といえよう。

本学においては、事業活動収支において支出超過が続く中で、入学者数や在籍者数が減少し、入学定員充足率と収容定員充足率が低下する状況にあり、さらに財務状況の悪化が懸念される。そのため、本法人や松山大学と一体となって、長期ビジョンや中期計画の実現を図り、財務状況の改善に努めることが課題となる。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞

特になし

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

(1) FD 活動の充実

FD 活動については、①SPOD 主催の FD 研修会に参加することを新任教員に義務付けること、②短期大学 FD 会の内容を充実させること、③目標値を設けて研究成果の公刊を勧奨することを計画した。

①については、令和元(2019)年度の新任教員は FD 研修会に参加したが、令和 2(2020)年度の新任教員はコロナ禍の影響により FD 研修会に参加できなかった。また、令和 5(2023)年度の新任教員は、情報提供が遅れたため、令和 6(2024)年 6 月に開催される FD 研修会に参加する予定である。

②については、本学内に松山短期大学 FD 推進部会を設け、FD に関する学内外の情報を収集したり、卒業生アンケートを実施したりするなどして、FD 活動の内容の充実を図っている。

③については、目標値の設定には至っていないものの、令和 5(2023)年度には文化庁の文化芸術振興費補助金を獲得するなど、長年続けてきた研究が成果に結びついている。

(2) SD 活動の充実

SD 活動については、本法人が令和 4(2022)年に「学校法人松山大学におけるスタッフ・ディベロップメントの実施方針」を定め、本法人の全教職員を対象に、組織的かつ体系的に SD 活動を実施している。令和 5(2023)年度には、マネジメント研修、事務職員階層別研修、事務職員全体研修及び教職員全体研修が実施された。

(3) 規程等の周知

就業に関する諸規程については、松大 UNIPA を通じて例規データベース「Super Reiki-Base」より利用でき、教職員が必要な時期にいつでも閲覧できる環境が整備されている。

(4) 情報通信・マルチメディア機器を活用した教育環境の充実

「学校法人松山大学情報システム整備に関する基本方針」に基づき情報システムの各種整備事業を進めている。情報関連授業に対応する設備（パソコン）は令和 5(2023)年 3

月に新機種に更新し、さらに令和 5 (2023) 年 4 月には学内ポータルを全面刷新し、松大 UNIPA を導入している。ハード、ソフト両面にわたる設備の充実に努めるとともに、教育職員に対しては、設備の活用による授業の質的改善とアクティブラーニングの実践できる環境を整備している。

(5) 中長期経営計画の策定と財務計画の立案

学校法人松山大学中期プラン『次代を切り拓く「知」の拠点』(2019 年度～2023 年度)に基づき、財源の確保、経費削減、寄附金事業の実施、補助金獲得、学生生徒等納付金収入の増加等に取り組んできた。

令和 5 (2023) 年度には、新たに収入の構造的強化を図るなどを内容に含む、長期ビジョンを策定し、それに基づく中期計画において、「収入の構造的強化を図り、収支構造の適正化を推し進める」ため、学生募集対策や学納金計画を明確にし、また、「高度専門化の進む大学業務に対応する専任職員の人材育成、人材活用を推進する」、「組織の合理化や業務内容の効率化に努め、教育に注力できる有機的な体制を整える」ことを重点項目として取り組みを進めていくこととしている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

(1) SD 活動への教職員の参加率を高める

SD 研修は事務職員のみならず、教育職員も対象とするなど対象を拡大しているが、スケジュールによっては参加率が低い研修も見受けられるため、教育職員に対しても研修への参加を促す取り組みを続けていく。また、本学専任教員が参加しにくい場合には、教授会終了後に本学独自にフォローする研修等を行うなどの取り組みを進める。

(2) 事務職員の増員を図る

現在 11 人の専任教員と 5 人の事務職員で本学の運営にあたっている。各教職員が連携して運営業務の効率化を図っているものの、キャリア支援や障がいを抱えた学生への支援など、事務職員の業務が急増しているため、増員が課題である。本法人に対して、増員を継続的に要請していく。

(3) 情報通信及びマルチメディア機器を活用した教育環境等の整備を図る

情報通信及びマルチメディア機器を活用した教育環境と事務システムを安定して提供するために、基本方針に基づき施設・設備の更新を行っていく。

(4) 長期ビジョン等の実現で健全な財務体質を維持する

本法人として適正な事業を遂行するとともに、「建学の精神」に基づく教育研究活動を将来にわたり発展させるためには財務内容の健全性を維持することが不可欠である。また、入学者数や在籍者数が減少し、入学定員充足率や収容定員充足率が低下しており、財務状況の悪化が懸念される。そのため、本法人や松山大学と一体となって、長期ビジョンや中期計画の実現に努め、健全な財務体質を維持していく。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

様式 8－基準Ⅳ

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料	21	学校法人松山大学理事会議事録（写し）
提出資料 - 規程集	47	学校法人松山大学寄附行為
	48	学校法人松山大学寄附行為施行細則
備付資料	38	学校法人松山大学理事長の履歴書
	39	学校法人実態調査表（写し）（令和 3（2021）年度～令和 5（2023）年度）

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

「学校法人松山大学寄附行為（以下「寄附行為」という）」第 5 条第 2 項において、松山大学学長が学校法人松山大学の理事長を兼務することが定められている（提出 - 規程集 47）。

理事長は、建学の精神である「真実」・「実用」・「忠実」の校訓「三実」を教育理念として掲げ、学問と人間性の涵養を目指して社会に有用な人材育成に邁進するべく、本法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮し、寄附行為第 11 条に基づき、本法人を代表し、本法人の業務を総理している（備付-38 本法人理事長の履歴書）。

理事長は、寄附行為第 35 条に基づき、毎会計年度終了後 2 か月以内に、監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めており、また、寄附行為第 16 条に基づき、理事会を招集し、その議長を務め、本法人の意思決定機関として適切に運営している（備付-39 学校法人実態調査表（写し））。

寄附行為及び「学校法人松山大学寄附行為施行細則」に基づき、理事長を補佐し、本法人の業務を分掌するため、常務理事 2 人以上 4 人以内を選任し、理事会の包括的授權に基づき、それぞれ主として総務、財務、教学等に関する日常業務を執行している。理事長及び常務理事をもって組織する常務理事会は、理事長が招集し、原則として毎週 1 回開催し、理事会に提出する案件の審議及び処理すべき日常業務を審議している（提出-21 本法人理事会議事録）（提出 - 規程集 48）。

理事会は、寄附行為第 16 条に基づき、理事長が招集し、本法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。理事会は、本学及び松山大学の発展のため、学内外の情報収集に努めている。また、本学及び松山大学の認証評価に対する役割を果たし、責任を負っている。教育基本法、学校教育法、私立学校法等の関係法令を遵守し、各種法改正への迅速な対応を図る等、本学の運営に関する法的な責任があることを認識し、本法人の運営に責任をもって参画している。また、本法人の運営及び本学の運営に必要な諸規程の整備を行っている（提出-21 本法人理事会議事録（写し））。

理事は、寄附行為第 6 条及び私立学校法第 38 条の規定に基づき選任されている。また、理事は本法人の建学の精神である「真実」・「実用」・「忠実」の校訓「三実」を十分理解し、本法人の健全な経営について学識及び見識を有している。学校教育法第 9 条の規定については、寄附行為第 3 条の本法人の目的に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い経済、経営、人文、法律及び薬学に関する専門教育並びに研究を行うと共に社会のため有為な人材を育成することを目的とする。」と規定しており、また、理事就任時に提出を求めている誓約書により、学校教育法第 9 条に規定されている欠格事由に該当していないことを確認している。

なお、令和 7（2025）年 4 月に施行される改正私立学校法に対応するため、理事長及び理事の選任方法等を変更するための寄附行為改正について検討を進めている。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

特になし

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料	3	松山短期大学学則
	22	松山短期大学教授会議事録（写し）
提出資料 - 規程集	18	松山短期大学教授会規則
	49	松山短期大学学長選考規程
	50	松山短期大学教学委員会規程
	51	松山短期大学懲戒規程
	52	松山大学教学会議規程
備付資料	41	松山短期大学学長の個人調書
	42	松山短期大学教学委員会の議事録

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。

- ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準Ⅳ-B-1 の現状>

令和 5（2023）年度の学長は、平成 29（2017）年 12 月に「松山短期大学学長選考規程」に基づいて実施された選挙によって選任され、令和 2（2020）年 12 月に実施された選挙によって再選された。平成 30（2018）年 4 月に就任して以来、校訓「三実」の精神に基づく教育研究を推進し、本学の向上・充実に向けて努力し、教学運営の職務遂行に努めている（提出 - 規程集 49、備付・41 本学学長の個人調書）。

学長の選考にあたっては、学長選考規程にあるように、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、教育行政に関し識見を有すると認められる者が選挙で選ばれている。就任以来、教育運営の最高責任者として、所属職員を統督し、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている（提出・22 本学教授会議事録（写し））。

教授会にかかる議事は、学長及び学長以外の教員 3 人からなる教学委員会においてあらかじめ審議され、教授会規則が定めるところにより教授会において審議が必要な事項については、教授会において審議され、報告だけで十分な事項については報告されている（提出 - 規程集 18、50）。

学長は、教授会の招集時に議題を提示し、事前に構成員に周知しており、教授会を審議機関として適切に運営している。教学委員会及び教授会の議事録が整備されており、それぞれ決裁事項については、学長への報告書と理事会への報告書が作成されて記録されている（提出・22 教授会議事録（写し）、備付・42 本学教学委員会の議事録）。

学長は、教授会に対して、学習成果については卒業の資格判定を議事としているほか、学生の授業評価や年度はじめ及び年度末のアンケート結果のフィードバックを行っている。

学生に対する懲戒の手続は、学則第 32 条及び「松山短期大学懲戒規程」に定められている（提出・3 松山短期大学学則、提出 - 規程集 51）。

学長は、3 つのポリシーについて、校訓「三実」との整合性を保ちつつ本学の特徴を活かせる教育ができるように教授会において説明し、教授会と認識を共有している。また、意見聴取等を通じて、変化する環境に即して常に見直しをする姿勢を示している。

学長は、松山大学との教学上の整合性を保つために、「松山大学教学会議規程」第 2 条に基づき、松山大学の教学会議の一員として会議に出席し、必要事項について意見を述べ、審議に参加している（提出 - 規程集 52）。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題>

特になし

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料	23	評議員会議事録（写し）
提出資料一 規程集	47	学校法人松山大学寄附行為
	53	学校法人松山大学監事監査規程
備付資料	3-11	本学ウェブサイト：情報公開>財務情報
	37	学校法人松山大学長期ビジョン
	40	学校法人松山大学中期プラン『次代を切り拓く「知」の拠点』
	43	監査報告書

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

監事は寄附行為第 15 条及び「学校法人松山大学監事監査規程」に基づき、監査計画を策定し、その計画に基づき、理事長・学長、常務理事、副学長、学部長、短期大学長、各事務部長、内部監査室、会計監査人等との面談を適時行い、情報収集に努め、本法人の業務及び財産の状況を適宜監査している（提出 - 規程集 47、53）。

監事は、理事会及び評議員会に出席し意見を述べている。また、常勤監事は、これに加え、常務理事会に出席し適宜意見を述べている。

毎年 5 月に監事、内部監査室及び会計監査人による三様監査を実施し、各監査人からの監査情報の提供及び監査意見の交換を行うとともに、毎会計年度、本法人の業務監査及び会計監査の結果を踏まえ、検討・協議の上、監事監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出し、監査の実施状況とその結果を報告している（備付-3-11 本学ウェブサイト：情報公開>財務情報、備付-43 監査報告書）。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

＜区分 基準Ⅳ-C-2 の現状＞

評議員会については、寄附行為第 20 条第 2 項において「37 人以上 45 人以下の評議員をもって組織する」と規定されており、寄附行為第 5 条第 1 項に規定する理事 12 人以上 18 人以内との規定に基づく理事定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している（提出 - 規程集 47、第 20 条）。

寄附行為第 22 条において、評議員会への諮問事項を次のとおり規定し、私立学校法第 42 条の規定に従い、運営している（提出 - 規程集 47、第 22 条）。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 収益事業に関する重要事項
- (10) 寄附金品の募集に関する事項
- (11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

なお、令和 7（2025）年 4 月に施行される改正私立学校法に対応するため、評議員の選任方法等を変更するための寄附行為改正について検討を進めている（提出-23 評議員会議事録（写し））。

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

＜区分 基準Ⅳ-C-3 の現状＞

学校教育法施行規則及び私立学校法の規定に基づき、本法人のウェブサイトの情報公開ページにおいて、教育研究上の基礎的な情報、修学上の情報等の教育情報、財務情報等を公開している。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題＞

特になし

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項＞

特になし

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

基本政策の策定に関して、本法人では、令和元（2019）年度から令和 5（2023）年度までの中期計画として「学校法人松山大学中期プラン『次代を切り拓く「知」の拠点』（2019 年度～2023 年度）」（以下「中期プラン」という）を設定した（備付・40 学校法人松山大学中期プラン）。

この中期プランは、大学を取り巻く社会経済情勢が厳しくなるなか、愛媛・松山の地において、永続的に「知の拠点」としての役割を果たし続けることができるよう、学校法人松山大学の歴史と伝統、さらには、地域の発展に有為な人材の養成と「校訓『三実』」の精神（教育理念）に基づく合理的精神と独立の精神を育む教育の実践を再確認し、「次代を切り拓く『知』の拠点」として本法人がこれから向かうべき方向性を明確にするものである。本学及び松山大学が抱える課題を現状把握に基づいて明確化した上で、「次代を切り拓く『知』の拠点」となるために取り組むべき三つの大きな柱（方向性）とそれを実現するための七つの重点項目を示したものである。

中期プランの中で示す三つの柱とは、「地域の発展に資する人材養成の拠点」「地域の知的コミュニティの拠点」「地域の発展に寄与する研究の拠点」であり、それぞれ教育活動、社会貢献活動、研究活動に対応している。教育活動においては、学生に学習の機会をより多く提供し、学生の継続的な学習意欲を引き出す制度の構築や施設・設備面の支援を行うとともに、本学における学びを社会で生かすことができるよう取り組むことを明確にしている。また、社会貢献活動においては、社会人に大学で学ぶ機会を提供するだけでなく、大学を中心にして、在学生と社会人が大学という場、社会という場の双方で学ぶ機会を得るような仕組み作りを目指すとともに、地方公共団体、企業、経済団体等との連携をさらに強化しつつ、それぞれの組織との相互信頼の関係を築くことによって、地域社会の知的活動を活性化させ、地域の教育・文化水準の向上のための中心的役割となることに取り組むとしている。研究活動については、研究によって得られた実践的な知見を地域社会に還元することで、地域の発展に貢献することを目的に、各種の連携協定や企業との共同研究を進め、学生や教育職員による地域産業・企業等との連携プロジェクト等を推進しつつ、地域のシンクタンク的な役割を担うことができるよう、地域社会の課題解決に取り組んでいくことを表明している。

本法人は、中期プランの最終年度に当たる令和 5（2023）年度に長期ビジョンを策定した（備付・37 学校法人松山大学長期ビジョン）。

本法人の長期ビジョンとして、愛媛の地に開学し地域と共に歩んできた 100 年の軌跡を矜持として、地域が誇れる大学へと進化し続けることを掲げている。時代に対応した経営体制の確立と安定的な財政基盤の構築により、経営資源を強化し、地域の課題解決や魅力創出に資する活動を活性化させるため、社会変化に対応した教育研究活動の基盤を創る必要がある。

さらに、ビジョンを実現させるための重点項目として、以下の 8 項目を示している。

1. 社会の変革を見据えながら、経営資源の有効的な活用と配置を図り、設置する大学のブランド力を向上させる。

2. 時代の要請に応える教育を実現するための環境整備を進める。
3. 学生の学修と成長を促す空間として、また地域の交流の拠点として、魅力あるキャンパス環境を整備する。
4. 自治体、産業界、教育機関、校友会等との連携を強化し、学生の主体的な活動と地域の発展に貢献する。
5. 収入の構造的強化を図り、収支構造の適正化を推し進める。
6. 高度専門化の進む大学業務に対応する専任職員の人材育成、人材活用を推進する。
7. 組織の合理化や業務内容の効率化に努め、教育に注力できる有機的な体制を整える。
8. ワーク・ライフ・バランスの向上を目指し、働きがいのある、働きやすい職場環境を整える。

財務体質の健全化に関して、本法人では、中期プランに示すビジョンの実現に向けて財政基盤の強化を目的に令和 8（2026）年度までの事業活動収支、基本金組入前当年度収支差額の推移のシミュレーションを基に財務目標を設定している。具体的には、事業活動収支における基本金組入前当年度収支差額の収入超過を維持すべく、「教育活動資金支出のうち教育研究経費支出及び管理経費支出の合計を 21 億円までとする」ことを目標としている。また、事業活動支出における人件費、教育研究経費及び管理経費についても数値目標を設けている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

特に課題は見当たらないが、これまでに確立してきたリーダーシップとガバナンスの管理運営体制の質をさらに高めるよう、継続した取り組みを進めていく。